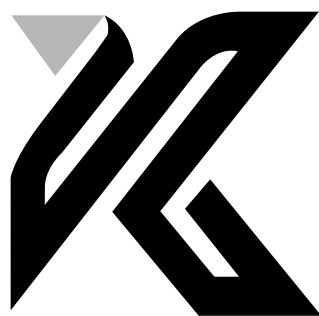


2025年度

保健学専攻博士前期課程・後期課程 修学の手引き



鹿児島大学大学院保健学研究科

目 次

【博士前期課程】

I. 目的・教育目標・ポリシー	1
II. 博士前期課程の組織等	2
1. 組織	
2. 各領域の教育・研究内容	
III. 授業科目・履修方法等	5
1. 授業科目及び単位数一覧	
2. 授業科目の概要	
3. 修了要件	
4. 既修得単位の認定	
5. 指導教員	
IV. 修士論文等の審査及び最終試験等	22
1. 修士論文等の研究計画の検討について	
2. 修士論文等題目届の提出	
3. 修士論文等の提出	
4. 修士論文等の審査と最終試験	
5. 修士論文等審査及び最終試験の可否	
6. 学位授与までのプログラム	
V. 教員の研究課題等	23

【博士後期課程】

I. 目的・教育目標・ポリシー	29
II. 博士後期課程の組織等	30
1. 組織	
2. 各分野の教育・研究内容	
III. 授業科目・履修方法等	32
1. 授業科目及び単位数一覧	
2. 授業科目の概要	
3. 修了要件	
4. 既修得単位の認定	
5. 指導教員	
IV. 博士論文の審査及び最終試験等	37
V. 学位の申請要件及び授与までのプログラム	37
1. 学位申請の要件	
2. 学位授与までのプログラム	
3. 学位授与までのフローチャート	
VI. 教員の研究課題等	39

【共通項目】

I. 学期・授業案内等	45
II. 履修方法等	45
1. 履修手続・研究計画書の提出	
2. 成績の評価	
3. 成績評価に関する申立て	
III. 研究倫理	46
IV. 学生生活上の諸注意	46

【規則等】

[保健学研究科共通規則等]

・ 鹿児島大学大学院保健学研究科規則	51
・ 鹿児島大学大学院保健学研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則	56
・ 鹿児島大学大学院保健学研究科既修得単位認定に関する申合せ	58
・ 鹿児島大学長期履修学生制度に関する取扱要項	60
・ 鹿児島大学大学院保健学研究科長期履修学生制度に関する申合せ	64

[保健学研究科博士前期課程規則等]

・ 鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻博士前期課程履修要項	65
・ 鹿児島大学大学院保健学研究科修士論文等審査及び最終試験の実施に関する要項	71
・ 鹿児島大学大学院保健学研究科修士論文作成要項	80
・ 鹿児島大学大学院保健学研究科博士前期課程における優れた業績を上げた者の学位申請等に係る申合せ	83

[保健学研究科博士後期課程規則等]

・ 鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻博士後期課程履修要項	86
・ 鹿児島大学大学院保健学研究科博士後期課程学位審査等規則	89
・ 鹿児島大学大学院保健学研究科博士後期課程における優れた研究業績を上げた者の認定に係る申合せ	106

【その他】

・ 桜ヶ丘キャンパス建物配置図	109
-----------------	-----

【 博 士 前 期 課 程 】

I. 目的・教育目標・ポリシー

〔目 的〕

保健学に関する優れた専門知識・技術をもつ高度専門職業人並びに卓越した教育や研究のできる人材及び離島・へき地や国際的な保健医療活動の推進・充実に貢献できる人材を育成し、併せて教育研究の成果及び情報を広く提供し、社会に貢献することを目的とする。

〔教育目標〕

1. 優れた専門知識・技術をもつ高度専門職業人の育成
2. 学生の能力開発に効果的な教育や独自の研究ができる人材の育成
3. 離島・へき地や地域の保健医療活動の充実、向上に貢献できる人材の育成
4. 国際保健医療活動を推進できる人材の育成

〔ディプロマ・ポリシー〕

鹿児島大学大学院保健学研究科博士前期課程は、全学の学位授与の方針及び保健学研究科の教育目標に鑑み、以下に示す方針に基づいて、学位を授与します。

博士前期課程においては、以下に挙げる能力を身につけ、所定の単位を修得した者に修士（看護学）、修士（保健学）の学位を授与します。

離島へき地などの地域や国際社会の保健・医療分野において

- （知識）研究倫理を理解し、地域社会の特徴ならびに各専門分野の知識を説明できる
- （態度）高度専門職業人としての役割を果たせるよう多職種と協調ができる
- （技能）実践的課題を解決する研究を指導のもと実施できる

〔カリキュラム・ポリシー〕

鹿児島大学大学院保健学研究科博士前期課程は、学位授与の方針に掲げる能力を備えた人材を育成するため、以下のとおり教育課程を編成のうえ、実施します。

1. 進学から学位取得に至るまで系統性のある教育課程の編成
 - ①豊かな人間性と広い視野を獲得できるように大学院全学横断的教育プログラムや、博士前期課程共通科目によって専門領域以外の様々な人々と共に学べるように編成し、育成します。
 - ②専門領域における基礎的能力を補強するために、専門的学習を促進するために領域共通科目を配置し、育成します。
 - ③高度専門職業人としての優れた知識・技術を修得し、地域や国際社会における保健医療に関する課題を解決するための研究力、教育力を獲得できるように専門科目（特論・特別演習・特別研究）を配置し、育成します。
 - ④他専門領域を理解し、協働できるようになるために、他領域の専門科目を修得できるように編成し、育成します。
2. 目的・目標に応じた方法による教育の実施

学位授与の方針に掲げる能力を育成するために、各科目の目的・目標に応じた方法による教育活動を行います。
3. 厳格な成績評価の実現

各科目において教育・学修目標と評価基準を明確に示し、厳格な成績評価を行います。

Ⅱ．博士前期課程の組織等

1．組 織

博 士 前 期 課 程		
領 域	学 位	入学定員
看 護 学	修士（看護学）	22名
保 健 学	修士（保健学）	

※博士前期課程の看護学領域の入学定員には、放射線看護専門コースの定員2名、精神看護専門コース2名、島嶼・地域看護学コースの定員2名及び助産学コースの定員7名を含む。

2．各領域の教育・研究内容

1) 看護学領域

これからの看護学においては、人々の多様なニーズを捉え、保健医療福祉システムの変革や複雑かつグローバル化する健康問題に柔軟に対応する能力が要求されます。そのため、適切な看護を提供するための看護科学の基盤となる理論と技術及び看護病態学的課題について教育・研究を行います。

また、看護にとっての臨地は医療施設だけでなく社会復帰施設や家庭・地域など人々が生活する場のすべてです。そのため、これらの様々な場で生活する人々の健康に関連する課題を、その場の特性や対象の心身の成長・発達特性を踏まえて総合的かつ実践的に把握し、人々がより健康的で高い生活を実現できる看護について、教育・研究を行います。

さらに、ヘルスケアの需要者供給者にとって望ましいシステムを構築するために臨床／技術的レベル制度／政策的レベルでの課題についても教育・研究を行います。

研究テーマとしては、以下のようなものがあげられます。

- ①主要な看護理論の構成概念の分析を基にした新たな理論モデルの構築及び実践方法論としての看護過程と看護診断の開発に関する研究
- ②看護技術のエビデンスに関する実験的研究
- ③精神・心理的な健康問題や障害をもつ対象との援助関係や援助方法に関する研究
- ④老年期にある対象の身体的・心理的・社会的発達特性を踏まえた援助方法に関する研究
- ⑤慢性期、急性期、リハビリ期、終末期などの過程に応じた援助方法に関する研究
- ⑥周産期の健康管理と役割課題における発達・危機にかかる援助方法に関する研究
- ⑦成長・発達とQOLを目指す援助論に関する研究
- ⑧保健医療の質の評価に関する研究

◎放射線看護専門コースについて

放射線看護における専門的知識と実践力を基盤とし、患者とその家族に対して、個別的全人的な看護が実践できる能力を有する人材を養成します。特に、放射線の看護において、科学性と自立性・社会性を身に付けた高度専門職業人を育成します。さらに、科学的独創性と国際性豊かな看護実践能力を有し、社会貢献の中核をなす人材を育成することを目指しています。主な研究テーマは次のとおりです。

- ①放射線健康リスク教育に関する研究
- ②原子力災害時における被ばく医療体制の構築に関する研究

◎島嶼・地域看護学コースについて

在宅看護の実践者としての高度な専門的知識・技術を有し、さらには、教育的及び研究的な能力を有する在宅看護の専門看護職者を育成します。具体的には、「患者が安心して地域で暮らせるよ

うに病院から地域に繋ぐ能力」,「在宅での生活・人生を最期まで支えることができる能力」を講義・演習、離島・へき地をフィールドとした実習を通して養成します。また、退院支援・在宅看護に係る課題について研究を行い、自律的に課題を解決できる能力を養成します。

◎助産学コースについて

助産学コースでは、コースを修了すると助産師国家試験受験資格、受胎調節実地指導員の申請資格が取得できます。助産学コース科目で妊娠期の健康診断を実施し、分娩期・産褥期につなげる実践能力を養い、博士前期課程科目では日本周産期・新生児医学会が認定する新生児蘇生法専門コース認定の資格取得も可能であり、また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識を深め、性教育等を実践することにより、より高い実践能力を養います。離島実習では、地域の周産期医療の現状を知り、母子保健のマネジメントができるとともに、実習などの実践を通して抽出した課題について研究を行い、問題解決能力を持つ人材を養成します。

2) 保健学領域

保健学領域は、理学療法学及び作業療法学を中心としたリハビリテーションに関する教育・研究を行います。

近年、理学療法・作業療法はますます重要視され、高度技術と専門知識が要求されています。基盤的並びに先端的な教育・研究を推進し、応用力の高い基礎能力や技術を修得し、独創的な研究を行える専門的知識と技術を持った教育・研究者を養成します。また現状の保健医療の改善を図る実践能力をもち、地域の保健医療に貢献し、新しい医療技術や医療機器を開発できる卓越した専門職、実践の場でリーダーシップを発揮できる人材の育成をめざします。

(1) 理学療法学分野に関する教育・研究

リハビリテーションの対象となる運動器系、神経系、呼吸・循環器系における種々の疾患の病態・発生機序の解明及び治療を目的とし、病理学的、神経病理学及び生理学的な教育・研究の指導を行います。同時にこれら疾患に起因する機能障害の理解を深め、理学療法学の知識と技術の確立に寄与するような指導を行います。

具体的には、関節疾患に関する病理学的研究及び骨・軟部腫瘍及び内部疾患の病態・組織発生に関する教育・研究、神経障害と修復に関する教育・研究、身体の生理、機能、疾病の機能・能力障害の解析及び疾病の回復過程に関する理学療法の効果に関する基礎医学的視点を含めた広義の基礎理学療法学の教育・研究の指導を行います。また、理学療法の臨床の場で研究的手法を用い、臨床能力を向上させることが可能となることを目標とし、運動器系の障害に対する理学療法の教育・研究指導を行います。具体的には運動器の構造的特性や運動機能障害の原因疾患の病態、機能評価と診断法、機能回復と治療法について理解させ、運動器障害の病態解析、評価法、予後測定、治療法、予防法について教育・研究指導を行います。対象疾患は脳血管障害、神経・筋疾患、末梢神経障害、骨・関節疾患等の他、加齢に伴う心身機能低下を含む老年症候群があります。

(2) 作業療法学分野に関する教育・研究

作業療法学分野は、身体・認知障害と精神・発達障害を対象とするものに分かれます。

身体・認知障害では、脳損傷患者における種々の行動及び認知障害に対して、それらの応用動作能力または社会的適応能力の回復を図るために、基盤的・先端的な作業療法的及び神経心理学的分析とアプローチ方法を教育し、これらの脳・神経や筋におけるメカニズムの解明と新たな実践方法の開発を目的とする研究を指導します。また、精神・発達障害では、医療機関にとどまらず地域社会を、その実施基盤として包含しつつある作業療法の新たな理論の構築と実践技術の開発を目的として研究を指導し、教育では、医療機関や地域社会で行われる精神・発達障害の作業療法におい

て中心的な役割を果たす高度専門職と、この分野の研究を推し進める教育・研究者の育成を図ります。

Ⅲ. 授業科目・履修方法等

1. 授業科目及び単位数一覧

別表1 (第3関係) 授業科目及び単位数一覧(助産学コースを除く)

区 分	共通・専門	コ ー ス	科 目 名	形態	開講期	単位数
博士前期課程	共通科目		保健福祉学特論	講義	後	2
			生命情報・分子生物学特論	講義	前	2
			国際コミュニケーション教育論	講義	後	2
			医療情報・統計学特論	講義	前	2
			離島保健学特論	講義	後	2
			チーム医療特論	講義	前	2
			フィジカルアセスメント	講義	後	2
			病態生理学特論	講義	前	2
			臨床薬理学	講義	後	2
看護学領域	共通科目		看護教育・コンサルテーション論	講義	前	2
			看護管理論	講義	後	1
			看護政策論	講義	後	1
			国際保健・看護学特論	講義	後	2
			看護倫理	講義	前	2
			看護学研究方法論	講義	前	2
	専門科目		基礎看護学特論	講義	前	2
			基礎看護学演習	演習	後	2
			成人看護学特論	講義	前	2
			成人看護学演習	演習	後	2
			女性看護学特論	講義	前	2
			女性看護学演習	演習	後	2
			小児看護学特論	講義	前	2
			小児看護学演習	演習	後	2
			精神看護学特論	講義	前	2
			精神看護学演習	演習	後	2
			老年看護学特論	講義	前	2
			老年看護学演習	演習	後	2
			公衆衛生看護学特論	講義	前	2
			公衆衛生看護学演習	演習	後	2
			看護情報学特論	講義	後	2
			看護情報学演習	演習	後	2
			内科学特論	講義	前	2
			内科学演習	演習	後	2
			小児発達疾病学特論	講義	前	2
			小児発達疾病学演習	演習	後	2
			生殖病態学特論	講義	前	2
			生殖病態学演習	演習	後	2
			周産期医療論	講義	後	2
			看護学特別研究	演習		10
	放射線看護専門コース		基礎放射線学	講義	前	2
			臨床放射線医学	講義	前	2
			被ばく医療・放射線防護学特論	講義	前	2
			放射線診療看護学特論Ⅰ	講義	後	2
			放射線診療看護学特論Ⅱ	講義	後	2
			放射線看護専門実践特論	講義	後	2
			被ばく医療看護論Ⅰ	講義	後	2
			被ばく医療看護論Ⅱ	講義	後	2
			被ばく医療看護論Ⅰ(※)	講義	後	2
			被ばく医療看護論Ⅱ(※)	講義	前	2
			放射線防護看護論Ⅰ(※)	講義	後	2
			放射線防護看護論Ⅱ(※)	講義	前	2
			放射線看護学初期実習	実習	後	1
			放射線看護学実習Ⅰ	実習	前	2
			放射線看護学実習Ⅱ	実習	前	3
			放射線看護学実習Ⅲ	実習	後	4
			放射線看護学課題研究	演習		4

区 分	共通・専門	コ ー ス	科 目 名	形態	開講期	単位数
		精神看護専門コース	精神看護学実践特論Ⅰ	講義	前	2
			精神看護学実践特論Ⅱ	講義	前	2
			リエゾン精神看護	講義	前	2
			精神看護学実習Ⅰ	実習	前	2
			精神看護学実習Ⅱ	実習	後	1
			精神看護学実習Ⅲ	実習	前	4
			精神看護学実習Ⅳ	実習	前	2
			精神看護学実習Ⅴ	実習	後	1
		島嶼・地域看護学コース	地域・在宅看護学特論	講義	前	2
			地域・在宅看護学演習Ⅰ	演習	後	2
			地域・在宅看護学基礎実習	実習	前	1
			地域・在宅看護学特別研究	演習		10
保健学領域	共通科目		保健学研究方法論	演習		2
			理学療法・作業療法教育特論Ⅰ	講義	前	2
			理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	講義	後	2
	専門科目		神経障害学特論	講義	前	2
			病態構造解析学特論	講義	前	2
			病態生理理学療法学特論	講義	前	2
			老年理学療法・健康科学特論	講義	前	2
			生体基礎理学療法学演習	演習	後	2
			機能障害診断・治療学特論	講義	前	2
			生活環境動作解析学特論	講義	前	2
			動作障害解析学特論	講義	前	2
			運動器障害理学療法学演習	演習	後	2
			高次脳機能障害リハビリテーション学特論	講義	前	2
			高次脳機能障害リハビリテーション学演習	演習	後	2
			高齢期・神経作業療法学特論	講義	前	2
			高齢期・神経作業療法学演習	演習	後	2
			発達障害作業療法学特論	講義	前	2
			発達障害作業療法学演習	演習	後	2
			精神障害分析学特論	講義	前	2
			精神障害分析学演習	演習	後	2
			精神障害作業療法学特論	講義	前	2
			精神障害作業療法学演習	演習		10
			精神障害者支援特論	講義	前	2
			保健学特別研究			

※弘前大学開設科目

別表2（第3関係）授業科目及び単位数一覧（助産学コース）

区 分	共通・専門	コ ー ス	科 目 名	形態	開講期	単位数
博士前期課程	共通科目		保健福祉学特論	講義	後	2
			生命情報・分子生物学特論	講義	前	2
			国際コミュニケーション教育論	講義	後	2
			医療情報・統計学特論	講義	前	2
			離島保健学特論	講義	後	2
			チーム医療特論	講義	前	2
			フィジカルアセスメント	講義	後	2
			病態生理学特論	講義	前	2
			臨床薬理学	講義	後	2

区 分	共通・専門	コ ー ス	科 目 名	形態	開講期	単位数
看護学領域	共通科目		看護教育・コンサルテーション論	講義	前	2
			看護管理論	講義	後	1
			看護政策論	講義	後	1
			国際保健・看護学特論	講義	後	2
			看護倫理	講義	前	2
			看護学研究方法論	講義	前	2
	専門科目		基礎看護学特論	講義	前	2
			基礎看護学演習	演習	後	2
			成人看護学特論	講義	前	2
			成人看護学演習	演習	後	2
			女性看護学特論	講義	前	2
			女性看護学演習	演習	後	2
			小児看護学特論	講義	前	2
			小児看護学演習	演習	後	2
			精神看護学特論	講義	前	2
			精神看護学演習	演習	後	2
			老年看護学特論	講義	前	2
			老年看護学演習	演習	後	2
			公衆衛生看護学特論	講義	前	2
			公衆衛生看護学演習	演習	後	2
			看護情報学特論	講義	後	2
			看護情報学演習	演習	後	2
			内科学特論	講義	前	2
			内科学演習	演習	後	2
			小児発達疾病学特論	講義	前	2
			小児発達疾病学演習	演習	後	2
			生殖病態学特論	講義	前	2
			生殖病態学演習	演習	後	2
			周産期医療論	講義	後	2
		助産学コース	助産学特論	講義	前	1
			助産業務管理学特論	講義	後	2
			離島・地域母子保健学特論	講義	前	1
			離島・地域母子保健学演習	演習	後	1
			周産期学特論（正常編）	講義	前	3
			周産期学特論（異常編）	講義	前	2
			妊娠期助産学演習	演習	前	2
			分娩期助産学演習	演習	前	2
			産褥期助産学演習	演習	後	2
			新生児期助産学演習	演習	後	2
			実践助産学演習	演習	後	2
			助産学実習Ⅰ	実習	通年	1
			助産学実習Ⅱ	実習	前	7
			助産学実習Ⅲ	実習	後	1
			離島・地域母子保健学実習Ⅰ	実習	前	1
			離島・地域母子保健学実習Ⅱ	実習	前	1
			助産学特別研究	演習		10

2. 授業科目の概要

博士前期課程共通科目

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
保健福祉学特論 (根路銘安仁)	対象者を含む総ての人は、病気やけが、高齢や障害、失業などにより、自分の努力だけでは解決できず、自立した生活を維持できなくなる場合も往々にして生じます。私たちは民間保険や貯蓄等の自助・互助でリスク管理もしますが、同時に社会保障制度として共助の「社会保険」、公助の「社会福祉」、「公的扶助」、「保健医療・公衆衛生」も利用します。 科目責任者の根路銘が対象者の健康(人生)を守る社会制度について教授します。結果、健康を脅かすリスク管理を学び、対象者に助言できるようになります。対象者だけでなく、自分の健康を守るリスク管理に役立つと思います。古島は、社会情勢の変化と保健医療福祉施策の変遷の関連について教授し、ヘルスプロモーションの具体的な方策が提案できることを目指します。
生命情報・分子生物学特論 (榎間春利)	(永野 聡) 運動器の変性疾患や腫瘍性疾患に関する、ゲノム解析、遺伝子治療や再生医療などの先端的研究と臨床応用の知見をわかり易く教授する。 (榎間春利) 脳梗塞後の病態や運動機能回復のメカニズム、萎縮骨格筋の病態や筋肥大のメカニズムに関して、最新の知見をまじえ教授する。 (赤崎安昭) 統合失調症、気分障害、神経症性障害、パーソナリティ障害などの代表的な精神科疾患をわかり易く教授する。
国際コミュニケーション教育論 (八代利香)	諸外国の保健医療制度と人的資源、言語教育および医療職教育制度について学び、文化や政治、保健医療および教育制度の国際的教養を習得する。さらに、医療分野における日常の外国語表現能力を養い、グローバルなコミュニケーション方法を教授する。
医療情報・統計学特論 (児玉慎平)	施設や地域において蓄積される様々な医療情報を有効に利用し、evidence based な実践や研究につなげるためには、統計学の基本的知識が必要不可欠である。本講義では、文献を例に、施設や地域で利用される統計的な手法の実際について、その基本的な事項についての理解を深める。
離島保健学特論 (根路銘安仁)	鹿児島県には離島や田舎がたくさんある。 離島と農村地域の各コミュニティには、独自の歴史、文化、習慣、社会資源がある。 看護学領域から根路銘が、保健学領域から精神作業療法を築瀬、理学療法を大渡が講義する。 学生は離島遠隔保健の多様性を説明することができるようになる。
チーム医療特論 (大重匡)	患者中心のチーム医療を行うには、ひとりの患者に行われる医療行為(医学的診断・介入、看護学的診断・介入、理学療法、作業療法など)全てとその社会的背景(社会保険制度、医療経済)を、その患者に関わる全ての医療従事者が理解しておくことが必要である。 本授業では上記のことを踏まえて、医療保険制度、医療経済についての講義、さらには各講師がそれぞれの専門医療職種立場からチーム医療に関する講義を行う。 これらの講義を通して、医療行為がいかに有機的な関連を持ち、統合されれば患者にとっての良い医療となるか考察する。
フィジカルアセスメント (永野聡)	博士前期課程における看護専門科目を履修・実践する際に必要な医学的知識を解説し、それぞれの専門分野に必要な多面的視野・総合的判断力を身につける。循環器・呼吸器・消化器・血液・脳神経疾患、および精神科、婦人科、小児科学領域のフィジカルアセスメントについて教授する。それぞれの専門分野でのフィジカルアセスメントおよび実践の際の総合的判断力を身につける。併せて、高齢者特有のフィジカルアセスメントに関する理解を深める。
病態生理学特論 (宮田昌明)	専門看護師、助産師、チーム医療を目指す看護師・理学療法士・作業療法士に必要な代表的疾患の病態生理を分かりやすく専門的に教授する。病気の仕組みを理解することにより、当該疾患を有する症例に対する看護・リハビリテーションのあり方、医療の目指すべき方向性を考察できる能力を養う。
臨床薬理学 (根路銘安仁)	高度専門職業人として、対象の治療薬使用における判断とその根拠、使い方について理解する。また、薬剤与薬後の対象のモニタリングの視点を学習し、対象の服薬管理能力を向上させるような服薬時の説明、観察、指導ができるようになる。

看護学領域共通科目及び専門科目

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
看護教育・コンサルテーション論 (山下亜矢子)	看護教育論とコンサルテーション論を統合的に教育することにより、それぞれの独自性のみならず、有機的な関連性をも深めることを目指す。特に、看護教育論では歴史的・制度的な特徴を踏まえながら、主として看護職に対してケアを向上させるための教育的機能を果たすために必要な知識を教授する。コンサルテーション論では、看護職を含むケア提供者に対して実践的な問題解決を助けるコンサルテーションを行うために必要とされる基礎的な知識を教授する。
看護管理論 (松成裕子)	看護管理論は、その基本となる諸理論を他分野も含めて学び、多角的に適切な看護実践に必要な管理について探求する。
看護政策論 (松成裕子)	看護政策について、政策過程の基本的知識・諸理論を学ぶ。基本的知識・諸理論には、政策の基盤となる規範・価値観等の文化に関する理論、社会疫学等、幅広く学ぶ。その上で、我が国の健康課題と課題解決に向けた看護の充実に向けて、看護政策の現状を、ロジスティックモデルを用い、インプット・アウトプット・アウトカム の点から評価する。評価を踏まえ、今後必要な政策提言を模擬的行うことを通じて、実践的な知識として修得する。
国際保健・看護学特論 (八代利香)	近年、各国で情報システムや輸送システムの発達、貿易や人々の移住の拡大、旅行産業の拡大等が進み、地球共同社会となっている。保健医療においても同様で、感染症や環境汚染などの例を挙げても、地球の人々の健康を守るためには、一国の努力だけではどうすることもできなくなっている。このような世界の状況を理解し、看護学を地球レベルの広い視点からとらえ、世界の人々の健康状態と健康管理のあり方を分析し、探求する。また、国際的に自律した専門職として、看護がどのような役割を担っているのかを理解し、グローバルリーダーシップの能力を開発する。
看護倫理 (八代利香)	倫理 (ethics) とは、人間としての良い、あるいは良くないあり方や行為について考え、また自分がその行為をとる (とった) 理由を説明することに役立つ体系的な知識である。この考え方を取り入れた「看護倫理 (nursing ethics)」は、ナースとしての良い・良くないあり方・行為を検討し、また、ナースが何故そのように行動する (した) 根拠を検討する学問である。 本科目では、看護における倫理的問題を解決できる能力を養うために、看護倫理の基礎的な知識と倫理的思考方法について事例を通して学び、看護専門職に必要な倫理的責任と役割について探求する。
看護学研究方法論 (西尾育子)	看護学研究の意義と役割、看護研究の特殊性や倫理性を理解し、看護に関わる事象を科学的に探求するための知識・技術及び研究過程・研究方法について総合的に教授する。さらに、海外の研究論文を読みこみ、論文の読解力を高めたうえで各専門分野の研究へと関連づけ応用展開できるように教授する。
基礎看護学特論 (八代利香)	看護学の基盤となる看護理論やその周辺諸理論および看護技術について、現状分析と評価することにより、最新の専門的な問題を解決するための知識・理解力を深める。
基礎看護学演習 (松成裕子)	基礎看護学に関連する国内外の文献を講読することによって、人々の多様なニーズを捉え、保健医療福祉システムの変革や複雑かつグローバル化する健康問題に柔軟に対応し、適切な看護を提供するための看護科学の基盤となる諸理論と技術および研究方法に関して討論し、探究する。
成人看護学特論 (西尾育子)	慢性疾患などに対するリハビリテーションの方向性を決定する基盤作りのために、加齢による臓器および機能系統・器官系統の構造変化の解析を解剖学的手法と看護学の帰納的手法を組み合わせる方法について講義する。 例えば、体位や食事の工夫、障害された特定の機能訓練法、カウンセリング技法、リラクゼーションなどの間接的訓練法、肺炎を併発しないための効果的な肺理学療法の手順、現行の保険制度における摂食機能訓練の問題点などについて、幅広く討議する。
成人看護学演習 (西尾育子)	成人期の健康問題を抱える人々の抱える問題とそれぞれに付随する ADL および GOL などに関する国内外の文献を購読し、それらを基により良い支援の実践方法や研究への適応の可能性について探求させる。

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
女性看護学特論 (井上尚美)	母性看護並びに助産を対象とした活動に必要な基本概念や性と生殖に関して現状を分析し課題を追求することができる。さらに妊娠期から育児期における健康問題を検討し、育児支援方法を学ぶ。
女性看護学演習 (井上尚美)	妊娠・出産に関する女性の健康を重視して、女性の自己決定権の確立を目指し、母性という枠を超えた女性の生き方・社会の在り方を問うているリプロダクティブヘルス／ライツの視点、女性の置かれている状況や構造過程を女性の自助・自立を通して改革していく力を身につけるエンパワーメントの考え方を理解し、女性の生涯における性と生殖の健康支援、妊娠・分娩・育児期のケア適応について討議する。
小児看護学特論 (若松美貴代)	子どもの成長発達と生活環境を理解し、小児看護の基盤を成す理論について講義する。さらに、子どもと家族の尊厳を守るための法律や条約を理解し、小児看護領域における倫理的問題について分析し倫理的判断を探究する。
小児看護学演習 (若松美貴代)	小児疾患の変貌、患児を支える家族やその社会の変化に即応しつつ、小児における心身の成長、発達の維持と向上をめざした実践的な小児看護のあり方を、文献、資料等で検討する。
精神看護学特論 (山下亜矢子)	国内外の精神保健医療福祉の変遷・法制度・社会資源、精神障害者の人権・権利擁護を学ぶことを目的とする。事例や演習を通して精神障害者の人権・権利擁護支援を実践するための知識と能力を養う。精神保健医療福祉の現状について文献検討、地域調査を行い、地域の現状と課題を明確化することで、精神看護の今後の展望期待される役割を検討する。
精神看護学演習 (山下亜矢子)	精神看護の実践に必要な生涯発達論、精神力動論、ストレス理論、家族システム理論、リカバリーモデル、対人関係論、危機理論、悲嘆・予期悲嘆、心的外傷後成長などの理論やモデルを学修することを目的とする。この授業を通して、精神看護の対象となる個人や集団に対する理論やモデルについて、討論や文献検討を通して学修し、高度な精神看護を実践するため必要となる多角的・多面的視点とアセスメント能力を養う。
老年看護学特論 (佐々木八千代)	高齢者やその予備段階にある人々の健康や生活について、環境と合わせて実態を把握する方法を学び、高齢者のQOL向上に向けた老年看護の課題を探究する。そのために、高齢者や老年看護に関する国内外の文献を概観し、研究の動向を理解するとともに老年看護の基本となる概念、理論について学習する。
老年看護学演習 (佐々木八千代)	高齢者の健康や生活に関する国内外の研究論文を批判的に検討することで、関心のあるテーマについての知見を整理し、研究デザインや方法についても具体的に学習する。演習内容は、老年看護学特論での学習をもとに、文献検索と批判的検討、学習内容のプレゼンテーション等を主とする。
公衆衛生看護学特論 (古島大資)	地域を基盤とした看護の実践活動は、母子から成人、高齢者等すべての年代を対象とし、予防的な働きかけから、精神疾患や難病、感染症等多様な疾患への支援、さらには災害発生時に人々の安全と健康を守るための活動等多様である。これらの多様な健康課題に対応する地域看護の基盤となる理論および考え方について、看護実践の方法を実際の活動事例を検討しながら学ぶ。
公衆衛生看護学演習 (古島大資)	国内外の地域で取り組まれている様々な看護実践、すなわち、個別援助、家庭を基盤とした援助、ケア体制づくり、ケア資源開発、コミュニティづくり、保健福祉施策づくり等の実践例の検討を通して、現状およびその課題を理解し、より良い看護実践方法を検討する。さらに、看護の充実に直結した実践性の高い看護研究を実施する基礎を培う。
看護情報学特論 (兒玉慎平)	看護領域における情報の利用について、データの情報化の基本的考え方を学ぶことで、看護実践や看護管理、看護研究における看護情報学的重要性についての理解を深める。
看護情報学演習 (兒玉慎平)	看護領域における情報の利用においては、収集したデータに適切な統計分析手法を当てはめて整理・解釈を行い、情報化を行う能力の構築が重要である。本演習では、実際に統計処理ソフトを使用し、統計処理手法を伴う看護データの情報化の実際について学ぶ。
内科学特論 (宮田昌明)	保健学・看護学領域の内科的な課題に関する特別研究を行う際に必要な知識を系統的に教授する。アクティブラーニングなどにより、学生が主体的に参加する。

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
内科学演習 (宮田昌明)	保健学・看護学領域の内科的な課題に関する特別研究を行う際に必要な知識をアクティブラーニングなどにより、学生が主体的に学ぶ。国内外の論文を読むことにより、研究を実践する際に必要な知識、注意点などに関する理解を深める。
小児発達疾病学特論 (根路銘安仁)	特別研究を行う上で小児科学を学び、小児看護分野での必要な知識と理解を深める。小児の発達段階に沿って、その生物心理社会モデルと疾病に関して学ぶ。
小児発達疾病学演習 (根路銘安仁)	小児看護分野での特別研究を行う上での必要な研究方法を習得する。学生の興味あるテーマに関して文献研究を行う。その文献を抄読して批判的吟味を行い、正しい研究方法を学ぶ。
生殖病態学特論 (沖利通)	男性・女性の生殖・性差をテーマに研究する場合に、必要な病態等だけでなく、それらを取り巻く家族関係、社会情勢、倫理まで広く学び、洞察力を養う。①精子・卵子からはじまり、妊娠前（不妊症・生殖補助医療・ゲノム編集）・妊娠中・出産といった生殖・発生、②小児から思春期（第二性徴・性機能障害・月経痛・ジェンダー等）、③性成熟期（男性および女性不妊・性感染症・子宮内膜症・子宮筋腫・子宮頸がん等）、④老年期（更年期・骨粗鬆症・メタボリック症候群など）といった性・生殖医学と保健学領域に関する特別研究を行い、生殖病態学演習を受講する者が対象となる。
生殖病態学演習 (沖利通)	上記分野に対する特別研究を行う際に必要な知識をアクティブラーニングなどにより、学生が主体的に学ぶ。西洋医学・東洋医学・社会学といった様々な視点からの分析力も培う。西洋・東洋医学看護学、国内外の論文を読むことにより、研究を実践する際に必要な知識、注意点などに関する理解を深める。
周産期医療論 (沖利通)	周産期の救急対応に必要な診断・技術能力を習得し、高い実践力を養う。さらに、地域のニーズに応じた救急対応システム構築に必要なマネジメント能力についても学ぶ。本科目履修後は、新生児蘇生法(NCPR)専門(A)コース終了認定の資格習得を目指す。
基礎放射線学 (松成裕子)	放射線看護に必要な放射線物理学および放射線生物学の基礎、放射線の人体影響に関する基本を学習する。
臨床放射線医学 (松成裕子)	放射線医学は画像診断学、I V R、核医学および放射線治療学から成り立っており、これらの基本的な原理、放射性薬品の特徴、各モダリティの特徴、各種治療法と適応疾患などについて教授する。
被ばく医療・放射線防護学特論 (松成裕子)	放射線被ばくによる急性放射線障害、晩発性放射線障害（後障害）について概説する。放射線防護の専門知識、および関連法令の安全管理との関係を学習することで、放射線管理や病院管理システムに対する提言ができる能力の修得を目指している。
放射線診療看護学特論I (松成裕子)	放射線診療における画像診断学、I V R、核医学（放射性同位元素内用療法）および放射線治療学についての目的と成果を理解し、看護ケアに必要なアセスメント技術、マネジメント技術を習得できるように教授する。
放射線診療看護学特論II (松成裕子)	放射線利用における最先端医療についての知識を学ぶ。最先端の放射線診療の特にIVR、粒子線療法、疼痛緩和治療（放射性同位元素内用療法）における看護について学ぶ。
放射線看護専門実践特論 (松成裕子)	放射線看護の専門看護師に求められる能力（高度実践力、教育、相談、調整、倫理調整、研究）について、文献・理論・実践を示しながら学ぶ。
被ばく医療看護論 I (松成裕子)	我が国の放射線事故の歴史を振り返り、どのような医療が提供されたのか知り、被ばく医療の実践に必要な専門的知識を学び、被ばく患者の受け入れから除染処置、入院等におけるケアに必要な技術防護について習得する。
被ばく医療看護論 II (松成裕子)	緊急被ばく医療の基礎から、これまでの国内外の状況と課題さらには緊急被ばく医療に関わる国内外の機関の活動報告について、実例をあげながら概説し、放射線リスクコミュニケーション看護の在り方について考える。
放射線看護学初期実習 (松成裕子)	放射線看護学について、演習・実習を通して実践的に学習する。この実習は、放射線看護学実習 I、II、IIIの導入として、放射線看護のフィールドを見聞し、看護活動を理解し、実習計画の立案をスムーズにする。

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
放射線看護学実習Ⅰ (松成裕子)	地域の実習では指定された事業に参加し、その活動における問題点を浮き彫りにし、問題解決の方策に取り組み、医療提供システムにおける相談、調整、教育、研究、倫理的調整のできる能力を養うことを目指している。
放射線看護学実習Ⅱ (松成裕子)	臨床実習では専門看護師の活動に行動を共にさせていただくことで、その役割である教育、相談、調整、倫理調整、研究については、専門看護師から助言・指導を受けながらも自ら活動できるところは実践する。
放射線看護学実習Ⅲ (松成裕子)	臨床実習では困難事例を通して患者および家族の抱える問題点を浮き彫りにし、症状マネジメントや問題解決の方策に取り組む、さらに実習病院の現場において、専門看護師としての役割である相談、調整、教育、研究、倫理的調整のできる能力を養うことを目指している。
放射線看護学課題研究 (松成裕子)	放射線看護学における実践的実態的研究課題を見出し、研究的にアプローチすることによって、得られた成果を事例レポートや実習報告としてまとめる。研究のプロセスに準じて、演習・実習を通し、実践した経過をまとめる。
精神看護学実践特論Ⅰ (山下亜矢子)	精神科における精神科薬物療法や身体療法を理解するために、薬物療法の臨床効果や有害作用の評価、修正型電気けいれん療法(m-ECT)、反復経頭蓋磁気刺激療法(rTMS)、深部静脈血栓症予防と精神科救急場面における精神看護の実際について学修することを目的とする。また、討論や事例検討、文献検討を通し、精神科薬物療法、身体療法、精神科救急における物質依存・せん妄・自殺未遂者や抑うつ・慢性疾患患者の治療と看護について学修することで、精神看護の高度実践能力を養う。
精神看護学実践特論Ⅱ (山下亜矢子)	精神看護の対象や離島・へき地等における地域の生活環境を多角的にアセスメントするための理論と精神的健康の保持増進と改善に必要なケアモデルを理解することを目的とする。この授業を通して、セルフケアモデル、ストレングスモデル、バイオサイコソーシャルモデル、エンパワメントモデル等のアセスメントモデルを理解する。また、個人や集団を対象としたリカバリー支援のための発達障害の支援モデル、治療的コミュニケーションについて理解を深める。精神的健康の保持増進と改善に必要なケアモデルについて討論や文献検討を通して学修することで精神看護の高度実践能力を養う。
リエゾン精神看護 (山下亜矢子)	リエゾン精神看護の知識と技術を幅広く理解することを目的としている。この授業を通して、リエゾン精神看護の概念と理論、一般診療科における精神看護専門看護師の役割と機能、精神的諸問題を抱える患者のアセスメントと直接ケア、妊産婦やがん患者に対する直接ケア、看護師のメンタルヘルス支援、組織変革者としての役割について討論や文献検討を通して学修し、リエゾン精神看護を実践するための能力を養う。
精神看護学実習Ⅰ (山下亜矢子)	精神科医療施設において、精神障害の診断と検査、治療法を理解することを目的としている。精神科医のスーパービジョンのもと、精神障害の診断と検査、治療法について、参加観察、カンファレンス、討論や文献検討を通して学修し、精神看護における高度実践看護師に必要とされる基礎的能力を養う。
精神看護学実習Ⅱ (山下亜矢子)	精神看護専門看護師の役割と機能(実践・教育・調整・相談・研究・倫理調整)の具体的実践について理解を深めることで実践能力の基礎を養うことを目的としている。この実習を通して、精神看護専門看護師の患者及び家族に対する高度実践看護への参加観察や文献検討を通して専門看護師の実践・教育・調整・相談・研究・倫理調整の役割と機能について学修する。また、精神看護専門看護師としての役割遂行における自らの課題について考察することで、精神看護専門看護師に必要とされる能力を理解する。
精神看護学実習Ⅲ (山下亜矢子)	精神科医療施設において、精神看護の対象(患者、家族)および集団に対する直接的な看護実践を行い、精神看護専門看護師の役割と機能(実践・教育・調整・相談・研究・倫理調整)について学修し、精神看護における高度な看護判断能力や問題解決能力を修得することを目的とする。
精神看護学実習Ⅳ (山下亜矢子)	リエゾン精神医療の対象(患者、家族)および集団に対する直接的な看護実践およびコンサルテーション・コーディネーションを行い、リエゾン精神医療における精神看護専門看護師の機能と役割(相談・調整・倫理調整・教育・研究)を実践する能力を養うことを目的とする。

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
精神看護学実習Ⅴ (山下亜矢子)	複雑な問題を持つ個人、家族および集団、地域に対するコンサルテーション・コーディネーションについて、精神看護専門看護師および教員のスーパービジョンのもと支援計画を立案し、その一部を実践・評価する。臨床現場で実施したコンサルテーション・コーディネーションの結果について評価・振り返りを行い、その過程を通じて、精神看護専門看護師として必要とされるコンサルテーション・コーディネーションを行うための知識や能力を修得することを目的とする。
地域・在宅看護学演習Ⅰ (兒玉慎平)	地域・在宅看護学に関する国内外の文献を購読・検討を通して、その現状およびその課題について理解を深める。 特に学生自身が関心の強いテーマに関する文献をクリティークしていく。
地域・在宅看護学基礎実習 (兒玉慎平)	看護職は、対象を全人的に捉え、“その人らしさ”を尊重する視点をしっかり持つことが不可欠である。在宅看護においては特に必要な視点である。本実習では、離島・へき地で生活する人々と交流することにより、そこで暮らす人の生活習慣や価値観・規範・信条、死生観およびコミュニティ（地域、集団）のもつ特性、等について把握すること、そのことが対象の生活過程や生き方などに影響しているということを理解し、対象の「その人らしさ」を形成しているものはどのようなものであるかを理解することを目標とする。また、自己を省察し、自分自身の価値観なども振り返りながら、「自分らしさ」に自分の文化がどのように影響しているのかについても理解することを目標とする。
地域・在宅看護学特別研究 (島嶼・地域看護学コース担当教員)	地域・在宅看護学に関連したテーマに関して、学生各自のテーマについて関連文献などの購読と討議をおこない、研究課題の絞り込み、研究方法の選定などをさせる。そして、研究計画書の作成、データ収集・分析、結果の考察、研究成果の発表などの研究の全過程において助言および指導をおこなう。この際、研究者としての姿勢・能力の修得を目指す。
助産学特論 (若松美貴代)	日本と諸外国の助産の歴史、助産師の職務、業務範囲、助産倫理および法的責任を理解し、今後の助産師のあり方や活動について考察できる能力を養う。
助産業務管理学特論 (若松美貴代)	日本と諸外国の助産の歴史、助産師の職務、業務範囲、助産倫理および法的責任を理解し、今後の助産師のあり方や活動について考察できる能力を養う。
離島・地域母子保健学特論 (若松美貴代)	母子保健の変遷、母子保健政策、母子保健の水準、育児を取り巻く社会環境について学ぶ。また、離島やへき地の母子保健担当者から現状と課題について学び、地域のニーズに応じた母子保健活動が展開できる高度なマネジメント力を養う。
周産期学特論(正常編) (根路銘安仁)	周産期の助産学、周産期医学、マタニティ期のメンタルヘルスの正常に関する知識を深め、妊産褥婦・胎児・乳幼児とその家族の健康診査とケアを自律して行う高度な診断力を養う。
周産期学特論(異常編) (沖利通)	周産期の異常に関する病態、周産期に特化した薬理学、産後うつ病などのマタニティ期特有の精神疾患の知識を深め、緊急時や正常経過からの逸脱を診断し、必要な対応を実践できる高度な診断力を養う。
妊娠期助産学演習 (若松美貴代)	周産期学特論（正常編）の妊娠期の診断力をさらに高度なものにするため、健康診査に必要な助産技術や機器を用いた診断技術（超音波診断技術）の実践力を OSCE などの評価を用いて高めると共に、正常からの逸脱予防のケアを自律して行う高度な実践力を養う。また、周産期医学特論（異常編）の診断力を実践の場で活かせるように医師や他職種と連携した早期対応ができる高度な実践力を養う。
分娩期助産学演習 (若松美貴代)	周産期学特論（正常編）の分娩期の診断力を実践に活かすために、分娩期の高い経過診断力に基づいた正常経過並びに逸脱予防のケアを、産婦の主体性と家族の出産体験を尊重しながら高度な実践力を OSCE などの評価を用いて養う。また、周産期医学特論（異常編）の診断力を実践の場で活かせるように医師や他職種と連携した早期対応ができる高度な実践力を養う。
産褥期助産学演習 (若松美貴代)	周産期学特論（正常編）の分娩期の診断力を実践に活かすために、分娩期の高い経過診断力に基づいた正常経過並びに逸脱予防のケアを、産婦の主体性と家族の出産体験を尊重しながら高度な実践力を OSCE などの評価を用いて養う。また、周産期医学特論（異常編）の診断力を実践の場で活かせるように医師や他職種と連携した早期対応ができる高度な実践力を養う。

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
新生児期助産学演習 (若松美貴代)	周産期学特論（正常編）の新生児期の診断力をさらに高度なものにするため、経過診断に必要なフィジカルアセスメント能力と、新生児、褥婦・家族へ正常経過並びに逸脱予防のケアの高度な実践力を OSCE などの評価を用いて養う。また、周産期医学特論（異常編）の診断力を実践の場で活かせるように医師や他職種と連携しながら早期対応ができる高度な実践力を養う。出生直後の緊急対応実践力は周産期医療論で深める。
離島・地域母子保健学演習 (若松美貴代)	離島・地域母子保健学特論、産褥期・新生児期助産学演習で学んだ知識・技術・援助を妊婦期から育児期を通しての母子への切れ目のない支援に向けた助産ケアと他職種連携に必要な知識と技術へと深める。また、離乳・卒乳、乳幼児期の子育てや母親の行動拡大を促すための相談・支援、育児期に精神疾患を持つ母親へのケアや地域包括医療・ケアの中での助産師の果たすべき役割や他職種や行政機関と共同できる高度な実践力を養う。
実践助産学演習 (井上尚美)	妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期助産学演習で修得した知識・技術を活用し、事例に基づいた助産診断過程の展開を行い、OSCE を用いた実践的評価も行い、正常経過や逸脱状態にある対象者の状態や状況に応じた助産過程の展開が行える実践力を養う。
助産学実習Ⅰ (若松美貴代)	妊娠期から生後4か月までの母子を継続して受けもち、正常経過の確保、主体的で安全安楽な周産期の保証、愛着促進と親役割獲得のための助産ケアを深めると共に、地域の社会資源についての理解を深め、その活用に必要な実践力を養う。
助産学実習Ⅱ (若松美貴代)	周産期特論（正常編・異常編）、（妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期・実践）助産学演習、周産期医療論で学んだ知識・技術・援助を臨床実習で実際に展開することで、助産の実践能力を高める。妊娠期は、妊婦健康審査や保健指導（母親学級等）を実施し、2名程度の妊婦を妊娠期から産褥1か月検診までを継続して受け持ち、妊娠期の実践能力を習得する。分娩期は、正常経過を巡る10名程度以上の産婦を受け持ち、分娩介助と援助を行う。また異常（胎児心音低下、救急帝王切開、吸引・鉗子分娩、分娩時出血、産後出血等）へ移行した場合は、助産師・医師と共にケアを行い、緊急時の対応について学びを深める。分娩・産褥・新生児期は継続した展開を行うことで対象の個別性への理解を深めた実践能力を高める。
助産学実習Ⅲ (若松美貴代)	助産学実習Ⅱでの臨床実習を踏まえ、助産師が正常経過の対象に対して自律して行う助産過程の実践を深めると共に、助産所における助産業務の特性並びに助産管理を学び、地域の助産院・助産師の役割と責任について理解を深める。また、NICU に入院している新生児やその家族への援助の実践を深めると共に、母子保健医療チームの一員としての助産師の役割と責任について理解を深める。
離島・地域母子保健学実習Ⅰ (井上尚美)	離島やへき地での病院実習を通して、周産期医療の現状を知り、病院と地域との連携や救急時の援助方法および2次、3次医療施設との連携について学び、地域のニーズに即した母子保健の課題を見出す能力を養う。
離島・地域母子保健学実習Ⅱ (井上尚美)	離島・地域母子保健学実習Ⅰで見出した母子保健や周産期医療の課題をさらに深め、課題解決に必要な要因を理解し、解決へ向けた取り組みについて展望できる能力を養う。
助産学特別研究 (助産学コース担当教員)	助産学における研究課題を見いだし、フィールドにおける研究実践を行い、論文としてまとめる能力を養う。

保健学領域共通科目及び専門科目

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
保健学研究方法論 (保健学領域担当教員)	保健学領域及びこれに関連する医系研究領域の分野から従来の研究を踏まえつつ、最新の研究に関して、その方法論を中心に紹介し、理学療法・作業療法学の研究及びこれに関連する医学的研究の動向や進歩を把握させ、更に新たな課題を明らかにし、学生の研究に役立てる。
理学療法・作業療法教育特論Ⅰ (築瀬誠)	理学療法・作業療法の教育に関する科目は、理学療法・作業療法学生の教育について体系的に学ぶことによって、養成校での教育および実習施設での教育の質を高め、ひいては質の高いリハビリテーションを提供するために重要である。本特論では、理学療法士・作業療法士の教育に携わる基盤を作ることを目的とし、教育の基礎的な理論について教授する。
理学療法・作業療法教育特論Ⅱ (大重匡)	本特論では、理学療法・作業療法教育特論Ⅰで教授した教育の基礎的理論を基盤として、理学療法・作業療法教育の実践について教授する。また、療法士の育成に不可欠な臨床実習の指導法についても教授する。
神経障害学特論 (選考中)	リハビリテーション領域で対象となる疾患の多くを占める脳神経内科領域について、脳血管障害、免疫性疾患、神経変性疾患、遺伝性神経疾患などを中心に症状、診断（画像診断も含む）、治療について学部講義よりも踏み込んで解説を行い、深い理解を共有する。基礎研究については遺伝性神経疾患、特に筋ジストロフィー、Charcot-Marie-Tooth病、ミトコンドリア病について病理、電気生理、遺伝子診断について教授し、神経難病の病態生理について学ぶことを目標とする。特に分子生物学（遺伝子学）を通じた、研究的アプローチを教授し、基礎研究のきっかけを掴んでもらうことを目標とする。
病態構造解析学特論 (榎間春利)	リハビリテーション領域で対象となる脳血管障害、末梢神経障害、骨格筋障害の病態について組織学的研究、組織化学的研究をもとに解説するとともに、神経障害後の病態や神経栄養因子の発現様式、運動麻痺回復過程などを紹介し、中枢神経系の可塑性と脳血管障害リハビリテーションに関して教授する。また、骨格筋の萎縮や肥大、変性や再生、理学療法介入による効果についても教授する。
病態生理理学療法学特論 (大重匡)	疾病が引き起こす病態と機能・能力障害の関連について生理学的に教授する。とくに呼吸器疾患および循環器疾患といった内部障害と脳梗塞やパーキンソン病などの神経障害の理学療法について、まず病態および発生機序の解明を目的とした研究成果を論じ、さらに理学療法と生理学の論文より効果的な理学療法について教授する。さらに高齢者の内部障害と神経障害に対する機能・能力障害の解析についても教授する。
老年理学療法・健康科学特論 (牧迫飛雄馬)	老年症候群を中心とした高齢期に生じる諸問題に対する評価および支援に必要な理論や概念、技術について解説する。老年医学および老年学の視点からの基礎的および疫学的な研究の意義や応用を理解し、地域をフィールドとした研究の基礎と実践について教授する。また、地域における理学療法学、行動科学を基盤とした介入の実践手法や効果についても教授する。
生体基礎理学療法学演習 (榎間春利)	理学療法の対象となる運動器障害および内部障害をもたらし運動器疾患、神経系疾患、呼吸・循環器系疾患について、最先端情報の収集、病態・病因および治療などに関する病理学的、神経学的、呼吸・循環器学的各研究方法の発案、実験・演習を行う。
機能障害診断・治療学特論 (永野聡)	運動機能障害の原因となる様々な整形外科疾患の病態、診断法、治療法を理解する。最新の分子生物学的研究、遺伝子研究をもとに、各疾患の誘因、発症機転、病態を教授する。また、画像検査、臨床生化学検査の解析法を解説するとともに、これら検査結果と運動機能評価、神経学的所見を統合し、診断に至る手順を教授する。保存治療、観血治療の具体的方法を紹介し、各疾患の病態、機能評価をもとに治療法の選択について論じる。各治療法により異なるリハビリテーションについても解説する。多くのケーススタディーを通して習得した知識を活用し、全員で診断や治療について論じ学習する。

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
生活環境動作解析学特論 (大渡昭彦)	日常生活活動における基本的空間は住宅になる。住宅は洋式化されたといっても和式の生活が残っている。このような和式・洋式生活における身体機能の特性を動作学的に分析し、理学療法の対象となる脳血管障害、神経・筋疾患、末梢神経障害、骨・関節疾患などにより出現する機能障害と能力障害との関連について把握し、各種の障害に対する評価および治療の基本的考え方および分析法について教授する。
動作障害解析学特論 (木山良二)	動作障害の原因としては力学的原因と神経学的原因などが考えられる。この中で力学的原因に関しては定量的に分析可能であり、力学的分析方法の原理からデータの取り方、そして結果の解釈方法について教授する。
運動器障害理学療法学演習 (牧迫飛雄馬)	運動機能障害に関わる運動器系、神経系の疾患の病理や成因、診断、治療法などについて、最新の情報を含めた国内外の論文の講読を行い考察する。また、各疾患に起因する運動障害について運動療法、動作分析学的立場から演習を行う。
高次脳機能障害リハビリテーション学特論 (窪田正大)	脳血管障害、頭部外傷、認知症(痴呆)などの各種脳損傷におけるさまざまな認知障害に対して、神経心理学および作業療法的アプローチ方法とその効果に関する最新の知見を教授する。質の高い医療専門職養成のために、基礎的な神経心理学を基盤とする科学的な認知リハビリテーションや認知作業療法の修得を目標とする。
高次脳機能障害リハビリテーション学演習 (窪田正大)	脳血管障害、頭部外傷、認知症などの各種脳損傷における高次脳機能障害に関して、最新の文献講読を行い検討を加える。また、その中で生じた問題点から学生の研究課題を設定し、その研究計画および研究の実践に必要な方法・結果の分析方法、考察の仕方などを指導する。
高齢期・神経作業療法学特論 (田平隆行)	認知症に対する作業療法、特に(重度化)予防、生活行為分析、行動心理症状軽減を中心とした作業療法介入について教授する。神経作業療法では、神経疾患に対して最新の神経科学を整理し、多角的な作業療法介入の可能性を探索する。
高齢期・神経作業療法学演習 (田平隆行)	高齢期特有の認知症をはじめとする神経疾患症候、介入方法などについて、最新の情報を含めた内外の論文の購読を行い考察する。また、誘発脳波、誘発節電、近赤外線分光法などの手法を用いた演習を行い、各研究テーマとの関連を議論する。
発達障害作業療法学特論 (井上和博)	近年、自閉スペクトラム症、注意欠如多動性障害などの発達障害児(者)への地域支援のニーズが高くなっており、ライフステージに応じた療育、支援体制が大きな課題となっている。本特論では、発達障害に関する基礎的・理論的知見、および発達障害児(者)のリハビリテーション・作業療法の現状と役割について論述する。
発達障害作業療法学演習 (井上和博)	自閉スペクトラム症、注意欠如多動性障害、知的障害などの発達障害に関して、最新の論文講読を行い考察する。また、各障害についてリハビリテーション・作業療法の立場からの検討を行い、各学生の研究課題に合致した研究計画および研究の実施に必要な方法・結果の分析方法を指導する。
精神障害分析学特論 (赤崎安昭)	精神障害の原因は、大きく分類すると、伝統的に内因、外因、心因がある。鑑別困難な症例も存在し、病態が併存していることもある。精神科診断学、精神症状学、精神病理学を理解することによって適切な治療法を選択することが可能になる。本科目の目的は、精神機能および心理・社会的状態を心理・社会的機能評価を用いて評価する方法を学び、事例を通し、各種精神疾患を分析、解釈し、病態、症状を理解することである。

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
精神障害分析学演習 (赤崎安昭)	臨床精神医学、臨床精神病理について理解を深め、支持的精神療法、心理カウンセリング、認知行動療法、精神力動的な精神療法、精神科作業療法、感覚統合療法、ソーシャルスキルトレーニング、心理教育、リラクゼーション法等の精神科治療の技法を学修することを目的とする。精神科治療への導入の演習、ロールプレイ、ディベート、事例検討を行うことで精神科医療について学ぶ。各種精神障害の病態、症状、治療について、最新の文献を読み、治療的戦略を見出す方策を学ぶ。
精神障害者支援特論 (柳田信彦)	厚生労働省は平成16年に精神障害者を対象とした「精神保健医療福祉の改革ビジョン」を提示し、長期入院患者の退院促進と地域移行、地域支援を促進している。さらに障害者総合支援法や障害者雇用促進法も実施され、精神障害者の地域移行、地域定着支援、そして就労までの体制が拡充されつつある。 本特論では主に精神障害者に対する地域移行、地域定着支援、および就労支援等について教授する。

3. 修了要件

博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位(30単位)(助産学コースにあっては61単位、放射線看護専門コースにあっては42単位、精神看護専門コースにあっては48単位)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士前期課程の目的に応じ、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果及び最終試験に合格することが必要です。

なお、優れた業績を上げた者については、1年以上の在学期間で修了する制度があります。

科目区分 \ 領域分野コース	看護学領域					保健学領域
		放射線看護専門コース	精神看護専門コース	島嶼・地域看護学コース	助産学コース	
博士前期課程共通科目	4	4	6	4	4	4
専門科目特別研究	10		10	10	10	10
専門科目課題研究		4				
専門科目講義	2	14	8	2	2	2
専門科目演習	2		2	2	2	2
専門科目実習		10	10	1		
博士前期課程共通科目 各領域共通科目 各領域専門科目	12	10	12	11	12	12
助産学コース専門科目					31	
計	30	42	48	30	61	30

※専門科目については、指導教員の指定する分野の専門科目を選択する。

※看護学領域（放射線看護専門コース及び助産学コースは除く）及び保健学領域の各共通科目及び各領域専門科目については、他領域の共通科目及び専門科目で4単位まで充てることができる。

4. 既修得単位の認定

入学前に、他の大学院で修得した単位については、計15単位を限度に研究科教授会の議を経て認めることがあります。

5. 指導教員

学生に研究指導等を行う主任指導教員1名と副指導教員1名を置きます。

主任指導教員・副指導教員は、学位論文の作成をはじめ在学中の学生生活に係る指導・助言を担当します。

○厚生労働省教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）について

【概要】

保健学研究科保健学専攻博士前期課程保健学領域は、厚生労働省教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の対象講座の指定を受けております。

本制度の適用を希望する場合は、対象となる職種に応じた所定のカリキュラムを履修する必要があります。なお、各講座のカリキュラムに定められた科目以外の科目を履修することに制限はありませんが、その場合に修得した単位は本制度の給付要件となる単位には含まれません。

対象職種	講座名
理学療法士	保健学研究科保健学専攻博士前期課程保健学領域（理学療法学）
作業療法士	保健学研究科保健学専攻博士前期課程保健学領域（作業療法学）

「専門実践教育訓練給付金」制度とは、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

給付額・受講要件等の詳細は、ハローワークで確認することができます。

【注意事項】

- ・ 本制度の適用を希望する場合は、事前に所定の手続きを行う必要があります。
- ・ 申請手続きは、原則本人の住所を管轄するハローワークとなります。
- ・ 大学は申請手続きに関して斡旋するものではありません。

【教育訓練給付制度における各講座所定のカリキュラム】

(1) 保健学研究科保健学専攻博士前期課程保健学領域（理学療法学）

区分	科目名	時間	必修・選択	教育訓練時間
博士前期課程共通科目	医療情報・統計学特論	30	必修	60時間
	フィジカルアセスメント	30	必修	
専門科目特別研究	保健学特別研究	150	必修	150時間
専門科目講義	神経障害学特論	30	左記から 1科目選択	30時間
	病態構造解析学特論	30		
	病態生理理学療法学特論	30		
	老年理学療法・健康科学特論	30		
	機能障害診断・治療学特論	30		
	生活環境動作解析学特論	30		
	動作障害解析学特論	30		
専門科目演習	生体基礎理学療法学演習	30	必修	60時間
	運動器障害理学療法学演習	30	必修	
博士前期課程共通科目, 各領域共通科目, 各領域専門科目	保健学研究方法論	30	必修	90時間
	理学療法・作業療法教育特論Ⅰ	30	必修	
	理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	30	必修	
	保健福祉学特論	30	左記から 2科目選択	60時間
	生命情報・分子生物学特論	30		
	国際コミュニケーション教育論	30		
	離島保健学特論	30		
	チーム医療特論	30		
	病態生理学特論	30		
	臨床薬理学	30		
	神経障害学特論（再掲）	30		
	病態構造解析学特論（再掲）	30		
	病態生理理学療法学特論（再掲）	30		
	老年理学療法・健康科学特論（再掲）	30		
	機能障害診断・治療学特論（再掲）	30		
	生活環境動作解析学特論（再掲）	30		
	動作障害解析学特論（再掲）	30		
合計				450時間

*（再掲）科目は、上記区分「専門科目講義」で選択する科目以外の科目から選択できます。

(2) 保健学研究科保健学専攻博士前期課程保健学領域(作業療法学)

区分	科目名	時間	必修・選択	教育訓練 時間
博士前期課程共通科目	医療情報・統計学特論	30	必修	60時間
	フィジカルアセスメント	30	必修	
専門科目特別研究	保健学特別研究	150	必修	150時間
専門科目講義	高次脳機能障害リハビリテーション学特論	30	左記から 1科目選択	30時間
	高齢期・神経作業療法学特論	30		
	発達障害作業療法学特論	30		
	精神障害分析学特論	30		
	精神障害作業療法学特論	30		
	精神障害者支援特論	30		
専門科目演習	高次脳機能障害リハビリテーション学演習	30	必修	60時間
	高齢期・神経作業療法学演習	30	必修	
博士前期課程共通科目, 各領域共通科目, 各領域専門科目	保健学研究方法論	30	必修	90時間
	理学療法・作業療法教育特論Ⅰ	30	必修	
	理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	30	必修	
	保健福祉学特論	30	左記から 2科目選択	60時間
	生命情報・分子生物学特論	30		
	国際コミュニケーション教育論	30		
	離島保健学特論	30		
	チーム医療特論	30		
	病態生理学特論	30		
	臨床薬理学	30		
	高次脳機能障害リハビリテーション学特論（再掲）	30		
	高齢期・神経作業療法学特論（再掲）	30		
	発達障害作業療法学特論（再掲）	30		
	精神障害分析学特論（再掲）	30		
	精神障害作業療法学特論（再掲）	30		
	精神障害者支援特論（再掲）	30		
	発達障害作業療法学演習	30		
	精神障害分析学演習	30		
	精神障害作業療法学演習	30		
合計				450時間

* (再掲)科目は、上記区分「専門科目講義」で選択する科目以外の科目から選択できます。

Ⅳ. 修士論文等の審査及び最終試験等

1. 修士論文等の研究計画の検討について

修士論文等の研究計画については、原則として、修士論文の場合は1年次の9月末日まで、特定の課題についての研究の成果の場合は、2年次の4月末日までに指導教員の指導を経て修士論文等研究計画書（所定の様式）を学務課へ提出してください。

提出された修士論文等研究計画書を元に、研究計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）が、研究計画の妥当性について検討を行います。

検討委員会において指摘された事項については、改善を行うよう努めて下さい。

2. 修士論文等題目届の提出

修士論文等を提出しようとする者は、指導教員の承認を得て、修士論文題目届又は特定の課題についての研究題目届（所定の様式）を学務課へ提出してください。締め切りは、12月20日です。ただし、当日が休業日に当たるときは、その直後の平日までとなります。

3. 修士論文等の提出

学位申請書（所定の様式）に合わせて、修士論文正本1冊、副本3冊（コピー可）に修士論文要旨をそれぞれに添付して提出してください。放射線看護専門コースでは、学位申請書（所定の様式）に合わせて、特定の課題についての研究の成果正本1冊、副本3冊（コピー可）を提出してください。締め切りは1月15日です。ただし、当日が休業日に当たるときは、その直後の平日までとなります。また、倫理審査の対象となる研究を行った場合は、倫理審査結果通知書（写）を提出してください。

4. 修士論文等の審査と最終試験

保健学研究科で選定された主査（指導教員）及び副査（研究指導担当教員2名）の計3名の委員で修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を行います。審査終了後に、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を中心に、口述又は筆記により最終試験を2月15日までに行います。ただし、当日が休業日に当たるときは、その直後の平日までとなります。

5. 修士論文等審査及び最終試験の可否

審査委員の修士論文又は特定の課題についての研究の成果及び最終試験の審査報告書等により、研究科教授会で審議決定します。

6. 学位授与までのプログラム

年次	履 修 計 画			研 究 過 程
一 年 次	前期	特論	他の教員の科目	・ 研究計画書提出(9月末日)(※1)
	後期	特別演習	他の教員の科目	・ 研究計画検討委員会(10月末日)(※2) ・ 倫理審査 ・ 研究の実施
二 年 次	前期	研究指導	特別研究	・ 修士論文等題目提出(12月20日)(※3) ・ 修士論文等提出(1月15日)(※3) ・ 審査委員会の設置 ・ 修士論文等審査及び最終試験(2月15日)(※4) ・ 研究科教授会で修了判定 ・ 修士論文等発表会
	後期			

(※1) 特定の課題についての研究の成果の場合は、2年次の4月末まで

(※2) 特定の課題についての研究の成果の場合は、2年次の5月末まで

(※3) 助産学コースの学生については、別途日程を指示する。

(※4) 特定の課題についての研究の成果の場合は、特定の課題についての研究の成果審査及び最終試験

V. 教員の研究課題等

看護学領域

※連絡先 市外局番：099－， E-mail address @以下に health.nop.kagoshima-u.ac.jp

職 名	氏名 TEL・FAX・E-mail	研究指導 担当	担当授業科目	研究課題
教 授	井上 尚美 275-6765（兼 FAX） midwifeb@	○	女性看護学特論 女性看護学演習 周産期学特論（正常編） 妊娠期助産学演習 分娩期助産学演習 産褥期助産学演習 新生児期助産学演習 実践助産学演習 助産学実習Ⅰ／Ⅱ 離島・地域母子保健学実習Ⅰ／Ⅱ 看護倫理 看護教育・コンサルテーション論 助産学特別研究 看護学特別研究	1. 助産師教育プログラムに関する研究 2. 地域志向型学生育成に関する研究 3. 離島の保健指導に関する研究
教 授	沖 利通 275-6752（兼 FAX） oki-t@m2.kufm. kagoshima-u.ac.jp	○	臨床薬理学 フィジカルアセスメント 周産期医療論 生殖病態学特論／演習 病態生理学特論 女性看護学特論 周産期学特論（正常編）／（異常編） 助産学実習Ⅰ／Ⅱ 離島・地域母子保健学実習Ⅰ／Ⅱ 助産学特別研究 看護学特別研究 他	1. 不妊・内分泌疾患の現状と問題点に関する研究 2. 漢方療法の臨床効果と技術の習得 3. 婦人科領域における内視鏡検査や治療の問題点
教 授	佐々木 八千代 275-6751（兼 FAX） ysasaki@	○	看護学研究方法論 看護教育・コンサルテーション論 チーム医療特論 老年看護学特論／演習 看護学特別研究 離島保健学特論	1. 地域在住高齢者の健康と生活に関する研究 2. 認知症高齢者ケアに関する研究 3. 看護マネジメントに関する研究
教 授	西尾 育子 275-6756 ikuko@	○	看護学研究方法論 成人看護学特論／演習 看護教育・コンサルテーション論 看護学特別研究	1. 糖尿病看護に関する研究 2. クリティカルケア看護に関する研究 3. 看護師のキャリアプランに関する研究 4. 看護教育に関する研究
教 授	根路銘 安仁 275-6597 275-6449（FAX） nerome@	○	臨床薬理学 離島保健学特論 周産期学特論（正常編）／（異常編） 小児発達疾病学特論／演習 看護学特別研究 等	1. HTLV-1母子感染予防対策 2. 小児死亡症例登録検証制度 3. 地域における母子保健体制

教 授	古島 大資 275-6793 (兼 FAX) dfuru@	○	保健福祉学特論 医療情報・統計学特論 看護研究方法論 看護教育・コンサルテーション論 公衆衛生看護学特論 / 演習 看護学特別研究	1. EBM と疫学・生物統計学 に基づく健康な地域づく り推進に関する研究 2. 食品の機能性・安全性に関 する研究 3. 離散シミュレーションモデ ルの臨床応用に関する研 究
教 授	松成 裕子 275-6754 matsuy@	○	基礎看護学演習 看護管理論 放射線看護学初期実習 放射線看護学実習Ⅰ / Ⅱ / Ⅲ 放射線診療看護学特論Ⅰ / Ⅱ 放射線看護専門実践特論 被ばく医療看護論Ⅰ / Ⅱ 放射線看護学課題研究 看護学特別研究	1. 放射線看護に関する研究 2. 人材育成・キャリア開発に 関する研究 3. 災害時のシステム管理に関 する研究 4. 看護技術の実証的研究 5. 健康管理行動に関わる調査 研究
教 授	宮田 昌明 275-6742 (兼 FAX) miyatam@m3.kufm. kagoshima-u.ac.jp	○	病態生理学特論 チーム医療特論 フィジカルアセスメント 臨床薬理学 内科学特論 / 演習 看護学特別研究 保健学特別研究	1. 健康寿命延伸を目指したヘル スプロモーション科学研究 2. 循環器疾患の診断・治療・ 看護に関する研究 3. 心不全の緩和や終末期医療 に関する研究 4. 多職種連携に関する研究
教 授	八代 利香 275-6755 (兼 FAX) yatsu-r@	○	看護教育・コンサルテーション論 看護学研究方法論 基礎看護学特論 / 演習 看護倫理 国際コミュニケーション教育論 国際保健・看護学特論 看護学特別研究	1. 看護倫理に関する研究 2. 離島におけるヘルスケアシ ステムに関する研究 3. 看護の人的資源に関する国 際的研究 4. 国際看護学に関する研究
教 授	山下 亜矢子 257-6757 (兼 FAX) aya-yama@	○	看護教育・コンサルテーション論 看護学研究方法論 精神看護学特論 / 演習 看護学特別研究 地域・在宅看護学特別研究 精神看護学実践特論Ⅰ / Ⅱ 精神障害分析学特論 / 演習 リエゾン精神看護 精神看護学実習Ⅰ / Ⅱ / Ⅲ / Ⅳ / Ⅴ	1. 薬物・アルコール使用障害 を有する人の回復に関する 研究 2. 司法精神看護に関する研究 3. 精神科医療における行動制 限最小化に関する研究 4. 看護マネジメントに関する 研究

教 授	若松 美貴代 275-6790 mikiwaka@	○	助産学特論 助産業務管理学特論 小児看護学特論／演習 女性看護学演習 周産期医療論 周産期学特論（正常編） 妊娠期助産学演習 分娩期助産学演習 産褥期助産学演習 新生児期助産学演習 離島・地域母子保健学演習 実践助産学演習 助産学実習Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ 離島・地域母子保健学特論 離島・地域母子保健学実習Ⅰ／Ⅱ 助産学特別研究 看護学特別研究	1. 周産期のメンタルヘルスに関する研究 2. 乳幼児の育児環境に関する研究 3. 子育て支援に関する研究
准教授	兒玉 慎平 275-6794（兼 FAX） kodama@	○	医療情報・統計学特論 看護情報学特論／演習 地域・在宅看護学特論／演習Ⅰ 地域・在宅看護学基礎実習 地域・在宅看護学特別研究	1. 地域におけるマンパワーの有効性についての研究 2. 地域における医療情報の有効利用についての研究 3. 医療安全管理における組織文化の役割に関する研究
准教授	清水 佐智子 275-6769（兼 FAX） shimizu@	○	放射線診療看護学特論Ⅰ／Ⅱ 看護学研究方法論 成人看護学特論／演習 看護学特別研究 リエゾン精神看護	1. 看護実践における緩和ケアの質の向上に関する研究 2. 離島へき地における看護師の疼痛緩和ケアの質の向上 3. 緩和ケア教育プログラム開発に関する研究
講 師	山口 さおり 275-6747（兼 FAX） saori-y@		基礎看護学特論／演習 国際保健・看護学特論 看護学研究方法論 看護理論	1. HTLV-1関連脊髄症患者のセルフマネジメント 2. 基礎看護学領域における看護技術教育 3. 国際的視座に基づいた看護学教育
助 教	西本 大策 275-6760（兼 FAX） daisaku@		成人看護学特論／演習	1. 看護職のメンタルヘルスに関する研究 2. 健康意識と予防に関する研究
助 教	益満 智美 275-6760（兼 FAX） t-masu@		内科学特論／演習 老年看護学特論／演習	1. 睡眠や入浴習慣が動脈硬化に及ぼす影響に関する研究 2. 地域高齢者における抑うつと関連要因に関する研究
助 教	李 慧瑛 275-6760（兼 FAX） riheyon@		成人看護学特論／演習	1. 看護職の能力開発に関する研究 2. 看護学研究の動向と社会的背景に関する調査研究 3. 看護学教育に関する研究

保健学領域

※連絡先 市外局番：099－， E-mail address @以下に health.nop.kagoshima-u.ac.jp

職 名	氏名 TEL・FAX・E-mail	研究指導 担当	担当授業科目	研究課題
教 授	赤崎 安昭 275-6781（兼 FAX） akaaki@m3.kufm. kagoshima-u.ac.jp	○	病態生理学特論 フィジカルアセスメント 臨床薬理学 保健学研究方法論 精神障害分析学特論／演習 生命情報・分子生物学特論 保健学特別研究	1. 精神障害者のリハビリテーションに関する研究 2. 臨床精神病理学的研究 3. 司法精神医学に関する研究
教 授	大重 匡 275-6773 275-6804（FAX） ohshige@	○	チーム医療特論 保健学研究方法論 病態生理理学療法学特論 生体基礎理学療法学演習 保健学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅰ 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. 呼吸器疾患の理学療法に関する研究 2. 循環器疾患の理学療法に関する研究 3. 温熱療法に関する研究 4. 動作分析に関する研究 5. 地域リハビリテーションに関する研究 6. チーム医療に関する研究
教 授	窪田 正大 275-6807（兼 FAX） kubota@	○	保健学研究方法論 高次脳機能障害リハビリテーション学特論／演習 保健学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅰ 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. 脳血管障害に対する高次脳機能障害リハビリテーションに関する研究 2. 脳血管障害に対する高次脳機能障害に関する研究
教 授	榊間 春利 275-6778 275-6804（FAX） sakaki@	○	保健学研究方法論 病態構造解析学特論 生体基礎理学療法学演習 生命情報・分子生物学特論 保健学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. 病態モデル動物を使用した理学療法の効果とメカニズムに関する研究 2. 整形外科術後の運動機能と理学療法に関する研究 3. 中枢神経障害者の運動機能とリハビリテーションに関する研究
教 授	田平 隆行 275-6780（兼 FAX） tabitaka@	○	チーム医療特論 保健学研究方法論 高齢期・神経作業療法学特論／演習 保健学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ 離島保健学特論	1. 認知症及び神経リハビリテーションに関する研究 2. 高齢者の認知バイアスに関する研究
教 授	永野 聡 275-6771 275-6804（FAX） naga@m2.kufm. kagoshima-u.ac.jp	○	生命情報・分子生物学特論 フィジカルアセスメント 保健学研究方法論 機能障害診断・治療学特論 運動器障害理学療法学演習 病態生理学特論 臨床薬理学 保健学特別研究	1. 骨軟部腫瘍に対する新規治療法の研究 2. 関節の変性疾患に関する研究 3. 運動器の再生に関する研究 4. サルコペニアに対する分子生物学的研究

教 授	牧迫 飛雄馬 275-6775 275-6804 (FAX) makizako@	○	保健学研究方法論 老年理学療法・健康科学特論 運動器障害理学療法学演習 保健学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. フレイルに関する基礎および疫学的な研究 2. 高齢者のリハビリテーションに関する研究 3. 老年学および老年社会科学に関する実証的研究
准教授	大渡 昭彦 275-6772 275-6804 (FAX) oowatash@	○	離島保健学特論 生活環境動作解析学特論 運動器障害理学療法学演習 保健学研究方法論 保健学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. 神経伝達物質を指標とした運動療法の効果とその機序に関する研究 2. 物理療法に関する研究 3. 医療経済学に関する研究
准教授	木山 良二 275-6774 kiyama@	○	保健学研究方法論 動作障害解析学特論 運動器障害理学療法学演習 保健学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅰ 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. 動作の運動力学的分析に関する研究 2. ウェアラブルセンサーを用いた歩行分析に関する研究 3. 神経系疾患の理学療法に関する研究
講 師	井上 和博 275-6784 (兼 FAX) inoue@		発達障害作業療法学特論 / 演習 理学療法・作業療法教育特論Ⅰ	1. 地域療育における発達障害児への早期支援に関する研究 2. 発達障害児の家族支援に関する研究
助 教	池田 由里子 275-6783 (兼 FAX) yuriko@		高齢期・神経作業療法学特論 / 演習	1. 認知症のリハビリテーションに関する研究 2. 高齢者の視線行動と生活行為に関する研究
助 教	川田 将之 275-6776 kawada@		動作障害解析学特論 運動器障害理学療法学演習	1. 測定機器を用いた歩行分析 2. 筋骨格モデルを用いた動作および運動の力学的解析 3. 運動器疾患に関する研究
助 教	松田 史代 275-6801 fumiyo@		生体基礎理学療法学演習 理学療法・作業療法教育特論Ⅰ 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. 中枢神経障害（主に脳梗塞）後の運動療法介入効果について 2. 加齢・老化と運動療法介入効果について（老化促進マウスを用いて） 3. ApoE マウスを用いた認知症モデルの開発と運動療法介入効果について 4. 喫煙による中枢神経系・運動器への影響について 5. 壮・老年期の動体視力とバランス機能の関係について
助 教	柳田 信彦 275-6737 (兼 FAX) yanagida@		精神障害者支援特論	1. 精神科作業療法学に関する社会文化的背景要因の影響に関する研究 2. 作業療法の活動が心身に及ぼす影響に関する研究 3. 作業療法における服薬アドヒアランスと心理教育に関する研究

助 教	吉満 孝二 275-6805（兼 FAX） yoshimitsu@		高次脳機能障害リハビリテーション学特論 / 演習	1. 高次脳機能障害の作業療法に関する研究 2. 高次脳機能障害者の支援に関する研究 3. 視聴覚認知に関する研究
-----	---	--	--------------------------	---

【 博 士 後 期 課 程 】

I. 目的・教育目標・ポリシー

〔目 的〕

保健学に関する科学的探究心を培うことにより、深い知識と高度な専門技術を習得した質の高い教育・研究者並びに離島・へき地や地域の保健・医療における管理・指導者となる有能な人材を育成し、併せて教育研究の成果及び情報を広く提供し、社会に貢献することを目的とする。

〔教育目標〕

1. 高度な専門知識・技術を身につけた管理・指導者の育成
2. 医療専門職としての質の高い教育・研究者の育成
3. 離島・へき地や地域の保健・医療活動において管理・指導者として実践できる人材の育成
4. 国際医療活動において指導者として貢献できる人材の育成

〔ディプロマ・ポリシー〕

鹿児島大学大学院保健学研究科博士後期課程は、全学の学位授与の方針及び保健学研究科の教育目標に鑑み、以下に示す方針に基づいて、学位を授与します。

博士後期課程においては、以下に挙げる能力を身につけ、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士（保健学）の学位を授与します。

離島へき地などの地域や国際社会の保健・医療分野において

- （知識）研究倫理を理解し、地域社会の特徴ならびに各専門分野の包括的な知識を説明できる
- （態度）高度専門職業人として実践や研究を推進するために多職種と協働ができる
- （技能）実践的課題を解決する研究を自律して実施し研究成果を情報発信できる

〔カリキュラム・ポリシー〕

鹿児島大学大学院保健学研究科博士後期課程は、学位授与の方針に掲げる能力を備えた人材を育成するため、以下のとおり教育課程を編成のうえ、実施します。

1. 進学から学位取得に至るまで系統性のある教育課程の編成
 - ①保健学の基礎となる幅広い知識を基に、高度な専門的知識を修得できるように、博士後期課程共通科目を配置し、育成します。
 - ②専門分野における質の高い知識・技術を修得し、地域や国際社会における保健医療を発展させるための自律的な研究活動と教育活動能力を獲得できるように専門科目（特論・特別演習・特別研究）を配置し、育成します。
 - ③専攻している専門分野を広い視点から捉え発展させられるように、他専門分野の専門科目を修得できるように編成し、育成します。
2. 目的・目標に応じた方法による教育の実施

学位授与の方針に掲げる能力を育成するために、各科目の目的・目標に応じた方法による教育活動を行います。
3. 厳格な成績評価の実現

各科目において教育・学修目標と評価基準を明確に示し、厳格な成績評価を行います。

Ⅱ．博士後期課程の組織等

1．組 織

博 士 後 期 課 程		
分 野	学 位	入学定員
保健看護学 神経運動障害基礎学 臨床精神神経障害学	博士 (保健学)	6 名

2．各分野の教育・研究内容

保健学専攻博士（後期）課程では、次の3つの分野に焦点を当てた教育・研究を行う。

1) 保健看護学分野

保健看護学分野では、精神保健看護学、母性・小児保健看護学及び地域健康看護学に関する教育・研究を行う。

精神保健看護学では、医療機関や社会復帰施設、地域で生活している対象者（妊娠女性も含む）の健康的な生活の回復・維持・増進を図るための看護ケアの実践・開発に関する教育・研究を行う。特に、精神看護の必要な場においては、対象者の日常生活援助・ソーシャルサポートを通してストレスへの適応を促進し、よりよい健康状態へと移行できるような支援の仕方を研究・実践できる高度な看護専門職者の養成を目指す。

母性・小児保健看護学では、ライフサイクルにおける女性の各期の健康問題の回復と予防、小児の成長過程における健康回復と増進に向けた看護ケアの実践や医療システムの開発に関する教育・研究を行う。特に、母性・小児保健の基礎研究に加え、家族看護や多職者との連携など包括的視点で研究・支援が実践できる高度な専門職者の養成を目指す。

地域健康看護学では、まず、根拠に基づく科学的な看護実践や看護実践において必要とされる看護技術論、看護方法論の開発を目指した教育研究を行う。また、近年の社会の急激な変化に伴い疾病構造の変化がみられ、慢性疾患の増加により疾病を抱えつつもそれらをコントロールしながら、あるいは残存機能を最大限に活用しながら、より健康的な状態を目指すことが必要になってきている。その中で口腔・咽頭機能の障害により生じる摂食障害について、病態・解剖・生理学的側面から探求し、残存機能を最大限に発揮させるための看護技術や方法論を開発・実践できる看護者の養成を目指す。また、小児の発達と健康問題及びヘルスサービスの顧客の満足度や職務満足度に焦点を当てた教育・研究を行う。

さらに、現代の保健・医療の進歩に重要な看護情報学の発達にともなう技術を積極的に導入活用し、健康の維持・回復・増進のための支援が不足しがちな離島・へき地を含む地域の人々のニーズに応えられるようなIT利用によるネットワークの構築を研究・開発できる教育・研究者を養成する。また、リスクマネジメントや患者満足度も含めた医療・看護の質の向上と効率化を、evidenceに基づき実施可能にする看護管理学の教育・研究者を養成する。

2) 神経運動障害基礎学分野

神経運動障害基礎学分野では、運動障害基礎学と運動障害学及び神経障害基礎学に関する教育・研究を行う。

運動障害基礎学では、理学療法の対象となる運動障害の原因疾患の中で、特に筋肉、骨、関節等の運動器疾患及び骨・軟部腫瘍、並びに呼吸循環代謝疾患について、病理学的あるいは生理学的にその

病態及び発生機序並びに生体の機能・能力への影響について教育・研究する。さらに、この研究から運動障害に対する病理学的思考を理学療法の領域で役立てると共に、呼吸循環代謝機能の理学療法における評価・解析法についても研究する。

運動障害学では、人の運動障害に関する教育・研究を行う。運動障害の構造は、＜1＞神経の機能・筋力・関節の構造、＜2＞各関節の運動、＜3＞全身の動作、と階層構造になっている。骨・関節疾患、神経・筋疾患などが原因で運動が障害された人の階層構造を踏まえた臨床運動学的解析や予後予測、運動療法に関する研究方法を教授する。さらに、運動障害における統計学的に分析された結果の臨床への適用についても教授する。

神経障害基礎学では神経障害の修復、障害からの回復という観点に立って神経障害の病態生理学的メカニズムと再生医学を、基礎的立場から研究を教授すると共に、研究者、指導者を養成することを目的とする。中枢・末梢神経の障害発生の抑制と障害からの回復を病態生理学的に解明していくには、培養神経細胞と障害動物モデルでの実験的研究がなされていてサイトカインを含めた障害の病態生理が明らかとなっている。また最近では、再生医学の研究が隆盛を極めつつある。神経組織には神経回路網の構築が必要であり、それにはリハビリテーションや種々の学習が必須であるのでこれらの教育・研究を進める。

3) 臨床精神神経障害学分野

臨床精神神経障害学分野は、臨床神経リハビリテーション学と認知リハビリテーション学及び精神障害リハビリテーション学に関する教育・研究を行う。

臨床神経リハビリテーション学では、認知症やパーキンソン病等老年期特有の神経疾患について各疾患、タイプの特徴を理解し、認知刺激療法などの機能介入から、BADL・IADL等の生活行為を詳細に分析し介入方法を教授する。また、誘発筋電・脳波や近赤外線分光法等の手法を用いて作業療法及び生理心理学的観点から実験を行い、活動・参加の背景にある生理学及び心理学的機序の理解に務める。

認知リハビリテーション学は、ニューロサイエンスの中では比較的新しい学問の領域であり、その対象は近年漸次拡大し、また神経心理学をはじめとする関連領域との連携をますます深めつつある。そこで、認知リハビリテーション学では、脳血管障害や頭部外傷、認知症などの脳損傷によって生じた高次脳機能（認知）障害とそれから発生する種々の動作及び応用動作能力または社会的適応能力の回復を図るための基盤的・先端的な作業療法的及び神経心理学的分析とそのアプローチ方法を教授する。そしてそのような認知障害の脳神経のメカニズムの分析や新たな認知リハビリテーションの実践方法の開発を目的とする研究者・指導者を養成する。

精神障害リハビリテーション学では、機能的なリハビリテーションを実施するために精神医学的、臨床心理学的及び作業療法的観点から総合的な教育研究を行う。特に、精神障害者のリハビリテーションにおける認知と動作の關係に着目したリハビリテーション技法やライフステージを考慮した社会生活支援及び精神障害者リハビリテーションシステムについて教育・研究を行う。

Ⅲ. 授業科目・履修方法等

1. 授業科目及び単位数一覧

区 分	共通・専門	科 目 名	形態	単位数
博士後期課程	共通科目	成人健康科学特論	講義	2
		保健福祉学特論	講義	2
		生命情報・分子生物学特論	講義	2
		国際コミュニケーション教育論	講義	2
		医療情報・統計学特論	講義	2
		離島保健学特論	講義	2
		チーム医療特論	講義	2
		フィジカルアセスメント	講義	2
		病態生理学特論	講義	2
		臨床薬理学	講義	2
		理学療法・作業療法教育特論Ⅰ	講義	2
		理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	講義	2
保健看護学分野	専門科目	精神保健看護学特論	講義	2
		精神保健看護学特別演習	演習	2
		成育保健看護学特論	講義	2
		成育保健看護学特別演習	演習	2
		地域健康看護学特論Ⅰ	講義	2
		地域健康看護学特別演習Ⅰ	演習	2
		地域健康看護学特論Ⅱ	講義	2
		地域健康看護学特別演習Ⅱ	演習	2
		保健看護学特別研究	演習	4
神経運動障害基礎学分野	専門科目	運動障害基礎学特論	講義	2
		運動障害基礎学特別演習	演習	2
		運動障害学特論	講義	2
		運動障害学特別演習	演習	2
		神経障害基礎学特論	講義	2
		神経障害基礎学特別演習	演習	2
		神経運動障害基礎学特別研究	演習	4
臨床精神神経障害学分野	専門科目	認知リハビリテーション学特論	講義	2
		認知リハビリテーション学特別演習	演習	2
		臨床神経リハビリテーション学特論	講義	2
		臨床神経リハビリテーション学特別演習	演習	2
		精神障害リハビリテーション学特論	講義	2
		精神障害リハビリテーション学特別演習	演習	2
		作業療法実践研究特論	講義	2
		作業療法実践研究演習	演習	2
		臨床精神神経障害学特別研究	演習	4

※博士後期課程共通科目については、本研究科博士前期課程在籍時に修得した同一科目は再履修できません。

2. 授業科目の概要

博士後期課程共通科目

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
成人健康科学特論 (沖利通)	成人の死亡原因に大きく関与している循環器疾患や悪性腫瘍、さらには加齢にともなって発生するさまざまな疾患と健康問題について、その発生進展のメカニズム・臨床病態の解析および疫学に関する最新の知見を教授し、保健学の視点にたった健康問題解決の方向性を明らかにするための基礎的知識を修得させる。
保健福祉学特論 (根路銘安仁)	対象者を含む総ての人は、病気やけが、老齢や障害、失業などにより、自分の努力だけでは解決できず、自立した生活を維持できなくなる場合も往々にして生じます。私たちは民間保険や貯蓄等の自助・互助でリスク管理もしますが、同時に社会保障制度として共助の「社会保険」、公助の「社会福祉」、「公的扶助」、「保健医療・公衆衛生」も利用します。本特論は対象者の健康（人生）を守る社会制度について学びます。結果、健康を脅かすリスク管理を学び対象者に助言できるようになります。対象者だけでなく、自分の健康を守るリスク管理に役立つと思います。
生命情報・分子生物学特論 (榎間春利)	(永野 聡) 運動器の変性疾患や腫瘍性疾患に関する、ゲノム解析、遺伝子治療や再生医療などの先端的研究と臨床応用の知見をわかり易く教授する。 (榎間春利) 脳梗塞後の病態や運動機能回復のメカニズム、萎縮骨格筋の病態や筋肥大のメカニズムに関して、最新の知見をまじえ教授する。 (赤崎安昭) 統合失調症、気分障害、神経症性障害、パーソナリティ障害などの代表的な精神科疾患をわかり易く教授する。
国際コミュニケーション教育論 (八代利香)	諸外国の保健医療制度と人的資源、言語教育および医療職教育制度について学び、文化や政治、保健医療および教育制度の国際的教養を習得する。さらに、医療分野における日常的外国語表現能力を養い、グローバルなコミュニケーション方法を教授する。
医療情報・統計学特論 (児玉慎平)	施設や地域において蓄積される様々な医療情報を有効に利用し、evidence based な実践や研究につなげるためには、統計学の基本的知識が必要不可欠である。本講義では、文献を例に、施設や地域で利用される統計的な手法の実際について、その基本的な事項についての理解を深める。
離島保健学特論 (根路銘安仁)	鹿児島県には離島や田舎がたくさんある。 離島と農村地域の各コミュニティには、独自の歴史、文化、習慣、社会資源がある。 看護領域から根路銘が、保健学領域から精神作業療法を築瀬、理学療法を大渡が講義する。 学生は離島遠隔保健の多様性を説明することができるようになる。
チーム医療特論 (大重匡)	患者中心のチーム医療を行うには、ひとりの患者に行われる医療行為（医学的診断・介入、看護学的診断・介入、理学療法、作業療法など）全てとその社会的背景（社会保険制度、医療経済）を、その患者に関わる全ての医療従事者が理解しておくことが必要である。本授業では上記のことを踏まえて、医療保険制度、医療経済についての講義、さらには各講師がそれぞれの専門医療職種立場からチーム医療に関する講義を行う。 これらの講義を通して、医療行為がいかに有機的な関連を持ち、統合されれば患者にとっての良い医療となるか考察する。
フィジカルアセスメント (永野聡)	チーム医療の中でリーダーの役割を果たすことができる看護師・理学療法士・作業療法士として必要な代表的疾患のフィジカルアセスメントを学ぶ。内科、外科、小児科、精神科、産婦人科、整形外科などの実務経験を持つ教員が症例を含めて専門的なアセスメントを教授する。フィジカルアセスメントを理解することにより、各職種に必要な多面的視野・総合的判断力を身につける。
病態生理学特論 (宮田昌明)	専門看護師、助産師、チーム医療を目指す看護師・理学療法士・作業療法士に必要な代表的疾患の病態生理を分かりやすく専門的に教授する。病気の仕組みを理解することにより、当該疾患を有する症例に対する看護・リハビリテーションのあり方、医療の目指すべき方向性を考察できる能力を養う。

臨床薬理学 (根路銘安仁)	高度専門職業人として、対象の治療薬使用における判断とその根拠、使い方について理解する。また、薬剤与薬後の対象のモニタリングの視点を学習し、対象の服薬管理能力を向上させるような服薬時の説明、観察、指導ができるようになる。
理学療法・作業療法教育特論Ⅰ (築瀬誠)	理学療法・作業療法の教育に関する科目は、理学療法・作業療法学生の教育について体系的に学ぶことによって、養成校での教育および実習施設での教育の質を高め、ひいては質の高いリハビリテーションを提供するために重要である。本特論では、理学療法士・作業療法士の教育に携わる基盤を作ることを目的とし、教育の基礎的な理論について教授する。
理学療法・作業療法教育特論Ⅱ (大重匡)	本特論では、理学療法・作業療法教育特論Ⅰで教授した教育の基礎的理論を基盤として、理学療法・作業療法教育の実践について教授する。また、療法士の育成に不可欠な臨床実習の指導法についても教授する。

保健看護学分野

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
精神保健看護学特論 (山下亜矢子)	医療や社会復帰施設、地域で生活している精神保健看護の対象の健康的な生活の回復・維持・増進を図るための看護の展開技法・技術の開発につながる理論を教授する。
精神保健看護学特別演習 (山下亜矢子)	精神保健看護に関する課題とその動向を把握し、研究テーマとその関連領域に関する国内外の文献を熟読し、研究テーマとする現象を多角的に検討するとともに深慮し、その看護的意義と研究への適用について探求させる。
成育保健看護学特論 (井上尚美)	ライフサイクルにおける女性の各時期の健康問題について、並びに小児の成長発達の各時期における諸問題について、医学・看護および心理・社会的な観点から問題を抽出する。健康の増進を図る看護の視点について理論を展開する。
成育保健看護学特別演習 (井上尚美)	母性・小児の領域に関する諸問題を取り扱った医学並びに看護学の文献を読むことにより、国内外の動向を知り、学生自らが課題を検討し、研究していく過程を教授する。
地域健康看護学特論Ⅰ (宮田昌明)	成人期の疾病や加齢に伴う健康問題は、生活障害に直結し、容易に ADL や QOL の低下をまねく。そこで、看護が関わる健康問題による生活障害に焦点を当て、看護技術の開発や対象の障害評価方法およびその支援対策などについて教授する。
地域健康看護学特別演習Ⅰ (宮田昌明)	地域健康看護学における諸課題について、研究プロセスで必要となる能力の一部を演習により身に付けさせる。そのために文献レビューし、クリティークの力をつけ、実験・調査技法を修得する。
地域健康看護学特論Ⅱ (八代利香)	健康と医療の世界におけるパラダイムは、疾病から健康へ、施設から地域へという方向でシフトした。健康問題へのアプローチを生物医学モデルだけでなく、新たなモデル（例えば生活モデルあるいは社会文化モデル）を開発することで、新たな健康・医療の諸課題に、看護学がどのように貢献できるかを模索する領域として地域健康看護学を捉え、最新の理論、知見あるいはその研究のプロセスについて教授する。
地域健康看護学特別演習Ⅱ (八代利香)	地域健康看護学の主要な理論やモデルを援用し、データ収集・解析計画を多角的に立てられるようにケースメソッドによる演習を行なう。量的研究、質的研究を問わず、地域健康看護学分野に関する論文のクリティーク能力を高め、研究者として一人立ちできる研究計画作成および研究遂行の能力をつけることが目的である。

神経運動障害基礎学分野

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
運動障害基礎学特論 (大重匡)	理学療法の主な対象は、器質的障害から発生する運動障害である。理学療法士の役割を確立するためには、運動障害の形成機序および治療についての基礎的、臨床的研究が必要である。本特論では、運動障害における脊髄、末梢神経、骨、軟骨、筋の組織学的、分子生物学的研究と内部障害の回復過程における生理学的研究および物理療法の生体機能への影響について教授する。
運動障害基礎学特別演習 (大重匡)	運動障害と内部障害をもたらし運動器の変性疾患、炎症性疾患、外傷に関する組織学的、分子生物学的、細胞薬理学的研究ならびに呼吸、循環、代謝疾患の生理学的研究に関する国内外の論文を購読し、研究の目的、発案、方法などを解説する。さらに、運動療法、理学療法による生理学的変化について演習を行う。
運動障害学特論 (牧迫飛雄馬)	運動障害を臨床運動学的に評価する方法について講義を行い、それらの評価方法の原理を理解し、より客観的に運動障害について理解することを可能にさせる。
運動障害学特別演習 (牧迫飛雄馬)	運動障害に関する国内外の論文を批判的に読むことを通して、運動障害に関する原理を理解し、より客観的に運動障害について理解させる。
神経障害基礎学特論 (榎間春利)	中枢・末梢神経・筋・関節障害の障害発生の抑制と障害からの回復を病態生理学的に解明していくために、培養神経系細胞と障害動物モデルでの実験的研究がなされていて、論文報告が多い。これらは、サイトカインを含めた障害の病態生理が明らかとなっている。この点を論文紹介しながら、解説とともに教授する。
神経障害基礎学特別演習 (榎間春利)	神経筋障害に関する国内外の基礎的な論文を批判的に読むことを通して、神経筋障害に関する原理を理解し、より客観的に神経筋障害について理解させる。

臨床精神神経障害学分野

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
認知リハビリテーション学特論 (窪田正大)	認知リハビリテーション学（Cognitive Rehabilitation）は、ニューロサイエンスの中では比較的新しい学問の領域であり、その研究は、近年漸次発展・拡大し、また神経心理学や認知作業療法学をはじめとする関連領域との連携をますます深めつつある。その中で本特論は、高次脳機能（認知）障害における基盤的・先端的な認知リハビリテーションや脳神経系基盤について教授する。
認知リハビリテーション学特別演習 (窪田正大)	脳血管障害や頭部外傷、認知症（痴呆）などの脳神経疾患によって生じた認知障害において、最新の文献購読を通して検討を加え、その中で生じた問題点から学生の研究課題を設定し、その研究計画・実験に必要な方法・結果の分析法、考察の仕方などを指導する。
臨床神経リハビリテーション学特論 (田平隆行)	認知症及び軽度認知障害に対する認知刺激療法やIADL介入、行動心理症状軽減に対する環境介入等の介入方法について内外の文献購読を踏まえ教授する。また生理心理学的手法を用いた神経リハビリテーションについて最近の文献をレビューし、臨床アプローチとの関係を議論する。
臨床神経リハビリテーション学演習 (田平隆行)	神経疾患や老年精神疾患に対する最新のリハビリテーション介入について文献的議論を深め、生理心理学的手法を用いて演習を行う。また演習と各研究テーマとの関連を議論する。

3. 修了要件

博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位（12単位）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することが必要です。

なお、極めて優れた業績を上げた者については、早期で修了する制度があります。

区 分	科 目 区 分	要修得単位数
必修科目	専 門 科 目 特 論	2
	専 門 科 目 特 別 演 習	2
	特 別 研 究	4
選択科目	後 期 課 程 共 通 科 目 専 門 科 目 特 論 又 は 特 別 演 習	4
合 計		12

- (1) 必修科目及び選択科目の合計12単位以上
- (2) 必修科目は、主任指導教員の開講する特論（2単位）、特別演習（2単位）及び特別研究（4単位）を履修します。
- (3) 選択科目は、4単位以上を履修します。

4. 既修得単位の認定

入学前に、他の大学院で修得した単位については、選択科目として6単位を超えない範囲で研究科教授会の議を経て認めることがあります。

5. 指導教員

学生に研究指導等を行う主任指導教員1名及び副指導教員2名を置きます。

主任指導教員・副指導教員は、学位論文の作成をはじめ在学中の学生生活に係る指導・助言を担当します。

Ⅳ. 博士論文の審査及び最終試験等

博士論文の審査は、保健学研究科で選定された主査（１名）及び副査（４名）の計５名の審査委員で行います。審査委員は、博士論文審査終了後にその論文を中心に、口述又は筆記により最終試験を行います。

博士論文及び最終試験の可否は、審査委員会の博士論文及び最終試験審査報告書等により、研究科教授会で審議決定します。

Ⅴ. 学位の申請要件及び授与までのプログラム

１. 学位申請の要件

学位を申請できる者の要件は、博士後期課程に３年以上在学し、所定の単位（12単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者となっています。ただし、優れた研究業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学することが必要です。

- ① 博士前期課程又は修士課程に２年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における２年の在学期間を含み３年以上
- ② 博士前期課程又は修士課程において優れた業績を上げ、２年未満の在学期間で修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含み３年以上
- ③ 修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が入学した場合にあつては１年以上

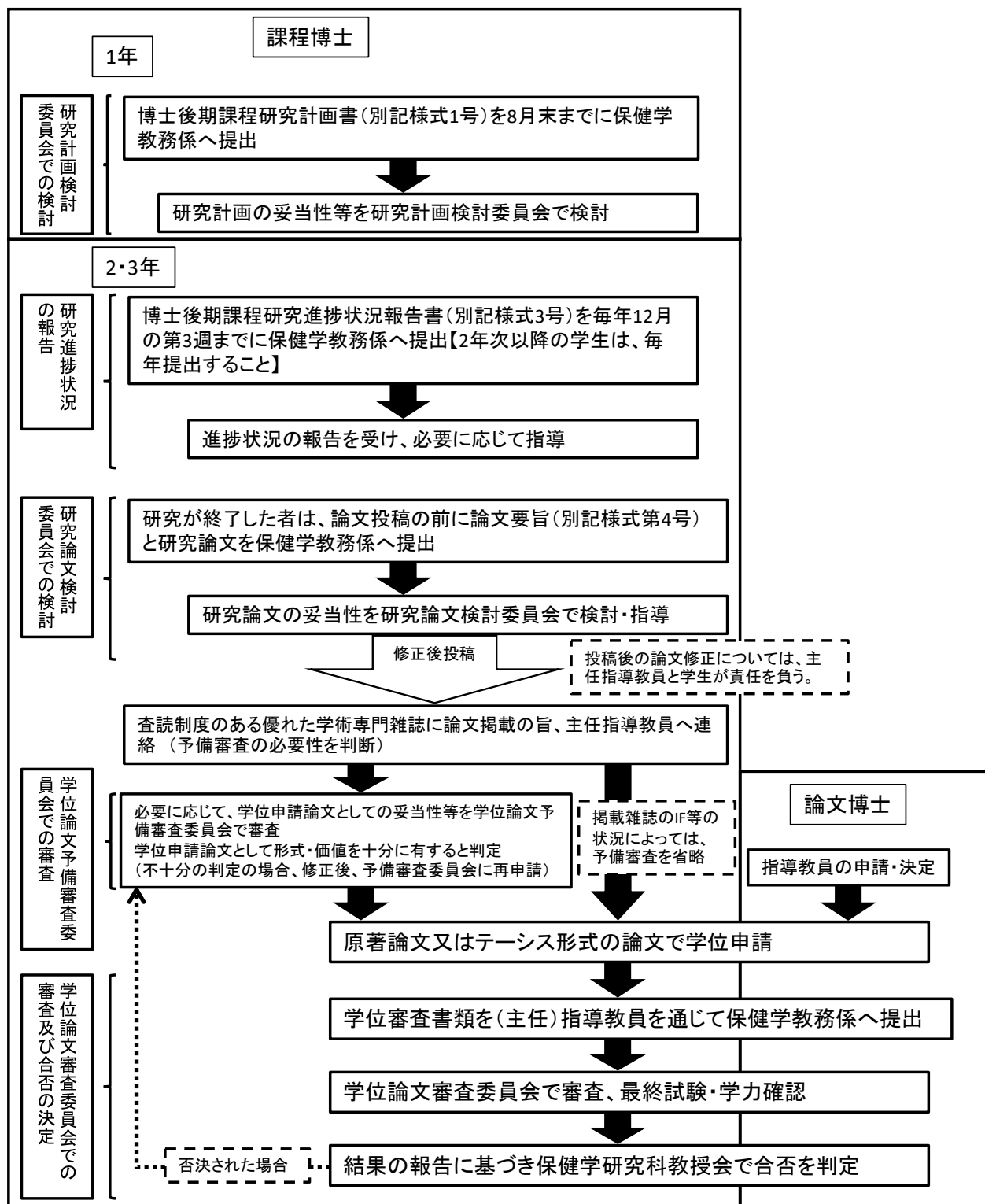
２. 学位授与までのプログラム

年次	履 修 計 画			研 究 過 程	
一 年 次	前期	特 論	他の教員の 科 目	特 別 研 究	・ 研究計画書提出（８月末日） ・ 研究計画検討委員会（９月末日）
	後期	特別演習	他の教員の 科 目		・ 倫理審査 ・ 研究の実施
二 年 次	前期	研 究 指 導			・ 研究の実施
	後期				・ 研究の実施 ・ 研究進捗状況報告書提出（12月第３週）
三 年 次	前期				・ 研究進捗状況報告書提出（12月第３週）（※） ・ 投稿前に研究論文提出 →研究論文検討委員会
	後 期				・ 修正後に学術専門雑誌へ投稿 ・ 学位申請論文提出 →（必要に応じて）予備審査委員会 ・ 学位申請 ・ 研究科教授会で審査委員会を組織 ・ 公開審査、最終試験又は学力確認 ・ 研究科教授会で審査 ・ 学位授与

※研究が終了していない学生は、毎年提出すること。

3. 学位授与までのフローチャート

保健学研究科保健学専攻博士後期課程の学位申請について



Ⅵ. 教員の研究課題等

※連絡先 市外局番：099－， E-mail address －@以下に health.nop.kagoshima-u.ac.jp

所属分野	職 名	氏 名 TEL・FAX・E-mail	研究指導 担当	担当授業科目	研 究 課 題
保健看護学分野	教 授	井 上 尚 美 275-6765(兼FAX) midwifeb@	○	成育保健看護学特論 成育保健看護学特別演習 成育看護学特別研究	1. 離島における助産師活動に関する研究 2. 助産師の実践能力に関する研究 3. 助産師教育に関する研究 4. プレコンセプションケアに関する研究
	教 授	沖 利 通 275-6752(兼FAX) oki-t@m2.kufm. kagoshima-u.ac.jp	○	フィジカルアセスメント 病態生理学特論 成人健康科学特論 成育保健看護学特論 成育保健看護学特別演習	1. 不妊・内分泌疾患の現状と問題点に関する研究 2. 漢方療法の臨床効果と技術の習得 3. 婦人科領域における内視鏡検査や治療の問題点
	教 授	佐々木 八千代 275-6751(兼FAX) ysasaki@		精神保健看護学特論 精神保健看護学特別演習	1. 地域在住高齢者の健康と生活に関する研究 2. 入院・施設入所高齢者への生活環境支援に関する研究
	教 授	西 尾 育 子 275-6756 ikuko@	○	地域健康看護学特論Ⅰ 保健看護学特別研究	1. クロニックイルネスに関する研究 2. セルフマネジメントに関する研究 3. 看護教育に関する研究
	教 授	根路銘 安 仁 275-6597 275-6449(FAX) nerome@	○	臨床薬理学 成育保健看護学特論 成育保健看護学特別演習	1. HTLV-1 母子感染予防対策 2. 小児死亡症例登録検証制度 3. 地域における小児保健提供体制構築
	教 授	古 島 大 資 275-6793(兼FAX) dfuru@	○	保健福祉学特論 医療情報・統計学特論 保健看護学特別研究	1. EBM と疫学・生物統計学に基づく健康な地域づくり推進に関する研究 2. 食品の機能性・安全性に関する研究 3. 離散シミュレーションモデルの臨床応用に関する研究
	教 授	松 成 裕 子 275-6754 matsuy@	○	地域健康看護学特論Ⅱ 地域健康看護学特別演習Ⅱ 保健看護学特別研究	1. 人材育成・キャリア開発に関する研究 2. 災害時のシステム管理に関する研究 3. 看護技術の実証的研究 4. 健康管理行動に関わる調査研究

保健看護学分野	教授	宮 田 昌 明 275-6742(兼FAX) miyatam@m3.kufm.kagoshima-u.ac.jp	○	病態生理学特論 チーム医療特論 フィジカルアセスメント 臨床薬理学 成人健康科学特論 地域健康看護学特論Ⅰ 地域健康看護学特別演習Ⅰ 保健看護学特別研究	1. 健康寿命延伸を目指したヘルスプロモーション科学研究 2. 循環器疾患の診断・治療・看護に関する研究 3. 心不全の緩和や終末期医療に関する研究 4. 多職種連携に関する研究
	教授	八 代 利 香 275-6755(兼FAX) yatsu-r@	○	地域健康看護学特論Ⅱ 地域健康看護学特別演習Ⅱ 保健看護学特別研究	1. 看護倫理に関する研究 2. 離島におけるヘルスケアシステムに関する研究 3. 看護の人的資源に関する国際的研究 4. 国際看護学に関する研究
	教授	山 下 亜矢子 257-6757(兼FAX) aya-yama@	○	精神保健看護学特論 精神保健看護学特別演習 保健看護学特別研究	1. 薬物・アルコール使用障害を有する人の回復に関する研究 2. 司法精神看護に関する研究 3. 精神科医療における行動制限最小化に関する研究 4. 看護マネジメントに関する研究
	教授	若 松 美貴代 275-6790 mikiwaka@	○	成育保健看護学特論 成育看護学特別演習 保健看護学特別研究	1. 周産期のメンタルヘルスに関する研究 2. 乳幼児の育児環境に関する研究 3. 子育て支援に関する研究
	准教授	兒 玉 慎 平 275-6794(兼FAX) kodama@	○	医療情報・統計学特論 保健看護学特別研究	1. 地域におけるマンパワーの有効性についての研究 2. 地域における医療情報の有効利用についての研究 3. 医療安全管理における組織文化の役割に関する研究

※連絡先 市外局番：099－， E-mail address －@以下に health.nop.kagoshima-u.ac.jp

所属分野	職 名	氏 名 TEL・FAX・E-mail	研究指導 担当	担当授業科目	研 究 課 題
神 経 運 動 障 害 基 礎 学 分 野	教 授	大 重 匡 275-6773 275-6804(FAX) ohshige@	○	チーム医療特論 運動障害基礎学特論 運動障害基礎学特別演習 神経運動障害基礎学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅰ 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. 呼吸器疾患の理学療法に関する研究 2. 循環器疾患の理学療法に関する研究 3. 温熱療法に関する研究 4. 動作分析に関する研究 5. 地域リハビリテーションに関する研究 6. チーム医療に関する研究
	教 授	桼 間 春 利 275-6778 275-6804(FAX) sakaki@	○	生命情報・分子生物学特論 神経障害基礎学特論 神経障害基礎学特別演習 神経運動障害基礎学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. 病態モデル動物を使用した運動療法の効果とメカニズムに関する研究 2. 整形外科術後の運動機能と理学療法に関する研究 3. 中枢神経疾患の理学療法に関する研究
	教 授	永 野 聡 275-6771 275-6804(FAX) naga@m2.kufm. kagoshima-u.ac.jp	○	フィジカルアセスメント 生命情報・分子生物学特論 病態生理学特論 臨床薬理学 運動障害基礎学特論 運動障害基礎学特別演習 神経運動障害基礎学特別研究	1. がんロコモの病態に関する研究 2. がん患者のリハビリテーションに関する研究 3. 運動器の老化に関する研究
	教 授	牧 迫 飛雄馬 275-6775 275-6804(FAX) makizako@	○	運動障害学特論 運動障害特別演習 神経運動障害基礎学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. フレイルに関する基礎および疫学的な研究 2. 健康長寿に関するコホート研究および介入研究 3. 老年学および老年社会科学に関する実証的研究
	准教授	大 渡 昭 彦 275-6772 275-6804(FAX) oowatash@	○	離島保健学特論 運動障害学特論 運動障害学特別演習 神経運動障害基礎学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. 神経伝達物質を指標とした運動療法の効果とその機序に関する研究 2. 物理療法に関する研究 3. 医療経済学に関する研究
	准教授	木 山 良 二 275-6774 kiyama@	○	運動障害学特論 運動障害学特別演習 神経運動障害基礎学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅰ 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. 動作の運動力学的分析に関する研究 2. ウェアラブルセンサーを用いた歩行分析に関する研究 3. 神経系疾患の理学療法に関する研究

神 經 運 動 障 害 基 礎 学 分 野	助 教	川 田 将 之 275-6776 kawada@		運動障害学特論 運動障害学特別演習	1. 測定機器を用いた歩行分析 2. 筋骨格モデルを用いた動作および運動の力学的解析 3. 運動器疾患に関する研究
	助 教	松 田 史 代 275-6801 fumiyo@		神経障害基礎学特論 神経障害基礎学特別演習 理学療法・作業療法教育特論Ⅰ 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. 中枢神経障害(主に脳梗塞)後の運動療法介入効果について 2. 加齢・老化と運動療法介入効果について(老化促進マウスを用いて) 3. ApoE マウスを用いた認知症モデルの開発と運動療法介入効果について 4. 喫煙による中枢神経系・運動器への影響について 5. 壮・老年期の動体視力とバランス機能の関係について

※連絡先 市外局番：099－， E-mail address －@以下に health.nop.kagoshima-u.ac.jp

所属分野	職 名	氏 名 TEL・FAX・E-mail	研究指導 担当	担当授業科目	研 究 課 題
臨床精神神経障害学分野	教 授	赤 崎 安 昭 275-6781(兼FAX) akaaki@m3.kufm. kagoshima-u.ac.jp	○	病態生理学特論 フィジカルアセスメント 生命情報・分子生物学特論 精神障害リハビリテーション学特論 精神障害リハビリテーション学特別演習 臨床精神神経障害学特別研究	1. 精神障害者のリハビリテーションに関する研究 2. 作業療法の適応決定および奏功機序などに対する臨床精神病理学的研究 3. 司法精神医学に関する研究
	教 授	窪 田 正 大 275-6807(兼FAX) kubota@	○	認知リハビリテーション学特論 認知リハビリテーション学特別演習 臨床精神神経障害学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅰ 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	1. 脳血管障害に対する認知リハビリテーションに関する研究 2. 高次神経障害作業療法に関する研究
	教 授	田 平 隆 行 275-6780(兼FAX) tabitaka@	○	チーム医療特論 臨床神経リハビリテーション学特論 臨床精神リハビリテーション学特別演習 臨床精神神経学特別研究 理学療法・作業療法教育特論Ⅱ 離島保健学特論	1. 認知症及び神経疾患のリハビリテーションに関する研究 2. 認知バイアス修正に関する研究 3. 地域作業療法に関する研究
	助 教	池 田 由 里 子 275-6783(兼FAX) yuriko@		臨床神経リハビリテーション学特論 臨床神経リハビリテーション学特別演習	1. 認知症のリハビリテーションに関する研究 2. 高齢者の視線行動と生活行為に関する研究

【 共 通 項 目 】

I. 学期・授業案内等

1. 学年，学期，休業日及び授業時間の区分

1) 学 年

学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わります。

2) 学 期

学期は，次の2学期に分けられています。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3) 休業日

行事予定表を参照

4) 授業時間

時 限	時 間 帯
1 時限	9 : 00 ～ 10 : 30
2 時限	10 : 40 ～ 12 : 10
3 時限	13 : 00 ～ 14 : 30
4 時限	14 : 40 ～ 16 : 10
5 時限	16 : 20 ～ 17 : 50
6 時限	18 : 00 ～ 19 : 30
7 時限	19 : 40 ～ 21 : 10

II. 履修方法等

1. 履修手続・研究計画書の提出

1) 履修する授業科目は，主任指導教員の指導に基づいて選択し，履修届を行います。

2) 履修届は，毎学年始めに保健学教務係へ提出してください。履修手続を行っていない授業科目は，単位の認定を受けることはできません。

3) 研究計画書は，指定された日までに主任指導教員の承認を得て学務課保健学教務係へ提出してください。

2. 成績の評価

評 価	試 験 等 の 得 点	合 否	備 考
秀	90 ～ 100	合 格	学位論文の評価は，合格または不合格
優	80 ～ 89		
良	70 ～ 79		
可	60 ～ 69		
不 可	59以下	不合格	

保健学研究科では、一つの授業科目の受講者が5名以上の場合、原則として、次の基準を満たすように採点・評価します。

秀：90-100点 特に優れた成績を示した者

受講者の上位20%までの人数を評価することができる。

趣旨：当該科目においては、秀でた知識・技能を有し、他の受講生の模範となりうる者であり対外的な評価にも十分耐えうる。

優：80-89点 優れた成績を示した者

趣旨：当該科目においては、優れた知識・技能を有する者であり、対外的な評価にも十分耐えうる。

良：70-79点 合格と認められる十分な成績を示した者

趣旨：当該科目においては、一定以上の知識・技能を有する者であり、対外的な評価にも耐えうる。

可：60-69点 合格と認められる最低限の成績を示した者

趣旨：当該科目においては、基準となる知識・技能を有する者である。

不可：59点以下 合格と認めるに足る成績を示さなかった者

趣旨：「可」に達しない者。当該科目においては、基準となる知識・技能を修得していないと考えられる者。

3. 成績評価に関する申立て

成績評価に関して、申立てがある場合は、随時保健学教務係へ申し出てください。

Ⅲ. 研究倫理

ヘルシンキ宣言により、人を対象とした研究にあつては、対象者の人権保護等のために所定の手続きを踏むことが義務づけられています。

保健学研究科でも、学位論文作成のための資料等を収集する場合、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）」等に基づいて、事前に医学部疫学・臨床研究等倫理委員会、大学病院の臨床研究倫理委員会又は関連病院の倫理審査に認定されることが必要です。倫理審査の申請に当たっては、主任指導教員の指導に基づいて研究計画書などを作成してください。

Ⅳ. 学生生活上の諸注意

1. 学生への諸連絡

学生への連絡（呼び出し、休講、授業料免除等の案内など）は、掲示、メール、WEB システム、学習管理システム（manaba）等により行います。不利益を被ることのないよう必ず各通知を確認するようにしてください。掲示板は、桜ヶ丘共通教育棟1階のピロティに設置してあります。

また、大学が運用するポータルサイト「学務WEBシステム」に登録したメールアドレスには、各種お

知らせも配信されますので、登録情報は常に最新の情報に更新してください。その他、科目ごとのお知らせは、学習管理システム「manaba」に掲載しますので、パソコンやスマートフォンからアクセスして確認してください。

なお、掲示は、原則として7日を経過した場合は周知したものとして取り扱います。

2. ロッカー室

大学院学生も利用できる学生用ロッカー室が、女性用のみ保健学科西研究棟の3階に設けてあります。利用する場合は、貴重品の取扱いに十分注意してください。

3. 駐車場の利用

駐車場の利用については、学務課保健学教務係で所定の手続により、入構許可書を受け取り、さくらびあ1階の親和会でパスカードを購入し、桜ヶ丘地区構内の駐車場を利用することができます。購入手続きができない場合がありますので、駐車場の利用を希望される場合は、事前にご相談下さい。

なお、構内で駐車の際は、救急車等緊急自動車も頻繁に通行しますので、指定された場所以外には絶対に駐車しないでください。

4. 構内での喫煙

全ての大学施設において、敷地内は全面禁煙となっています。

喫煙者におかれましては、敷地内のトイレや車の中はもちろん、近隣についても喫煙は、厳に謹んでいただきますようお願いいたします。

5. 成績証明書等の発行

大学院学生の成績証明書、在学証明書、修了見込証明書及び旅客運賃割引証（JR学割証）は、福利厚生施設（桜ヶ丘会館）2階に設置してある証明書自動発行機で発行します。自動発行機のメニュー画面に従って学生証をかざし、暗証番号、発行枚数を入力することによって即座に証明書を入手できます。自動発行機で対応できない英文証明書等は、学務課保健学教務係で対応しています。

6. 附属図書館桜ヶ丘会館の利用

桜ヶ丘分館の利用は、次のとおりとなっています。

開館時間	月～金	8：30～21：30
	土、日	10：00～18：00

休館日 国民の祝日・年末年始・大学一斉休業日

※夏季・冬季休業中は土日閉館となる場合もあります。附属図書館HPの「開館予定」でのご確認をお願い致します。

※臨時に休館する場合は、ホームページや掲示等によりお知らせします。

貸出冊数等 図書であれば14日以内に10冊まで、雑誌であれば2日以内に3冊までとなっており、カウンターで申し込みます。貸し出しを受ける場合は、学生証が必要です。

7. 休学，復学，退学等

引き続き2か月以上修学できない場合、願い出により休学することができます。事前に指導教員の指導のもと、所定の様式（病気の場合は診断書を添付）により保健学教務係へ提出してください。休学の期間は1年以内ですが、事情によっては1年延長することができます。休学期間については、必ず事前に保健学教務係にもご相談ください。また、休学の事由が止んだときは、復学届（病気を理由に休学したときは診断書を添付）を保健学教務係へ提出してください。

退学する場合も、同様に手続が必要ですので、事前に指導教員の指導のもとに所定の様式を提出してください。

8. ハラスメントの防止

良好な修学環境を確保するために、大学の一員として、ハラスメントの被害者や加害者を出さないように、周囲に対する気配りをし、お互いに注意をするなど、必要な行動をとるようにしましょう。

被害にあった場合は、所属の学部・研究科で相談員として定められている教員や学務課職員、また学生何でも相談室（TEL：099-285-7311）でも専属の相談員が対応しますので、安心して相談してください。

9. 身上異動等

入学時に学籍簿等を提出済みですが、改姓、改名、連絡先・住所の変更、保証人等に異動があった場合は、速やかに保健学教務係へ届けてください。連絡先・住所の変更、保証人の異動については、学務WEBシステム上のデータの修正も必ず行ってください。

10. 授業料

年額 535,800円（半期分267,900円）

①納付の方法

授業料は、前期分については5月27日、後期分については11月27日までに登録された預貯金口座から引き落とされます。（授業料引き落としの日が休日の場合は、金融機関の翌営業日）

②授業料免除制度

上記についての最新の情報は、鹿児島大学ホームページでご確認ください。

(<https://www.kagoshima-u.ac.jp/education/menjo.html>) ご不明な点は、郡元キャンパスにある学生部学生生活課経済支援係（099-285-7033）に相談してください。

11. 奨学制度

学業・人物ともに優秀かつ健康であって、経済的理由により修学が困難と認められる者に対して、学資の援助を行う日本学生支援機構及び地方公共団体等による奨学制度があります。原則として募集は4月です。こちらの募集がある場合は、その都度掲示でお知らせします。詳細については、学務課学生支援係（TEL 099-275-6727）へお問い合わせください。

12. 学生保険

1) 学生総合共済

この保険は、学生が正課の教育研究活動中、学生行事参加中、課外活動中及び学校施設内での休憩中に発生した不慮の事故、通学中の事故などについて補償されます。安心して教育研究ができるよう全員加入することをおすすめします。

2) 学生賠償責任保険

この保険は正課、学校行事、課外活動として、インターンシップ・介護体験活動・教育実習ボランティア活動を行う際に、他人にケガをさせたり、他人の財物を破壊したことにより被る賠償責任を補償する保険です（全額を保障されない場合もあります）。実習に参加する学生は、必ず加入するようにしてください。

13. 保健管理センター

鹿児島大学には学生及び教職員の心身の健康に関する専門的業務を行う保健管理センターが設置されており、日常の一般診療及び救急処置、種々の健康診断、健康相談及び学生相談、保健指導、健康教育などを実施しています。保健管理センターを利用される学生は、学生証を持参してください。

保健管理センターは郡元キャンパス内事務局棟の隣にあります。また、保健管理センター桜ヶ丘分室は桜ヶ丘キャンパス保健学科東研究棟1階にあります。健康診断、健康相談及び学生相談等は曜日及び時間に指定がありますので、詳細は保健管理センター（TEL 099-285-7385）、保健管理センター桜ヶ丘分室（TEL099-275-6348）に直接問い合わせてください。

14. 定期健康診断

定期健康診断は学校保健法に基づき毎年4月に全学生を対象に保健管理センターが実施していますので必ず全員受診してください。詳細については、保健管理センターホームページ及び掲示物からご確認ください。この健康診断の結果、注意を要する学生には精密検査や生活上の指導助言を行っています。

なお、受診しない場合、保健管理センターの健康診断書は発行されません。

15. 就 職

医学部保健学科の研究棟一階にある「就職資料室」に就職案内の資料があります。また、保健学科の各専攻にも関係機関等からの就職案内資料が届いていますので参考にしてください。就職決定にあたっては、指導教員等の助言を参考にしてください。

なお、進路決定後は、結果を指導教員、学務課学生支援係へ報告してください。

【規則等】

[保健学研究科共通規則等]

- ・ 鹿児島大学大学院保健学研究科規則……………51
- ・ 鹿児島大学大学院保健学研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則……………56
- ・ 鹿児島大学大学院保健学研究科既修得単位認定に関する申合せ……………58
- ・ 鹿児島大学長期履修学生制度に関する取扱要項……………60
- ・ 鹿児島大学大学院保健学研究科長期履修学生制度に関する申合せ……………64

[保健学研究科博士前期課程規則等]

- ・ 鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻博士前期課程履修要項……………65
- ・ 鹿児島大学大学院保健学研究科修士論文等審査及び最終試験の実施に関する要項……………71
- ・ 鹿児島大学大学院保健学研究科修士論文作成要項……………80
- ・ 鹿児島大学大学院保健学研究科博士前期課程における優れた業績を上げた者の学位申請等に係る申合せ ……83

[保健学研究科博士後期課程規則等]

- ・ 鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻博士後期課程履修要項……………86
- ・ 鹿児島大学大学院保健学研究科博士後期課程学位審査等規則……………89
- ・ 鹿児島大学大学院保健学研究科博士後期課程における優れた研究業績を上げた者の認定に係る申合せ ……106

※令和 7 年 4 月以降改正予定

鹿児島大学大学院保健学研究科規則

平成16年 4 月 7 日

保研規則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学大学院学則（平成16年規則第87号。以下「大学院学則」という。）及び鹿児島大学学位規則（平成16年規則第117号。以下「学位規則」という。）に基づき、鹿児島大学大学院保健学研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項を定めるものとする。

(専攻等)

第 2 条 研究科に次の専攻、領域及び分野を置く。

博士前期課程

保健学専攻

看護学領域

保健学領域

博士後期課程

保健学専攻

保健看護学分野

神経運動障害基礎学分野

臨床精神神経障害学分野

(コース)

第 2 条の 2 看護学領域に、次のコースを置く。

放射線看護専門コース

精神看護専門コース

島嶼・地域看護学コース

助産学コース

(目的)

第 2 条の 3 博士前期課程においては、保健学に関する優れた専門知識・技術をもつ高度専職業人門並に卓越した教育や研究のできる人材及び離島・へき地や国際的な保健医療活動の推進・充実に貢献できる人材を育成し、併せて教育研究の成果及び情報を広く提供し、社会に貢献することを目的とする。

2 博士後期課程においては、保健学に関する科学的探求を培うことにより、深い知識と高度な専門技術を習得した質の高い教育・研究者並びに離島・へき地や地域の保健・医療における管理・指導者となる有能な人材を育成し、併せて教育研究の成果及び情報を広く提供し、社会に貢献することを目的とする。

(研究科教授会)

第 3 条 研究科に関する重要事項を審議するため、鹿児島大学大学院保健学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）を置く。

2 研究科教授会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(研究科長)

第 4 条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を統括する。

3 研究科長は、医学部保健学科長をもって充てる。

(副研究科長)

第4条の2 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐し、研究科の運営に携わる。

3 副研究科長は、研究科を担当する鹿児島大学医学系所属の教授のうちから研究科長が指名し、研究科教授会の承認を得るものとする。

4 副研究科長の任期は、当該副研究科長を指名した研究科長の任期を越えない範囲内で研究科長が定める期間とし、再任を妨げない。

5 副研究科長に欠員を生じた場合の補欠の副研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導教員)

第5条 学生の研究及び論文指導のため、主任指導教員1名を置く。

2 主任指導教員を補佐するため、副指導教員を置くものとし、それぞれの課程の担当教員の中から、主任指導教員の推薦に基づき博士前期課程にあつては1名、博士後期課程にあつては2名を選出する。

(非常勤講師)

第6条 研究科教授会が必要と認めた場合、研究科教授会の議を経て、専任教員以外の者を非常勤講師として、講義、演習及び実習を担当させることができる。

2 前項の非常勤講師の任用に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者選抜)

第7条 入学者の選抜方法及び時期については、学生募集要項によるものとする。

2 前項の学生募集要項は、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第8条 研究科の授業科目及び単位数は、別に定める。

2 授業科目の単位の計算は、講義、演習、実験若しくは実習のいずれか又はこれらの併用の方法に応じ、おおむね15時間から45時間の範囲までの授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第9条 学生は、毎年指定する期間内にその学年に履修しようとする授業科目を指導教員の指導に従い、研究科長へ届け出るものとする。

2 研究科の修了に必要な修得単位の履修方法の詳細は、別に定める。

3 大学院学則第24条の3に規定する長期にわたる教育課程の履修については、別に定める。

(教育方法の特例)

第10条 研究科において教育研究上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(他の大学の大学院及び本学の他の研究科における授業科目の履修)

第11条 研究科が教育上有益と認めるときは、学生は他の大学の大学院及び本学の他の研究科の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前2項の規定により修得した単位は、博士前期課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては6単位を超えない範囲で認定する。

(研究指導)

第12条 研究科において、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、他の大学の大学院において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程にあっては当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(学位論文又は特定の課題についての研究の成果の提出)

第13条 学位の授与を受けようとする者は、指定した期日までに所定の申請書類とともに学位論文又は特定の課題についての研究の成果を研究科長に提出しなければならない。

(最終試験)

第14条 最終試験は、博士前期課程にあっては30単位以上（助産学コースにあっては61単位以上、精神看護専門コースにあっては48単位以上、放射線看護専門コースにあっては42単位以上）、博士後期課程にあっては12単位以上を修得し、かつ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を提出した者について行う。

(課程の修了要件)

第15条 博士前期課程の修了要件は、博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上（助産学コースにあっては61単位以上、精神看護専門コースにあっては48単位以上、放射線看護専門コースにあっては42単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者の在学期間に関しては、大学院学則第39条第1項の規定によるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、大学院学則第39条第5項各号の規定によるものとする。

3 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の実施については、別に定める。

(在学期間の短縮)

第15条の2 博士前期課程は、大学院学則第24条第1項の規定により当該課程に入学する前に修得した単位を当該課程において修得したものとみなす場合であって、研究科が当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(博士後期課程を経ない者の学位論文審査)

第16条 学位規則第5条第2項の規定による学位論文審査に関しては、別に定める。

(学位の授与)

第17条 第15条第1項の審査及び最終試験に合格した者に、修士の学位を授与する。この場合において、次に掲げるいずれか一の名称を付記するものとする。

看護学

保健学

2 第15条第2項の審査及び最終試験並びに学位規則第5条第2項の規定による学位論文審査に合格した者に、博士の学位を授与する。この場合において、次に掲げる名称を付記するものとする。

保健学

(再入学)

第18条 研究科を退学し、又は除籍（大学院学則第37条第1号に基づく除籍を除く。）された者で、退学又は除籍後3年以内に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り研究科教授会において選考の上、入学を許可することがある。

2 前項により再入学した者の在学年限には、退学又は除籍前の在学期間を含めるものとする。

(転研究科)

第18条の2 本学の他の研究科から転研究科を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り研究科教授会において選考の上、転研究科を許可することがある。

2 研究科から本学の他の研究科に転研究科を希望する者があるときは、研究科教授会の議を経て、転研究科を許可することがある。

3 第1項の転研究科に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第19条 他の大学の大学院から転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り研究科教授会において選考の上、入学を許可することがある。

2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第20条 研究科において、特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、研究科教授会で選考の上、受入れを許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第21条 科目等履修生として志願する者があるときは、当該授業科目に支障のない限り、研究科教授会で選考の上、科目等履修生として受入れを許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第22条 他の大学又は外国の大学の大学院の学生が、研究科における研究指導を受けようとするときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、特別研究学生として受入れを許可することがある。

(特別聴講学生)

第23条 他の大学又は外国の大学の大学院の学生が、研究科における特定の授業科目を履修することを希望するときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年7月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。ただし、改正後の第15条第2項の規定は、平成24年6月21日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年5月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において在学する者については、改正後の第14条及び第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月8日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において在学する者（以下「在学者」という。）及び同日以降に在学者の属する年次に編入学、転研究科又は転入学する者については、改正後の第2条及び第2条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年3月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 この規則の適用日の前日において在学する者については、改正後の第14条及び第15条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和5年5月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鹿児島大学大学院保健学研究科における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する規則

平成22年 3 月 3 日

保研規則 第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針（平成22年 1 月 7 日教育研究評議会決定）に基づき、鹿児島大学大学院保健学研究科（以下「本研究科」という。）における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規則において「学生」とは、本研究科に在学している大学院学生及び科目等履修生、特別聴講学生その他本研究科において授業科目を履修し、成績評価を受ける者をいう。

（対応組織）

第 3 条 学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する対応は、保健学研究科運営委員会がこれを行う。

（開示請求）

第 4 条 本研究科の学生は、成績等の開示請求を行うことができる。

2 開示請求の対象は、国立大学法人鹿児島大学法人文書管理規則（平成16年規則第131号）に定める保存期間を満了したものを除く当該学生の在学中における成績評価及び修了判定とする。

3 開示請求は、随時受け付けるものとする。

4 開示請求を行う学生は、成績等開示請求書（別記様式第 1 号）を研究科長に提出しなければならない。

5 研究科長は、開示請求日から起算して、原則として10日以内に開示請求に対する回答書（別記様式第 2 号）により回答を行うものとする。ただし、10日以内に開示できない場合は、開示できない理由等を当該学生に説明するとともに、研究科長は、その状況を教育担当理事及び学生部長（以下「理事等」という。）に報告するものとする。

（異議申立て）

第 5 条 本研究科の学生は、前条の開示結果又は開示請求によらず在学中における教学上の判定に不服のある場合は、異議申立てを行うことができる。

2 異議申立ては、随時受け付けるものとする。

3 異議申立てへの回答に不服がある当該学生は、再異議申立てを行うことができる。

4 再異議申立ては、随時受け付けるものとする。

5 異議申立て又は再異議申立て（以下「異議申立て等」という。）を行う学生は、異議申立書・再異議申立書（別記様式第 3 号）を研究科長に提出しなければならない。

6 研究科長は、異議申立て等について速やかに調査等を行い、申立ての日から起算して、原則として 7 日以内に異議申立て・再異議申立てに対する回答書（別記様式第 4 号）により回答を行うものとする。

7 研究科長は、調査等により過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等、7 日以内で解決が困難な場合は、当該学生に状況を説明するとともに、その内容を学長、教育担当理事、危機管理室長、監事及び学生部長（以下「学長等」という。）に報告し、対応について協議するものとする。

（調査及び調査結果報告等）

第 6 条 研究科長は、異議申立て等に伴う調査等の結果、過失が認められたとき又は疑義が想定されるとき等は、直ちに過失又は疑義の発生原因が特定される時期まで遡って、組織的に調査等を行うものとする。

る。

- 2 前項の調査等は、異議申立て等の日から起算して、原則として30日以内に終了するものとし、調査終了後、研究科長は、速やかに調査等の結果を学長等に報告するものとする。ただし、調査等に時間を要する場合は、適宜進捗状況を報告するものとする。
- 3 研究科長は、当該学生に対し適宜途中経過を説明するとともに、調査等終了後にその結果を説明するものとする。
- 4 研究科長は、第4条第5項及び第5条第6項に該当する事案が解決した場合は、理事等に、第5条第7項に該当する事案が解決した場合は、学長等に速やかに報告するものとする。
- 5 研究科長は、調査等の結果、成績評価等における重大な過失又は疑義が判明した場合は、成績評価基準、修了判定基準等の全ての教育の在り方について点検・見直しを行うものとし、重大な過失が判明した場合は、併せて学外有識者等による検証を実施するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年1月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月13日から施行する。

鹿児島大学大学院保健学研究科既修得単位認定に関する申合せ

平成16年4月7日
研究科委員会決定
平成16年4月1日適用
平成18年6月14日一部改正
平成27年3月11日一部改正
平成27年4月1日実施
平成28年6月8日一部改正
平成30年7月11日一部改正
平成31年4月1日実施
令和元年9月13日一部改正
令和3年4月1日一部改正

- 1 鹿児島大学大学院学則（平成16年規則第87号）第24条の規定に基づき、鹿児島大学大学院保健学研究科（以下「研究科」という。）入学者が、入学前の大学院において履修した授業科目の既修得単位認定について、必要な事項を定める。
- 2 既修得単位認定を希望する者は、指導教員の許可を得たうえで、認定願、成績証明書、授業科目の概要を所定の期日までに学務課に提出するものとする。
- 3 既修得単位認定は、研究科運営委員会における審議を経た後、研究科教授会が行う。
- 4 認定できる科目は、博士前期課程にあつては「博士前期課程共通科目・各領域共通科目・各領域専門科目」の区分、博士後期課程にあつては選択科目として履修する科目とする。ただし、認定単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、博士前期課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては6単位を超えないものとし、また、研究科規則第11条第3項の規定により認定する単位数と合わせて博士前期課程にあつては20単位、博士後期課程にあつては8単位を超えないものとする。

(第2関係)

既 修 得 単 位 認 定 願

年 月 日

鹿児島大学大学院保健学研究科長 殿

年度入学 博士前期・後期課程
領域又は分野名
氏 名

私は、 大学大学院 研究科在学中に修得した授業科目
の単位を、鹿児島大学大学院保健学研究科で修得した単位として認めていただきたく、下記のとおり申請
します。

記

1. 既修得単位の認定申請

事 項 課 程	区 分	既修得単位認定を希望する科目 (本研究科科目)	認定希望 単位数	入学前の大学院で 履修した授業科目 (他研究科科目)	修得 単位数
博士前期課程	博士前期課程共通科目 各領域共通科目 各領域専門科目				
博士後期課程	選 択 科 目				

2. 提出書類

- (1) 成績証明書
- (2) 授業科目の概要（シラバスなど）

○鹿児島大学長期履修学生制度に関する取扱要項

平成16年12月21日

学長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学学則（平成16年4月1日制定）第46条の2及び鹿児島大学大学院学則（平成16年4月1日制定）第24条の3の規定に基づき、長期履修学生制度の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2 長期履修学生として認定できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している等の事情により、学習時間に制約があり、かつ修得できる単位数に制約があると認められる者
- (2) 在学中に発生した事情により、勉学意欲がありながら、予定していた学習が困難となり、通常の修業年限又は標準修業年限（以下「修業年限等」という。）での卒業又は修了が困難と認められる者（留年等の救済措置は認められない。）
- (3) 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由その他の障害を有している者で、その障害により長期にわたり修学に重大な影響があると認められる者
- (4) 出産、育児又は親族の介護等により、修学に重大な影響があると認められる者

(申請手続及び認定)

第3 長期履修学生として認定を希望する者は、別に定める申請様式及び必要書類を所属担当係に提出するものとする。

2 長期履修学生の認定は、原則として学年の始めに行い、教授会又は研究科委員会（研究科教授会を含む。）の議を経て学長が行うものとする。

(長期履修期間)

第4 長期履修学生として、修業年限等を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間は、修業年限等の2倍の期間を超えることができない。

(履修形態の変更)

第5 相応の理由があると認める場合は、通常の修業年限等在学する学生及び長期履修学生の履修形態の相互の変更並びに長期履修の期間の短縮及び延長を認めることができる。

2 履修形態の変更を希望する者は、別に定める申請様式及び必要書類を所属担当係に提出するものとする。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか必要な事項は、長期履修学生制度を導入する学部及び研究科が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年12月21日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年5月7日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年3月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年 7 月 10 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 2 年 3 月 10 日から施行し、令和 2 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

(様式第1号)

長期履修学生申請書

鹿児島大学長 殿

学部・研究科名：学科・専攻等名：入学年月：年 月 年 学籍番号：(受験番号) 氏 名：印

長期履修学生として申請する履修年限 年 標準 修業年限 年 延長する年限 年

長期履修学生として申請する者は、本様式に以下の書類を添付して申請してください。

1. 長期履修学生を希望する理由書(様式第2号)

2. 履修計画及び研究計画書(様式第3号)

3. 在職を証明するもの(在職者のみ)

注1) 新入生は学籍番号の代わりに受験番号を記入してください。

(様式第2号)

長期履修学生を希望する理由書

学部・研究科名 学科・専攻等名

学籍番号 (受験番号)	ふりがな
	氏 名
長期履修学生として申請する履修年限	年

希望理由を具体的に記入してください。

注) 新入生は学籍番号の代わりに受験番号を記入してください。

(様式第 3 号)

履修計画及び研究計画書

学部・研究科名 _____ 学科・専攻等名 _____

学籍番号 (受験番号)	ふりがな
	氏 名
研 究 課 題 (大学院生のみ)	
履修計画及び研究計画	

注) 新入生は学籍番号の代わりに受験番号を記入してください。

指導教員 氏名 _____ 印 _____

(様式第 4 号)

長期履修学生変更申請書

鹿児島大学長 殿 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学部・研究科名 : _____
学科・専攻等名 : _____
入学年月 : _____ 年 _____ 月 _____ 日
学籍番号 : _____
(受験番号)
氏 名 : _____ 印 _____

下記のとおりに変更を申請します。

記

変更内容
[_____]

変更理由
[_____]

注) 履修形態の変更及び長期履修の期間の変更を希望する学生は、本様式に以下の書類を添付して申請してください。
1. 履修計画及び研究計画書 (様式第 3 号)
2. その他参考となる書類

鹿児島大学大学院保健学研究科長期履修学生制度に関する申合せ

平成17年 9 月14日
研究科委員会決定
平成24年 6 月 5 日一部改正
平成26年 1 月15日一部改正
平成24年 4 月 1 日適用
平成26年 5 月14日一部改正
平成26年 4 月 1 日適用
平成27年 3 月11日一部改正
平成27年 4 月 1 日実施
平成29年 6 月14日一部改正
平成29年 4 月 1 日適用
平成30年 3 月14日一部改正
平成30年 4 月 1 日実施
令和元年 9 月13日一部改正
令和 6 年 2 月14日一部改正

鹿児島大学大学院保健学研究科規則（平成16年保研規則第1号）第9条第3項及び鹿児島大学長期履修学生制度に関する取扱要項（平成16年12月21日学長裁定）第6の規定に基づき、鹿児島大学大学院保健学研究科における長期履修学生制度の運用に関して必要な事項を次のように申し合わせる。

1 申請手続

申請様式及び必要書類は、学年開始前の所定の期間内に研究科長に提出するものとする。なお、申請にあたっては、事前に指導教員の承認を得るものとする。

2 授業科目等の読替

授業科目等に名称変更が生じた場合は、協議の上、他の科目等に読み替えることができる。

鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻博士前期課程履修要項

平成17年 4月13日

研究科委員会決定

(趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学大学院保健学研究科規則（平成16年保研規則第1号）第8条及び第9条第2項の規定に基づき、鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）における授業科目及び単位数並びに授業科目の履修方法、試験及び成績評価について、必要な事項を定めるものとする。

(課程の修了に必要な単位数)

第2 博士前期課程の修了に必要な単位数は、次の表に掲げるとおりとする。

科目区分	領域分野 コース	看護学領域				保健学領域
		放射線看護 専門コース	精神看護専 門コース	島嶼・地域看 護学コース	助産学コース	
博士前期課程共通科目	4	4	6	4	4	4
専門科目特別研究	10		10	10	10	10
専門科目課題研究		4				
専門科目講義	2	14	8	2	2	2
専門科目演習	2		2	2	2	2
専門科目実習		10	10	1		
博士前期課程共通科目 各領域共通科目 各領域専門科目	12	10	12	11	12	12
助産学コース専門科目					31	
計	30	42	48	30	61	30

※専門科目については、指導教員の指定する分野の専門科目を選択する。

※看護学領域（放射線看護専門コース及び助産学コースは除く）及び保健学領域の各共通科目及び各領域専門科目については、他領域の共通科目及び専門科目で4単位まで充てることができる。

(授業科目及び単位数)

第3 授業科目及び単位数については、別表1に掲げるとおりとする。ただし、助産学コースにおける授業科目及び単位数については、別表2のとおりとする。

(授業科目の試験)

第4 各授業科目の試験は、学期末に授業担当教員が筆記試験、口頭試問、研究報告等により行い、その可否は当該授業担当教員が決定する。

2 学生は、病気、忌引その他やむを得ない事情のため試験を受けることができなかった場合は、追試験を受けることができる。

3 各授業科目の試験に不合格となった者及び前項に規定する理由以外の理由により学期末試験を受験しなかった者は、再試験を受けることができる。

(成績評価)

第5 試験の評価は、秀（90～100点）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）又は不可（59点

以下)の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし単位を認定する。

(他の大学の大学院及び本学の他の研究科における授業科目の履修)

第6 他の大学の大学院及び本学の他の研究科で修得した単位は、第2条に定める単位に含めることができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に修得した単位について準用する。

3 前2項に定める単位は、合計15単位を超えることができない。

附 則

この要項は、平成17年4月13日から施行実施し、平成17年4月1日から適用する。ただし、平成17年3月31日に在学する学生は、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。ただし、平成18年3月31日に在学する学生は、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成22年10月13日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。ただし、平成23年度以前に入学した者については、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。ただし、平成23年度以前に入学した者については、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成24年6月5日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。ただし、平成24年度以前に入学した者については、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成25年11月13日から実施し、平成24年4月1日から適用する。ただし、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。ただし、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。ただし、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。ただし、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。ただし、平成28年度以前に入学した者については、なお

従前の例による。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。ただし、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。ただし、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 平成31年度以前に入学した者については、改正後の別表1にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、平成31年度以前に入学した者が改正後の別表1に定める科目「理学療法・作業療法教育特論Ⅰ」及び「理学療法・作業療法教育特論Ⅱ」を履修することは妨げない。この場合において、修得した単位は、第2に定める単位に含めることができない。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。ただし、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

別表1 (第3関係) 授業科目及び単位数一覧(助産学コースを除く)

区 分	共通・専門	コ ー ス	科 目 名	形態	開講期	単位数
博士前期課程	共通科目		保健福祉学特論	講義	後	2
			生命情報・分子生物学特論	講義	前	2
			国際コミュニケーション教育論	講義	後	2
			医療情報・統計学特論	講義	前	2
			離島保健学特論	講義	後	2
			チーム医療特論	講義	前	2
			フィジカルアセスメント	講義	後	2
			病態生理学特論	講義	前	2
			臨床薬理学	講義	後	2
看護学領域	共通科目		看護教育・コンサルテーション論	講義	前	2
			看護管理論	講義	後	1
			看護政策論	講義	後	1
			国際保健・看護学特論	講義	後	2
			看護倫理	講義	前	2
			看護学研究方法論	講義	前	2
	専門科目		基礎看護学特論	講義	前	2
			基礎看護学演習	演習	後	2
			成人看護学特論	講義	前	2
			成人看護学演習	演習	後	2
			女性看護学特論	講義	前	2
			女性看護学演習	演習	後	2
			小児看護学特論	講義	前	2
			小児看護学演習	演習	後	2
			精神看護学特論	講義	前	2
			精神看護学演習	演習	後	2
			老年看護学特論	講義	前	2
			老年看護学演習	演習	後	2
			公衆衛生看護学特論	講義	前	2
			公衆衛生看護学演習	演習	後	2
			看護情報学特論	講義	後	2
			看護情報学演習	演習	後	2
			内科学特論	講義	前	2
			内科学演習	演習	後	2
			小児発達疾病学特論	講義	前	2
			小児発達疾病学演習	演習	後	2
			生殖病態学特論	講義	前	2
			生殖病態学演習	演習	後	2
			周産期医療論	講義	後	2
			看護学特別研究	演習		10
	放射線看護専門コース		基礎放射線学	講義	前	2
			臨床放射線医学	講義	前	2
			被ばく医療・放射線防護学特論	講義	前	2
			放射線診療看護学特論Ⅰ	講義	後	2
			放射線診療看護学特論Ⅱ	講義	後	2
			放射線看護専門実践特論	講義	後	2
			被ばく医療看護論Ⅰ	講義	後	2
			被ばく医療看護論Ⅱ	講義	後	2
			被ばく医療看護論Ⅰ(※)	講義	後	2
			被ばく医療看護論Ⅱ(※)	講義	前	2
			放射線防護看護論Ⅰ(※)	講義	後	2
			放射線防護看護論Ⅱ(※)	講義	前	2
			放射線看護学初期実習	実習	後	1
			放射線看護学実習Ⅰ	実習	前	2
			放射線看護学実習Ⅱ	実習	前	3
			放射線看護学実習Ⅲ	実習	後	4
			放射線看護学課題研究	演習		4

区 分	共通・専門	コ ー ス	科 目 名	形態	開講期	単位数
		精神看護専門コース	精神看護学実践特論Ⅰ	講義	前	2
			精神看護学実践特論Ⅱ	講義	前	2
			リエゾン精神看護	講義	前	2
			精神看護学実習Ⅰ	実習	前	2
			精神看護学実習Ⅱ	実習	後	1
			精神看護学実習Ⅲ	実習	前	4
			精神看護学実習Ⅳ	実習	前	2
			精神看護学実習Ⅴ	実習	後	1
		島嶼・地域看護学コース	地域・在宅看護学特論	講義	前	2
			地域・在宅看護学演習Ⅰ	演習	後	2
			地域・在宅看護学基礎実習	実習	前	1
			地域・在宅看護学特別研究	演習		10
保健学領域	共通科目		保健学研究方法論	演習		2
			理学療法・作業療法教育特論Ⅰ	講義	前	2
			理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	講義	後	2
	専門科目		神経障害学特論	講義	前	2
			病態構造解析学特論	講義	前	2
			病態生理理学療法学特論	講義	前	2
			老年理学療法・健康科学特論	講義	前	2
			生体基礎理学療法学演習	演習	後	2
			機能障害診断・治療学特論	講義	前	2
			生活環境動作解析学特論	講義	前	2
			動作障害解析学特論	講義	前	2
			運動器障害理学療法学演習	演習	後	2
			高次脳機能障害リハビリテーション学特論	講義	前	2
			高次脳機能障害リハビリテーション学演習	演習	後	2
			高次脳機能障害リハビリテーション学演習	演習	後	2
			高齢期・神経作業療法学特論	講義	前	2
			高齢期・神経作業療法学演習	演習	後	2
			発達障害作業療法学特論	講義	前	2
			発達障害作業療法学演習	演習	後	2
			精神障害分析学特論	講義	前	2
			精神障害分析学演習	演習	後	2
			精神障害作業療法学特論	講義	前	2
			精神障害作業療法学演習	演習		10
			精神障害者支援特論	講義	前	2
			保健学特別研究			

※弘前大学開設科目

別表2（第3関係）授業科目及び単位数一覧（助産学コース）

区 分	共通・専門	コ ー ス	科 目 名	形態	開講期	単位数
博士前期課程	共通科目		保健福祉学特論	講義	後	2
			生命情報・分子生物学特論	講義	前	2
			国際コミュニケーション教育論	講義	後	2
			医療情報・統計学特論	講義	前	2
			離島保健学特論	講義	後	2
			チーム医療特論	講義	前	2
			フィジカルアセスメント	講義	後	2
			病態生理学特論	講義	前	2
看護学領域	共通科目		臨床薬理学	講義	後	2
			看護教育・コンサルテーション論	講義	前	2
			看護管理論	講義	後	1
			看護政策論	講義	後	1
			国際保健・看護学特論	講義	後	2
			看護倫理	講義	前	2
			看護学研究方法論	講義	前	2
	専門科目		基礎看護学特論	講義	前	2
			基礎看護学演習	演習	後	2
			成人看護学特論	講義	前	2
			成人看護学演習	演習	後	2
			女性看護学特論	講義	前	2
			女性看護学演習	演習	後	2
			小児看護学特論	講義	前	2
			小児看護学演習	演習	後	2
			精神看護学特論	講義	前	2
			精神看護学演習	演習	後	2
			老年看護学特論	講義	前	2
			老年看護学演習	演習	後	2
			公衆衛生看護学特論	講義	前	2
			公衆衛生看護学演習	演習	後	2
			看護情報学特論	講義	後	2
			看護情報学演習	演習	後	2
			内科学特論	講義	前	2
			内科学演習	演習	後	2
			小児発達疾病学特論	講義	前	2
			小児発達疾病学演習	演習	後	2
			生殖病態学特論	講義	前	2
			生殖病態学演習	演習	後	2
			周産期医療論	講義	後	2
		助産学コース	助産学特論	講義	前	1
			助産業務管理学特論	講義	後	2
			離島・地域母子保健学特論	講義	前	1
			離島・地域母子保健学演習	演習	後	1
			周産期学特論（正常編）	講義	前	3
			周産期学特論（異常編）	講義	前	2
			妊娠期助産学演習	演習	前	2
			分娩期助産学演習	演習	前	2
			産褥期助産学演習	演習	後	2
			新生児期助産学演習	演習	後	2
			実践助産学演習	演習	後	2
			助産学実習Ⅰ	実習		1
			助産学実習Ⅱ	実習	前	7
			助産学実習Ⅲ	実習	後	1
			離島・地域母子保健学実習Ⅰ	実習	前	1
			離島・地域母子保健学実習Ⅱ	実習	前	1
			助産学特別研究	演習		10

鹿児島大学大学院保健学研究科修士論文等審査及び最終試験の実施に関する要項

平成16年4月7日

研究科長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学大学院保健学研究科規則（平成16年保研規則第1号）第15条第3項の規定に基づき鹿児島大学大学院保健学研究科（以下「研究科」という。）における修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を定める。

(修士論文等の研究計画の提出)

- 第1の2 修士論文等の研究計画（「以下「研究計画」という。）の検討を受けようとする学生は、指導教員の指導を経て修士論文等研究計画書（別記様式第1号。以下「研究計画書」という。）を作成し、原則として修士論文の場合は1年次の9月末日までに、特定の課題についての研究の成果の場合は2年次の4月末までに、研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）に提出する。
- 2 指導教員は、前項に規定する期日までに研究計画書を運営委員会へ提出していない学生に対し、研究計画書の早急な提出を指導しなければならない。

(研究計画の検討)

- 第1の3 運営委員会は、研究計画ごとに研究計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、研究計画の妥当性を検討する。ただし、倫理審査を必要とする研究計画については、倫理審査に関する委員会へ倫理審査を委託する。
- 2 検討委員会は、博士前期課程の原則として研究指導を担当する3名以上の教員（指導教員を含む。）により組織する。
- 3 検討委員会は、原則として修士論文の場合は1年次の10月末までに、特定の課題についての研究の成果の場合は2年次の5月末までに、研究計画の妥当性を検討し、修士論文等研究計画検討結果報告書（別記様式第2号）により検討結果を運営委員会へ報告する。
- 4 運営委員会は、検討委員会から報告のあった検討結果を基に当該学生へ研究計画の改善を指示する。
- 5 運営委員会は、研究計画の検討結果を研究科教授会へ報告する。

(修士論文等の申請)

- 第2 修士論文等の審査を受けようとする者は、修了予定年次の12月20日（ただし、当日が休業日に当たるときは、その直後の平日）までに修士論文題目届（別記様式第3号）又は特定の課題についての研究題目届（別記様式第4号）を研究科長に提出する。
- 2 修士論文等を提出する者は、学位（修士）申請書（別記様式第5号又は別記様式第6号）を添付の上、研究科長に提出する。
- 3 提出する修士論文等は、1編とし、正本1冊、副本3冊（コピーでも可）にそれぞれ修士論文要旨（別記様式第7号）又は特定の課題についての研究の成果要旨（別記様式第8号）を添える。なお、修士論文等の提出にあたり、倫理審査を受けた研究を行った場合にあっては、倫理審査結果通知書（写）を添付する。
- 4 修士論文等の提出期限は、修了予定年次の1月15日（ただし、当日が休業日に当たるときは、その直後の平日）とする。

(審査委員会の設置)

- 第3 各領域では、当該学生の修士論文等ごとに審査委員候補者を決め、研究科長に推薦する。
- 2 研究科長は、前項の審査委員候補者の推薦に基づき研究科教授会の議を経て審査委員会を設ける。
- 3 審査委員会の構成は、主査1名、副査2名とする。
- 4 主査には指導教員を、副査には前期課程の研究指導を担当する研究科教員を充てる。

(修士論文等の審査及び最終試験)

- 第4 審査委員会は、修士論文等の審査及び最終試験を行う。
- 2 最終試験は、修士論文等審査の終了後にその修士論文等を中心に口述又は筆記により行う。
- 3 修士論文等の審査及び最終試験は、2月15日（ただし、当日が休業日に当たるときは、その直後の平日）までに終了する。
- 4 成績評価は、合格又は不合格とする。
- 5 審査委員会の主査は、審査の結果を、修士論文審査の要旨（別記様式第9号）又は特定の課題についての研究成果審査の要旨（別記様式第10号）及び最終試験の結果の要旨（別記様式第11号）（以下「修士論文等審査及び最終試験結果の要旨」という。）により2月22日（ただし、当日が休業日に当たるときは、その直後の平日）までに、研究科長に提出する。

(合否の決定)

- 第5 修士論文等及び最終試験の合否は、修士論文等審査及び最終試験結果の要旨並びに修士課程修了認定資料等に基づき、研究科教授会で審議決定する。

(修士論文の保存)

- 第6 審査に合格した修士論文等は、研究科で保存する。

(優れた業績を上げた者)

- 第7 優れた業績を上げた者の学位申請等については、この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月7日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年1月17日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年9月10日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年12月8日から実施する。

附 則

この要項は、平成23年11月9日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年7月11日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要項の実施日の前日において在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和元年9月13日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年10月14日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年5月12日から実施する。

別記様式第1号（第1の2関係）

保健学研究科運営委員会委員長 殿

年 月 日

修士論文等研究計画書

年入学

学領域

学生氏名

指導教員

印

印

研究テーマ	
研究目的等	
研究計画 （対象・方法・予測される結果など）	

別記様式第2号（第1の3関係）

保健学研究科運営委員会委員長 殿

年 月 日

修士論文等研究計画検討結果報告書

年入学

学領域

学生氏名

指導教員

印

印

検討委員

印

印

印

研究テーマ	
検討結果 （改善すべき点を含む）	

別記様式第3号（第2系関係）

年 月 日

保健学研究科長 殿

修士論文題目届

年入学

保健学専攻博士前期課程

領 域

氏 名

印

下記のとおり届けます。

記

(題 目)

指導教員名

印

別記様式第4号（第2系関係）

年 月 日

保健学研究科長 殿

特定の課題についての研究題目届

年入学

保健学専攻博士前期課程

領 域

氏 名

印

下記のとおり届けます。

記

(題 目)

指導教員名

印

別記様式第5号（第2条関係）

年 月 日

学位（修士）申請書

保健学研究科長 殿

年入学

保健学専攻博士前期課程

領 域

氏 名

印

指導教員名

印

この度、下記の学位論文（正本1部、副本3部）を添え、
修士（看護学・保健学）の学位の授与を申請いたします。

記

（題 目）

年 月 日 受理

別記様式第6号（第2条関係）

年 月 日

学位（修士）申請書

保健学研究科長 殿

年入学

保健学専攻博士前期課程

領 域

氏 名

印

指導教員名

印

この度、下記の特定の課題についての研究の成果（正本1部、副本3部）を添え、修士（看護学・保健学）の学位の授与を申請いたします。

記

（題 目）

年 月 日 受理

別記様式第7号（第2条関係）	年 月 日
保健学研究科長 殿	
修 士 論 文 要 旨	
年入学	
保健学専攻博士前期課程	
領 域	
氏 名	印
論文要旨	
論文要旨作成要領	
・ 論文タイトル名を和・英併記する。	
・ 本文は2000字程度とし、枠（左余白20mm、右余白15mm、下部余白15mm）で囲む。	
・ 活字字体は、10ないし11ポイントとし、2頁にわたってよい。	
・ 目的（はじめに）、対象、方法、結果、考察、結論（まとめ）に準じて記載する。	

別記様式第8号（第2条関係）	年 月 日
保健学研究科長 殿	
特定の課題についての研究の成果要旨	
年入学	
保健学専攻博士前期課程	
領 域	
氏 名	印
研究の成果要旨	
研究の成果要旨作成要領	
・ 論文タイトル名を和・英併記する。	
・ 本文は2000字程度とし、枠（左余白20mm、右余白15mm、下部余白15mm）で囲む。	
・ 活字字体は、10ないし11ポイントとし、2頁にわたってよい。	
・ 目的（はじめに）、対象、方法、結果、考察、結論（まとめ）に準じて記載する。	

修士論文審査の要旨

報告番号	必修第	号	氏 名	
論文題目	(和英併記)			
審査委員	主 査	印		
	副 査	印	副 査	印
審査日付	年 月 日			

- ・本研究科における学位論文の審査に関する評価の観点に基づく審査結果について、
修士論文要旨とは異なる文章で審査委員（主査）が作成する。
・1頁にまとめる。

特定の課題についての研究成果審査の要旨

報告番号	必修第	号	氏 名	
特定の課題についての研究 題目	(和英併記)			
審査委員	主 査	印		
	副 査	印	副 査	印
審査日付	年 月 日			

- ・本研究科における特定の課題についての研究成果の審査に関する評価の観点に基づく
審査結果について、特定の課題についての研究の成果要旨とは異なる文章で審査委員
（主査）が作成する。
・1頁にまとめる。

別記様式第11号（第4条関係）
最終試験の結果の要旨

報告番号	修士番号	氏名
修士論文題目 又は特定課題 についての研 究題目		
審査委員	主 査	印
	副 査	印
審査日付	年 月 日	所要時間 時間 分

・2頁以内にまとめる。

主査及び副査の3名は、学位申請者・・・・・・に対し、論文等の内容について質疑応答を行
うと共に、関連事項について試問を行った。具体的には、以下のような質疑応答がなされ、いず
れについても満足すべき回答を得ることができた。

・

・

・

以上の結果から、3名の審査委員は本人が大学院博士前期課程（修士課程）修了者としての学
力と見識を十分に具備しているものと判断し、修士（看護学又は保健学）の学位を与えるに足る
資格をもつものと認めた。

鹿児島大学大学院保健学研究科修士論文作成要項

平成16年 4 月 7 日

研 究 科 長 裁 定

- 1) 修士論文は単著とし、和文または英文で記述する。
なお、雑誌などに投稿中あるいは受理・発行された論文（単著または共著を問わないが、共著の場合は、論文審査を受ける者が筆頭著者であること）は、そのまま修士論文として提出することはできない。しかし、その旨、論文要旨の最後に明記して、論文を本作成要項に改めて作成した上で提出するのは差し支えないものとする。ただし、入学以前に掲載又は掲載を許可された論文は認めない。
- 2) 第1枚目は、論文表紙（別紙1）を作成する。
第2枚目は、論文要旨（別紙2）を作成する。
第3枚目から本文を開始し、頁番号を1として、用紙の中央下に付す。
- 3) 論文要旨は、和英併記とし、別葉とする。和文は600字以内、英文は300単語以内とする。
要旨の下に1行空けて、キーワード key word（和英併記）を5単語以内で記載する。
- 4) 論文はA4版、縦位置、横書き、片面印刷とし、上下3.5cm、左右3.0cmの余白を設ける。
- 5) 和文の活字は、10～10.5ポイント、明朝体とし、行数は35行程度とする。英文の活字は、12ポイント、Times とする。
- 6) 本文は、原則として、緒言（目的を含む）、対象、方法、結果、考察、結論、引用文献の順に記載する。
数字は算用数字を用い、度量衡等の単位はCGS単位を用い、ピリオドは付さない。総ページ数には制限を設けない。
- 7) 図表は良質のものを扱い、脚注を含めて、本文中に挿入する。図表の主題は、図の場合は図の下に、表の場合は表の上を書く。
- 8) 引用文献は、本文中に引用順の番号を片括弧で記載し、引用文献欄に番号順に書く。
著者名は3名までとし、4名以上は、他（et al）とする（下記例示）。
（論文の場合）
 - 1) 山内一郎，小林克己，前島洋二，他：肩関節脱臼．リウマチ20(6):43-48, 1996.
 - 2) Kahn A, Tamura B, Sakamoto C, et al: Pain and behavioural medicine.
N Engl J Med 341(5):21-27, 1995.
（本のある部分を引用する場合）
 - 1) 浜島研二，中村利直：地域からみた看護．大東みき編；図説看護学大系14
社会学と看護，メジカルビュー社，東京，pp281-287, 2001.
 - 2) Benner P, Clark D: Clinical studies on arthritis. (In) Blood and disorders. Hardy P & Tamura M (Ed.),
Oxford, Blackwell Scientific Publications, pp321-334, 1990.
- 9) 英文の場合は、A4版を使用し、ダブルスペースで印刷し、和文の場合と同様の方法で作成する。
- 10) 以上を、左綴じとし、簡易製本して提出する。

附 則

この要項は、平成16年 4 月 7 日から実施し、平成16年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成16年 6 月 9 日から実施する。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要項の実施日の前日において在学する者については、改正後の別紙1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和元年9月13日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年9月9日から実施する。

修 士 論 文			
タイトル表題 (15ポ・太字) サブタイトル副題 (12ポ・太字)			
年	月	日	提出
領 域			
指導教員			
担当教員			
学籍番号			
氏 名			
鹿児島大学大学院 保健学専攻			

論文要旨	タイトル表題 (15ポ・太字) サブタイトル副題 (12ポ・太字)
要旨 (10～10.5ポで、和文600字以内、英文は300単語以内とする)	
キーワード key word	

鹿児島大学大学院保健学研究科博士前期課程における優れた業績を上げた者の学位申請等に係る申合せ

平成16年 6 月 9 日
研究科委員会決定
平成23年11月 9 日一部改正
平成27年 3 月11日一部改正
平成27年 4 月 1 日実施
平成30年 7 月11日一部改正
平成31年 4 月 1 日実施
令和元年 9 月13日一部改正

この申合せは、鹿児島大学大学院保健学研究科修士論文審査及び最終試験の実施に関する要項（平成16年4月7日研究科長裁定。以下「要項」という。）第7に基づき、「優れた業績を上げた者」（以下「優秀者」という。）の学位申請等に係る必要な事項を定めるものとする。

1 優秀者の要件

優秀者として学位申請できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 博士前期課程に1年以上在籍し、所定の授業科目を履修して、修了時までに修了に必要な単位数である30単位以上（助産学コースにあっては58単位以上、放射線看護専門コースにあっては42単位以上）を修得する見込みがあること。
- (2) 博士前期課程在籍中に査読制度のある標準的な学術雑誌（以下「学術雑誌」という。）に筆頭著者として掲載された、あるいは掲載の承諾が得られた原著論文（論文種目の中で原著論文に相当するものを含む。）があること。

2 優秀者の認定

優秀者の認定は、次に掲げる書類に基づき研究科教授会が行う。研究科教授会は、認定された者に対して「優れた業績を上げた者」としての認定書（別記様式第1号。以下「認定書」という。）を交付する。

- (1) 指導教員の推薦書（別記様式第2号）
- (2) 研究業績目録（別記様式第3号）
- (3) 学術雑誌に掲載された論文（未掲載の場合は、論文原稿及び学術雑誌発行機関の受理証明又は掲載予定証明）
- (4) 掲載又は掲載予定学術雑誌の投稿規定のコピー
- (5) 博士前期課程在籍中の成績

3 学位申請に係る提出書類

学位申請する者は、要項第2の第1項から第3項に定める学位申請書類の他に、認定書を加えて提出すること。

4 修士論文の審査及び最終試験の時期

優秀者に係る修士論文の審査及び最終試験の時期は、1年次後期末及び2年次前期末とする。

5 学位申請等の期限

前項の時期が2年次前期末の場合は、要項第2の第1項、同第4項、第4の第3項及び第5項に規定する期限については、委員会でその都度定める。

別記様式第1号

第 号

書
定
認

○年度入学 保健学研究科 博士前期課程

○○○○年○○月○○日生

上記の者は、優れた業績を上げた者としての要件を満たしていると認定したことを証明する。

年 月 日

鹿児島大学大学院保健学研究科長

☐ ☐ ☐ ☐

別記様式第2号

指導教員の推薦書

保健学研究科長 殿

領 域 名	
学位申請者	
生 年 月 日	

推薦理由

(優れた業績として、論文を提出する場合) ①専門学術雑誌に掲載もしくは掲載予定の論文で、その内容の学問的価値が特に高いものであること。②在学中の成績が優秀で、かつ、高度の研究能力や豊かな学識を有していることなどについて記載してください。

鹿児島大学大学院保健学研究科
指導教員
年 月 日
印

別記様式第3号

研 究 業 績 目 録

①著書, ②学術論文, ③学会発表等を記述し, 別業とする。

氏 名			
著書, 学術論文の題目又は 学会発表の演題名(全著書名 又は全発表者名)	著書・雑誌名, 巻(号); 初頁～ 終頁, (発行所名) 又は発表学 会名	発行又は 発表の年	概 要

鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻博士後期課程履修要項

平成17年 4 月13日

研究科長 裁定

(趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学大学院保健学研究科規則（平成16年保研規則第1号）第9条第2項の規定に基づき、鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）における授業科目の履修方法、授業科目の試験及び成績評価について、必要な事項を定めるものとする。

(課程の修了に必要な単位数)

第2 博士後期課程の修了に必要な単位数は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	科 目 区 分	要修得単位数
必修科目	専 門 科 目 特 論	2
	専 門 科 目 特 別 演 習	2
	特 別 研 究	4
選択科目	後 期 課 程 共 通 科 目 専 門 科 目 特 論 特 別 演 習	4
計		12

(授業科目及び単位数)

第3 授業科目及び単位数については、別表に掲げるとおりとする。

(履修方法)

第4 博士後期課程においては、合計12単位以上を修得するものとする。その内訳は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 必修科目は主任指導教員の開講する特論2単位、特別演習2単位及び特別研究4単位を修得する。
- (2) 選択科目は、博士後期課程共通科目、専門科目特論及び特別演習の中から4単位以上を修得する。
ただし、博士後期課程共通科目については、本研究科博士前期課程を経て本課程に入学した者にあつては、博士前期課程在籍時に修得した博士前期課程共通科目と同一名称科目は修得できないものとする。

(授業科目の試験)

第5 各授業科目の試験は、学期末に授業担当教員が筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行い、その可否は当該授業担当教員が決定する。

- 2 学生は、病気、忌引その他やむを得ない事情のため試験を受けることができなかった場合は、追試験を受けることができる。
- 3 各授業科目の試験に不合格となった者及び前項に規定する理由以外の理由により学期末試験を受験しなかった者は、再試験を受けることができる。

(成績評価)

第6 試験の評価は、秀（90～100点）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）又は不可（59点以下）の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、単位を認定する。

(他の大学の大学院及び本学の他の研究科における授業科目の履修)

第7 他の大学の大学院及び本学の他の研究科で修得した単位は、第2に定める単位に含めることができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に修得した単位について準用する。

3 前2項に定める単位は、合計6単位を超えることができない。

附 則

この要項は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年10月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年6月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。ただし、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。ただし、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。ただし、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。ただし、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要項は、令和2年4月1日から実施する。

2 平成31年度以前に入学した者については、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項にかかわらず、平成31年度以前に入学した者が改正後の別表に定める科目「理学療法・作業療法教育特論Ⅰ」及び「理学療法・作業療法教育特論Ⅱ」を履修することは妨げない。この場合において、修得した単位は、第2に定める単位に含めることができない。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。ただし、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表 授業科目及び単位数一覧（第3関係）

区 分	共通・専門	科 目 名	形態	単位数
博士後期課程	共通科目	成人健康科学特論	講義	2
		保健福祉学特論	講義	2
		生命情報・分子生物学特論	講義	2
		国際コミュニケーション教育論	講義	2
		医療情報・統計学特論	講義	2
		離島保健学特論	講義	2
		チーム医療特論	講義	2
		フィジカルアセスメント	講義	2
		病態生理学特論	講義	2
		臨床薬理学	講義	2
		理学療法・作業療法教育特論Ⅰ	講義	2
		理学療法・作業療法教育特論Ⅱ	講義	2
保健看護学分野	専門科目	精神保健看護学特論	講義	2
		精神保健看護学特別演習	演習	2
		成育保健看護学特論	講義	2
		成育保健看護学特別演習	演習	2
		地域健康看護学特論Ⅰ	講義	2
		地域健康看護学特別演習Ⅰ	演習	2
		地域健康看護学特論Ⅱ	講義	2
		地域健康看護学特別演習Ⅱ	演習	2
		保健看護学特別研究	演習	4
神経運動障害基礎学分野	専門科目	運動障害基礎学特論	講義	2
		運動障害基礎学特別演習	演習	2
		運動障害学特論	講義	2
		運動障害学特別演習	演習	2
		神経障害基礎学特論	講義	2
		神経障害基礎学特別演習	演習	2
		神経運動障害基礎学特別研究	演習	4
臨床精神神経障害学分野	専門科目	認知リハビリテーション学特論	講義	2
		認知リハビリテーション学特別演習	演習	2
		臨床神経リハビリテーション学特論	講義	2
		臨床神経リハビリテーション学特別演習	演習	2
		精神障害リハビリテーション学特論	講義	2
		精神障害リハビリテーション学特別演習	演習	2
		臨床精神神経障害学特別研究	演習	4

鹿児島大学大学院保健学研究科博士後期課程学位審査等規則

平成27年 3 月11日

保研規則第 7 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学大学院保健学研究科規則（平成16年保研規則第 1 号）第15条第 3 項及び第16条の規定に基づき、鹿児島大学大学院保健学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）における学位審査等に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 研究計画の審査

(研究計画書の提出)

第 2 条 1 年次の学生は、主任指導教員の指導を経て、博士後期課程研究計画書（別記様式第 1 号。以下「研究計画書」という。）を 8 月末日までに研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）に提出するものとする。

2 運営委員会は、8 月末日までに研究計画書を提出しなかった学生に対し、研究計画書の早急な提出を勧告するものとする。

(研究計画検討委員会の設置)

第 3 条 運営委員会は、研究計画の妥当性等を検討し、必要に応じて改善を指示するため、各学生の研究計画ごとに研究計画検討委員会を設置する。ただし、倫理問題については、倫理審査委員会に委ねる。

(研究計画検討委員会の組織)

第 4 条 研究計画検討委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 主任指導教員
- (2) 副指導教員 2 名
- (3) 博士後期課程の研究指導を担当する教授又は准教授のうちから主任指導教員が推薦する教員 1 名以上

(研究計画検討結果の報告・通知)

第 5 条 研究計画検討委員会は、検討終了後速やかに検討結果を検討結果報告・通知書（別記様式第 2 号）により運営委員会に報告するとともに当該学生へ通知し、必要に応じて改善を指示するものとする。

(研究計画検討結果の研究科教授会への報告)

第 6 条 運営委員会は、研究計画検討委員会からの報告を受けて、報告書類を確認・整理し、研究科教授会に報告するものとする。

(研究内容の変更に伴う研究計画の再審査)

第 7 条 研究内容に変更があるときは、再度、運営委員会に研究計画書を提出し、研究計画検討委員会の検討を受けなければならない。

第3章 研究進捗状況の報告

(研究進捗状況報告書の提出)

第8条 2年次以降の学生は、主任指導教員の指導を経て、博士後期課程研究進捗状況報告書（別記様式第3号）を毎年12月の第3週までに運営委員会に提出し、研究の進捗状況を報告するものとする。

(研究進捗状況の研究科教授会への報告)

第9条 運営委員会は、研究進捗状況報告を受けて、報告書類を確認・整理し、研究科教授会に報告するものとする。

第4章 研究論文の妥当性の検討

(論文要旨の提出)

第10条 研究が終了した学生は、学術専門雑誌に投稿する前に論文要旨（別記様式第4号）を運営委員会に提出するものとする。

(研究論文検討委員会の設置)

第11条 運営委員会は、研究論文の妥当性等を検討し、必要に応じて改善を指示するため、各学生の研究論文ごとに研究論文検討委員会を設置する。

(研究論文検討委員会の組織)

第12条 研究論文検討委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 主任指導教員
- (2) 副指導教員 2名
- (3) 博士後期課程の研究指導を担当する教授又は准教授のうちから主任指導教員が推薦する教員 1名以上

(研究論文検討結果の報告・通知)

第13条 研究論文検討委員会は、検討終了後速やかに検討結果を検討結果報告・通知書（別記様式第2号）により運営委員会に報告するとともに当該学生へ通知し、必要に応じて改善を指示するものとする。

- 2 改善を指示された学生は、その指示に基づいて研究論文の修正を行い、学術専門雑誌に投稿するものとする。
- 3 学術専門雑誌に投稿後の研究論文の修正については、主任指導教員と学生が責任を負うものとする。

(研究論文検討結果の研究科教授会への報告)

第14条 運営委員会は、研究論文検討委員会からの報告を受けて、報告書類を確認・整理し、研究科教授会に報告するものとする。

第5章 学位申請論文の予備審査

(学位申請論文の提出)

第15条 学位申請論文の予備審査を受けようとする学生は、学位申請論文を運営委員会に提出するものとする。

(学位論文予備審査委員会の設置)

第16条 運営委員会は、学位申請論文としての妥当性等を審査するため、必要に応じて学位論文予備審査委員会を設置することができる。

(学位論文予備審査委員会の組織)

第17条 学位論文予備審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 主任指導教員
- (2) 博士後期課程の研究指導を担当する教授又は准教授のうちから主任指導教員が推薦する教員 3名以上

(学位論文予備審査結果の報告・通知)

第18条 学位論文予備審査委員会は、審査終了後速やかに審査結果を学位論文予備審査結果報告・通知書(別記様式第5号)により運営委員会に報告するとともに当該学生へ通知し、必要に応じて改善を指示するものとする。

- 2 審査の結果、学位論文審査を申請することが不可とされた学生は、論文内容を改善のうえ、改めて学位申請論文の予備審査を受けることとする。

(学位論文予備審査結果の研究科教授会への報告)

第19条 運営委員会は、学位論文予備審査委員会からの報告を受けて、報告書類を確認・整理し、研究科教授会に報告するものとする。

第6章 課程博士の学位論文審査の申請

(課程博士の学位論文審査の申請方法)

第20条 所定の単位を修得した者又は修了予定日までに修得見込みの者(以下「課程博士申請者」という。)は、学位論文審査を申請することができる。ただし、学位論文予備審査委員会による審査を受けた場合には、学位論文審査を申請することが可とされた者に限り申請することができる。

(課程博士の学位論文審査の申請に係る論文の要件)

第21条 課程博士の学位申請論文は、次の各号のいずれかの様式とする。

- (1) 課程博士申請者を筆頭著者とする原著論文であって、査読制度のある優れた学術専門雑誌に掲載された論文又は当該雑誌の発表受理若しくは掲載許可を得た論文
- (2) 前号を関連論文とし、それを基に作成したテーシス形式の論文

(課程博士の学位論文審査の申請書類)

第22条 課程博士申請者は、主任指導教員を通じて研究科長へ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 学位申請書(別記様式第6号又は別記様式第7号)
- (2) 論文 6部
- (3) テーシス形式の論文を作成の際に基にした関連論文(前号の論文がテーシス形式の場合のみ) 6部
- (4) 論文目録(別記様式第8号)
- (5) 論文要旨(別記様式第4号)
- (6) 履歴書(別記様式第9号)
- (7) 単位修得証明書(大学院の単位取得後退学者のみ)

- (8) 参考論文（参考論文がある場合のみ。印刷公表されたものに限る。）各6部
- (9) 発表受理又は掲載証明書（別記様式第10号。第2号の論文が未公表の場合のみ）
- (10) 共著者全員の同意書（別記様式第11号。第2号の論文が共著の場合のみ）
- (11) 倫理審査の承認を受けた証明書（倫理審査が必要な研究の場合のみ）
- (12) 学位論文審査手数料の受領書（単位取得後退学後1年を経過した者のみ）
- (13) 認定書の写し（在学期間中に優れた研究業績を上げた者として認定され、早期修了を希望する者のみ）

第7章 論文博士の学位論文審査の申請

（論文博士の学位論文の申請資格）

第23条 学位論文審査を申請できる者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 本研究科博士後期課程を単位取得後退学した者。ただし、退学後3年以内に学位論文審査を申請する者は、課程博士として取り扱う。
 - (2) 大学を卒業した者にあつては、卒業後7年以上の研究歴を有する者。それ以外の者にあつては、10年以上の研究歴を有する者。
- 2 前項第2号の研究歴は、次に掲げる期間とする。
- (1) 大学の専任教員又はこれに準じて研究に従事した期間
 - (2) 大学院に在学した期間
 - (3) 大学院の研究生として在学した期間
 - (4) 権威ある研究施設において専任又はこれに準じて研究に従事した期間
 - (5) その他研究科教授会が前記と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

（論文博士の学位論文審査の申請に係る論文の要件）

第24条 論文博士の学位申請論文の様式については、第21条各号を準用する。

（論文博士の申請に伴う指導教員の届出）

第25条 学位論文審査を申請する者（以下「論文博士申請者」という。）は、博士論文指導教員届（別記様式第12号）を運営委員会に届出るものとする。

（論文博士の学位論文審査の申請書類）

第26条 論文博士申請者は、指導教員を通じて研究科長へ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 学位申請書（別記様式第7号又は別記様式第13号）
- (2) 論文 6部
- (3) テーシス形式の論文を作成の際に基にした関連論文（前号の論文がテーシス形式の場合のみ）
6部
- (4) 論文目録（別記様式第14号）
- (5) 論文要旨（別記様式第4号）
- (6) 履歴書（別記様式第9号又は別記様式第15号）
- (7) 最終学校の卒業証明書
- (8) 単位修得証明書（大学院の単位取得後退学者のみ）
- (9) 研究歴証明書（別記様式第16号）（第23条第1項第2号により学位申請を行う者のみ）
- (10) 参考論文（参考論文がある場合のみ。印刷公表されたものに限る。）各6部
- (11) 発表受理又は掲載証明書（別記様式第10号。第2号の論文が未公表の場合のみ）
- (12) 共著者全員の同意書（別記様式第11号。第2号の論文が共著の場合のみ）

- (13) 倫理審査の承認を受けた証明書（倫理審査が必要な研究の場合のみ）
- (14) 学位論文審査手数料の受領書
- (15) 写真（縦4 cm、横3 cm。申請前6ヶ月以内に撮影したもの） 1枚

第8章 学位論文の審査

（学位論文審査委員会委員候補者の推薦）

第27条 主任指導教員（論文博士の学位論文審査にあつては指導教員）は、博士後期課程の研究指導を担当する教授又は准教授のうちから主査1名、副査4名の学位論文審査委員会委員候補者（以下「審査委員候補者」という。）を研究科長に推薦するものとする。

- 2 主査は、後期課程の研究指導を担当する教授とし、主任指導教員（論文博士の学位論文審査にあつては指導教員）は、審査委員候補者に加わることはできない。
- 3 運営委員会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員を副査として審査委員候補者に加えることができる。

（学位申請資格等の審査）

第28条 研究科長は、前項による推薦があつた場合は、運営委員会に学位論文の受理に係る申請資格、書類の審査及び審査委員候補者を審議させ、運営委員会が当該論文受理及び審査委員候補者を可と判定した場合は、研究科教授会へ上程するものとする。

（学位論文審査委員会の設置）

第29条 研究科教授会で当該論文の受理及び審査委員候補者を可としたときは、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、論文審査及び最終試験又は学力確認を行うものとする。

- 2 審査委員会は、委員全員の出席がなければ成立しないものとする。
- 3 主査は、速やかに審査委員会を招集し、審査を実施しなければならない。

（学位論文審査）

第30条 学位論文審査は、その日時・場所を学位論文公開審査のお知らせ（別記様式第17号）により事前に公示し、公開で行うものとする。

（最終試験等）

第31条 審査委員会は、学位申請者の学力を確認するため、課程博士申請者に対しては最終試験を行い、論文博士申請者に対しては学力確認を行う。

- 2 最終試験又は学力確認は、学位論文審査終了後速やかに行う。
- 3 最終試験又は学力確認は、口頭試問とする。ただし、審査委員会が必要と認めた場合は、筆記試験を実施することができる。

（学位論文審査結果等の報告）

第32条 審査委員会は、学位論文審査及び最終試験又は学力確認終了後、可否を判定する。

- 2 前項の判定終了後、主査は、審査委員全員が署名捺印した論文審査の要旨（別記様式第18号又は別記様式第19号）及び最終試験の結果の要旨（別記様式第20号）又は学力確認の結果の要旨（別記様式第21号）を研究科教授会に提出する。

(合否の決定)

第33条 研究科教授会は、審査委員会からの学位論文審査及び最終試験又は学力確認の結果の報告に基づき合否を決定し、学長に報告する。

(審査等日程)

第34条 本規則に関する日程は、年度ごとに別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年9月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月9日から施行する。

別記様式第1号（第2条第1項関係） 保健学研究科長 殿 私の研究計画について、研究計画検討委員会での検討を申請します。 年 月 日		別記様式第2号（第5条及び第13条第1項関係） 年 月 日	
年度入学生 保健学専攻 分野 学生氏名 主任指導教員 印 副指導教員 印		検討結果報告・通知書 学生氏名 研究テーマ 検討委員（主任指導教員） 印 検討委員（副指導教員） 印 検討委員 印 検討委員 印 検討内容（改善指示内容を含む）	
研究計画 (対象・方法・予測される結果等)		研究目的等	

※ 記載欄が不足する場合は、別紙で追加すること。

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

博士後期課程研究進捗状況報告書

年度入学

保健学専攻

分野

学生氏名

主任指導教員

印

研 究 テ ー マ	
研究目的 研究計画	
現在までの研 究の進捗状況、 今後の研究予 定、研究遂行 上の問題点等	

別記様式第4号（第10条、第22条第5号及び第26条第5号関係）

論 文 要 旨

鹿児島大学

タイトル（英文タイトルを添える。）

.....

.....

氏 名

字数は1500字程度とし、和文（9～12ポイント）で記載する。

（注） 論文要旨の最後の余白に掲載雑誌名を記す。

例（〇〇誌〇〇巻〇〇号〇〇年掲載）

英語論文の場合は、これに準ずる。

学位論文予備審査結果報告・通知書

年 月 日

審査委員（主任指導教員）	印
審査委員	印
審査委員	印
審査委員	印

下記のとおり、学位論文予備審査結果を報告いたします。

- ・ 予備審査対象者
- ・ 学位申請論文題目
- ・ 予備審査開催年月日 年 月 日
- ・ 予備審査の結果と要旨

結 果 可 ・ 不可 （どちらかを記載すること）
要 旨

学位申請書

年 月 日

鹿児島大学 校長 殿

鹿児島大学学位規則第7条第2項の規定に基づき、学位論文の審査に必要な書類を添えて、博士（保健学）の学位の授与を申請いたします。

学位論文題目

題目が日本語の場合

日本語題名

英語訳題名

題目が英語の場合

英語題名

日本語訳題名

大学院保健学研究科
保健学専攻博士後期課程

申請者 印

主任指導教員 印

別記様式第7号（単位取得後退学者用）（第22条第1号及び第26条第1号関係）	別記様式第8号（第22条第4号関係）															
学位申請書 鹿 児 島 大 学 長 殿 年 月 日 鹿児島大学学位規則第7条第4項の規定に基づき、学位論文の審査に必要な書類を添えて、博士（保健学）の学位の授与を申請いたします。 学位論文題目 題目が日本語の場合 日本語題名 英語訳題名 題目が英語の場合 英語題名 日本語訳題名 申請者 主任指導教員 印 印	論文目録 鹿児島大学 <table><tr><th>報告番号</th><th>保研番号</th><th>氏名</th></tr><tr><td colspan="3">論文</td></tr><tr><td colspan="3">・著者氏名全員、論文タイトル（英文タイトルの場合は和訳を、和文タイトルの場合は英訳タイトルを付す）、発表雑誌名、巻（号）、頁、発行年を記載すること。</td></tr><tr><td colspan="3">参考文献</td></tr><tr><td colspan="3">・著者氏名全員、論文タイトル（英文タイトルの場合は和訳を、和文タイトルの場合は英訳タイトルを付す）及び発表雑誌名、巻（号）、頁、発行年を新しい順に記載すること。</td></tr></table>	報告番号	保研番号	氏名	論文			・著者氏名全員、論文タイトル（英文タイトルの場合は和訳を、和文タイトルの場合は英訳タイトルを付す）、発表雑誌名、巻（号）、頁、発行年を記載すること。			参考文献			・著者氏名全員、論文タイトル（英文タイトルの場合は和訳を、和文タイトルの場合は英訳タイトルを付す）及び発表雑誌名、巻（号）、頁、発行年を新しい順に記載すること。		
報告番号	保研番号	氏名														
論文																
・著者氏名全員、論文タイトル（英文タイトルの場合は和訳を、和文タイトルの場合は英訳タイトルを付す）、発表雑誌名、巻（号）、頁、発行年を記載すること。																
参考文献																
・著者氏名全員、論文タイトル（英文タイトルの場合は和訳を、和文タイトルの場合は英訳タイトルを付す）及び発表雑誌名、巻（号）、頁、発行年を新しい順に記載すること。																

別記様式第11号（第22条第10号及び第26条第12号関係） 共著者全員の同意書 氏が、下記の私達との共著論文を、同氏の学位申請論文として使用することを承諾いたします。 なお、この論文を私達の学位申請論文として、使用しないことを申し添えます。 年 月 日 共著者氏名： 印 共著者氏名： 印 共著者氏名： 印 共著者氏名： 印 共著者氏名： 印 共著者氏名： 印 論文題目： 記 筆頭著者氏名： 掲載雑誌名： （巻、頁～頁、発行年（掲載予定年））	別記様式第12号（第25条関係） 博士論文指導教員届 保健学研究科長 殿 氏名 _____ 印 指導教員について、下記のとおり届け出ます。 指導教員名 _____ 印 論文題目
--	---

別記様式第13号（第26条第1号関係）	別記様式第14号（第26条第4号関係）															
学位申請書 鹿 児 島 大 学 長 殿 鹿児島大学学位規則第7条第3項の規定に基づき、学位論文の審査に必要な書類を添えて、博士（保健学）の学位の授与を申請いたします。 学位論文題目 題目が日本語の場合 日本語題名 英語訳題名 題目が英語の場合 英語題名 日本語訳題名 申請者 指導教員 印 印 年 月 日	論文目録 鹿児島大学 <table><tr><th>報 告 番 号</th><th>保 論 第 号</th><th>氏 名</th></tr><tr><td colspan="3">論文</td></tr><tr><td colspan="3">・著者氏名全員、論文タイトル（英文タイトルの場合は和訳を、和文タイトルの場合は英訳タイトルを付す）、発表雑誌名、巻（号）、頁、発行年を記載すること。</td></tr><tr><td colspan="3">参考文献</td></tr><tr><td colspan="3">・著者氏名全員、論文タイトル（英文タイトルの場合は和訳を、和文タイトルの場合は英訳タイトルを付す）及び発表雑誌名、巻（号）、頁、発行年を新しい順に記載すること。</td></tr></table>	報 告 番 号	保 論 第 号	氏 名	論文			・著者氏名全員、論文タイトル（英文タイトルの場合は和訳を、和文タイトルの場合は英訳タイトルを付す）、発表雑誌名、巻（号）、頁、発行年を記載すること。			参考文献			・著者氏名全員、論文タイトル（英文タイトルの場合は和訳を、和文タイトルの場合は英訳タイトルを付す）及び発表雑誌名、巻（号）、頁、発行年を新しい順に記載すること。		
報 告 番 号	保 論 第 号	氏 名														
論文																
・著者氏名全員、論文タイトル（英文タイトルの場合は和訳を、和文タイトルの場合は英訳タイトルを付す）、発表雑誌名、巻（号）、頁、発行年を記載すること。																
参考文献																
・著者氏名全員、論文タイトル（英文タイトルの場合は和訳を、和文タイトルの場合は英訳タイトルを付す）及び発表雑誌名、巻（号）、頁、発行年を新しい順に記載すること。																

別記様式第15号（第26条第6号関係）

履歴書

鹿児島大学

報告番号	保論第号			
ふりがな氏	な		男	女
生年月日				
本籍 （都道府県名）	※外国人留學生の場合は、国籍等を記入			
現住所				
学歴	年 月 鹿児島大学医学部保健学科卒業 年 月 鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻博士前期課程入学 年 月 鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻博士前期課程修了 年 月 鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻 博士後期課程入学 年 月 鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻 博士後期課程修了見込み			
研究歴	年 月 鹿児島大学医学部保健学科研究生 ～ 年 月 年 月 鹿児島大学大学院保健学研究科保健学専攻博士課程研究生 ～ 年 月 年 月 〇〇研究所研究員 ～ 年 月			
職歴	年 月 〇〇病院〇〇部〇〇科〇〇師（士） ～ 年 月 年 月 〇〇病院〇〇科〇〇師（士） ～ 年 月 年 月 〇〇大学附属病院〇〇部〇〇科〇〇師（士） ～ 年 月			

別記様式第16号（第26条第9号関係）

研究履歴証明書

氏名 年 月 日生

生年月日

上記の者は
下記のとおり研究に従事したことを証明する。

研究機関名
機関の長の氏名 印

研究指導者の氏名		
主な研究事項	について研究した。について研究した。	
期	間	身分
年 月 日 ～ 年 月 日 ～	年 月 日 年 月 日	研究生 助手（研究員等）

年 月 日

学位論文公開審査のお知らせ

大学院保健学研究科長

下記のとおり学位論文の審査を公開で行いますので通知します。

記

日 時 年 月 日

場 所

申請者氏名 (所属分野名)

論文タイトル名

審査委員：主査
副査
副査
副査

論文審査の要旨

報告番号	保研 第 号	氏 名	
審査委員	主 査	印	
	副 査	印	副 査 印
	副 査	印	副 査 印

タイトル

英文の場合は和訳タイトルを付す。

論文要旨とは違った文章で審査委員（主査）が作成する。
できるだけ1頁にまとめる。

審査の結果、5名の審査委員は、本論文は、
であることから、博士（保健学）の学位論文としての価値を十分に有すると判定した。

論文審査の要旨

報告番号	保論 第	号	氏 名
審査委員	主 査	印	
	副 査	印	副 査 印
	副 査	印	副 査 印

タイトル

英文の場合は和訳タイトルを付す。

論文要旨とは違った文章で審査委員（主査）が作成する。
できるだけ1頁にまとめる。

審査の結果、5名の審査委員は、本論文は、.....と判定した。
であることから、博士（保健学）の学位論文としての価値を十分に有すると判定した。

最終試験の結果の要旨

報告番号	保研 第	号	氏 名
審査委員	主 査	印	
	副 査	印	副 査 印
	副 査	印	副 査 印

主査及び副査の5名は、年月日、学位請求者.....に対し、論文の内容について質疑応答を行うと共に、関連事項について試験を行った。
具体的には、以下のような質疑応答がなされ、いずれについても満足すべき回答を得ることができた。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

以上の結果から、5名の審査委員は本人が大学院博士課程修了者としての学力と識見を充分に具備しているものと判断し、博士（保健学）の学位を与えるに足る資格をもつものと認めた。

2頁以内にまとめる。

学 力 確 認 の 結 果 の 要 旨

報告番号	保 論 第	号	氏 名
審査委員	主 査	印	
	副 査	印	副 査 印
	副 査	印	副 査 印

主査及び副査の5名は、 年月日、学位請求者.....に対し、論文の内容について質疑応答を行うと共に、関連事項について試問を行った。

具体的には、以下のような質疑応答がなされ、いずれについても満足すべき回答を得ることができた。

・

・

・

・

・

・

以上の結果から、5名の審査委員は本人が大学院博士課程修了者と同等の学力と識見を十分に具備しているものと判断し、博士（保健学）の学位を与えるに足る資格をもつものと認めた。

2頁以内にまとめる。

鹿児島大学大学院保健学研究科博士後期課程における優れた研究業績を上げた者の認定に係る申合せ

平成17年10月12日
博士後期課程委員会決定
平成23年11月9日一部改正
平成27年2月10日一部改正
平成27年3月11日一部改正
平成27年4月1日実施
令和元年9月13日一部改正

この申合せは、優れた研究業績を上げた者（以下「優秀者」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

1 優秀者の要件

優秀者として認定できる者は、所定の授業科目を履修し、修了時まで12単位以上を修得する見込みがあり、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 博士前期課程又は修士課程を修了し、当該課程の在学期間を含み大学院に3年以上（個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が入学した場合にあっては1年以上）在籍する見込みがあること。
- (2) 博士後期課程在籍中に、査読制度のあるインパクトファクターが1.0以上の国際的な専門学術雑誌（以下「学術雑誌」という。）に筆頭著者として掲載、あるいは掲載の承諾が得られた原著論文（論文種目の中で原著論文に相当するものを含む。）があること。

2 優秀者の認定

優秀者の認定は、次に掲げる書類に基づき、保健学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）が行う。研究科教授会は、認定された者に対して「優れた研究業績を上げた者」としての認定書（別記様式第1号。以下「認定書」という。）を交付する。

- (1) 指導教員の推薦書（別記様式第2号）
- (2) 研究業績目録（別記様式第3号）
- (3) 学術雑誌に掲載された論文（未掲載の場合は、論文原稿及び学術雑誌発行機関の受理証明又は掲載許可書）
- (4) 掲載又は掲載予定学術雑誌の投稿規定のコピー
- (5) 博士前期課程及び後期課程在籍中の成績

別記様式第1号

第 号

認定書

○年度入学 保健学研究科 博士後期課程

○○○○

○○年○月○日生

上記の者は、優れた業績を上げた者としての要件を満たしていると認定したことを証明する。

年 月 日

鹿児島大学大学院保健学研究科長

○○○○○

別記様式第2号

指導教員の推薦書

保健学研究科長 殿

分野名

学位申請者

生 年 月 日 年 月 日

推薦理由

(優れた業績として、論文を提出する場合は、①国際的な専門学術雑誌に掲載若しくは掲載予定の論文で、その内容の学問的価値が特に高いものであること。②在学中の成績が優秀で、かつ、高度の研究能力や豊かな学識を有していることなどについて記載してください。)

年 月 日

鹿児島大学大学院保健学研究科

指導教員

印

別記様式第3号

研 究 業 績 目 録

①著書, ②学術論文, ③学会発表等を記述し, 別業とする。

氏 名 _____

著書, 学術論文の題目又は 学会発表の演題名(全著書名 又は全発表者名)	著書・雑誌名, 巻号; 初頁— 終頁, (発行所名)又は発表学 会名	発行又は 発表の年	概 要

【そ の 他】

桜ヶ丘キャンパス

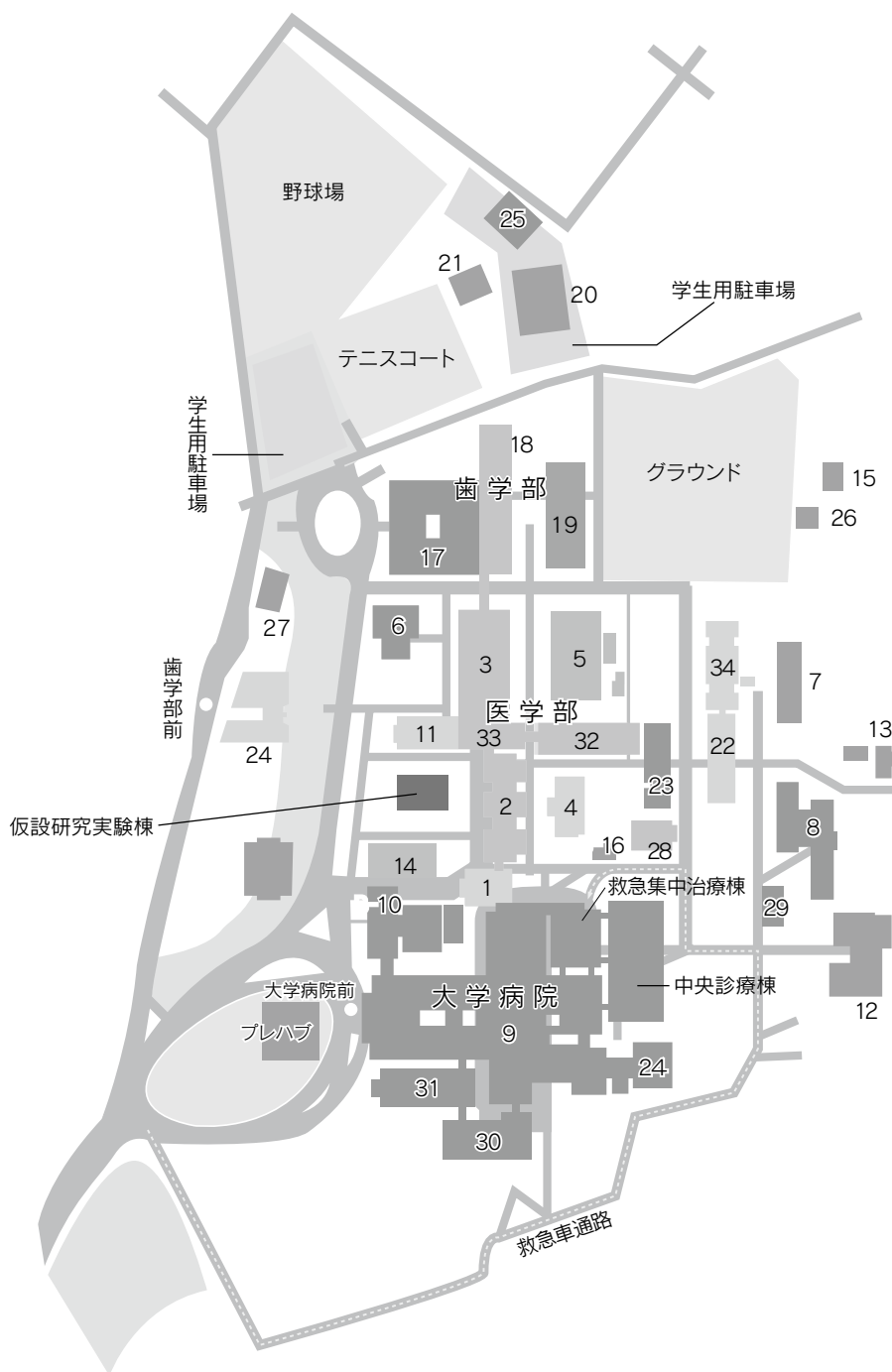
医学部

歯学部

医歯学総合研究科

鹿児島大学病院

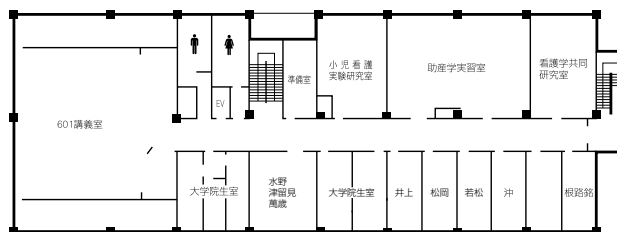
- ① 医学部臨床講義棟
- ② 医歯学総合研究科棟3(臨床医学系)
- ③ 医歯学総合研究科棟2(基礎医学系)
- ④ RI実験施設
- ⑤ 研究支援センター(動物実験施設)
- ⑥ 福利厚生施設(桜ヶ丘会館)
- ⑦ 桜ヶ丘寄宿舍(学生寮)
- ⑧ 看護師宿舎
- ⑨ 鹿児島大学病院医科診療棟・病棟
- ⑩ 鹿児島大学病院管理棟
- ⑪ 医学部基礎講義実習棟
- ⑫ 中央機械棟
- ⑬ ポンプ室
- ⑭ 附属図書館桜ヶ丘分館
- ⑮ サークル棟
- ⑯ 実験廃液処理施設
- ⑰ 鹿児島大学病院歯科診療棟
- ⑱ 回復期リハビリテーション病棟
- ⑲ 医歯学総合研究科棟1(歯学系)
- ⑳ 歯学部講義・実習棟
- ㉑ 桜ヶ丘体育館
- ㉒ 運動器具庫
- ㉓ 医学部保健学科東研究棟
- ㉔ 共通教育棟
- ㉕ 鶴陵会館
- ㉖ 医学部・歯学部課外活動施設
- ㉗ 弓道場
- ㉘ さくらっ子保育園
- ㉙ 医歯学総合研究科棟5
- ㉚ レジデントハウス
- ㉛ 病棟(C棟)
- ㉜ 病棟(B棟)
- ㉝ 医歯学総合研究科棟4(新臨床医学系)
- ㉞ ヒトレトロウイルス学共同研究センター
- ㉟ 共同利用研究棟
- ㊱ 医学部保健学科西研究棟



医学部保健学科・保健学研究科棟

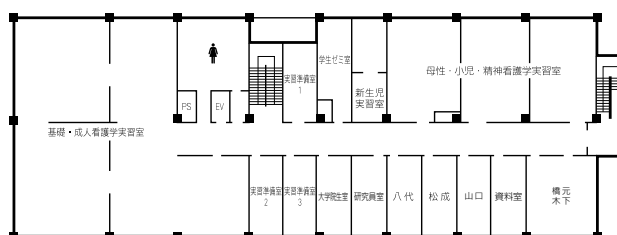
5F

東研究棟



4F

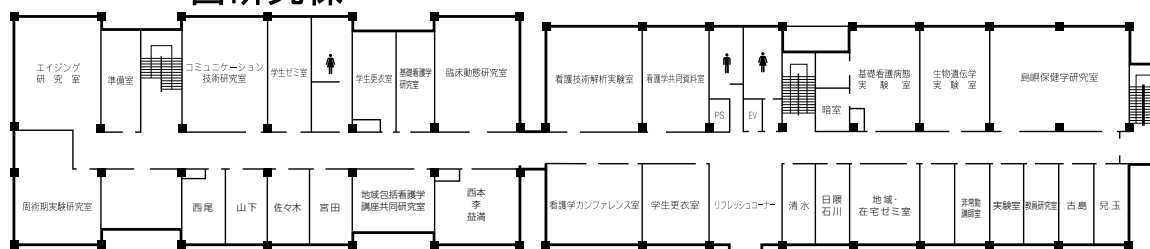
成育看護学講座



3F

西研究棟

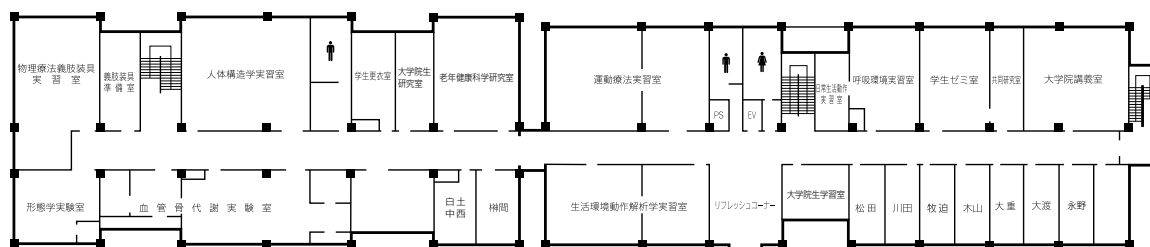
基幹看護学講座



地域包括看護学講座

地域包括看護学講座

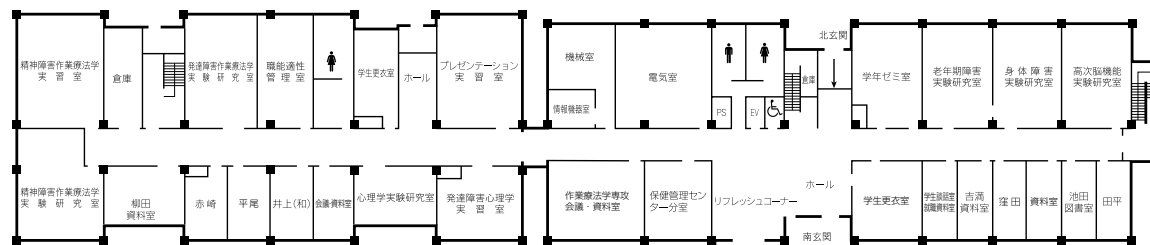
2F



基礎・臨床理学療法学講座

基礎・臨床理学療法学講座

1F



臨床作業療法学講座

基礎作業療法学講座

桜ヶ丘 共通教育棟

